



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



室蘭工業大学研究報告. 文科編 第41号 全1冊

メタデータ	言語: eng 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2798

室蘭工業大学
研 究 報 告
文 科 編

第 41 号

平成3年11月

MEMOIRS
OF
THE MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

Cultural Science

NO. 41
Nov., 1991

MURORAN HOKKAIDO
JAPAN

Editing Committee

K. Honda	Prof.	<i>Chairman Chief Librarian</i>
T. Gotoh	Prof.	<i>Civil Engineering and Architectare</i>
K. Nishida	Prof.	<i>Mechanical System Engineering</i>
N. Gotoh	Prof.	<i>Computer Science and Systems Engineering</i>
H. Nakane	Asst. Prof.	<i>Electrical and Electronic Engineering</i>
A. Kimura	Asst. Prof.	<i>Materials Science and Engineering</i>
T. Hashimoto	Prof.	<i>Applied Chemistry</i>
Y. Baba	Asst. Prof.	<i>Literature</i>
Y. Takegahara	Asst. Prof.	<i>Science</i>

All communications regarding the memoirs should be addressed to the chairman of the committee.

These publications are issued at irregular intervals. They consist of two parts, Science and Engineering, and Cultural Science.

室蘭工業大学研究報告 第 41 号

文 化 編

目 次

症例報告：

複数同胞(姉弟)にみられた登校拒否と その家族内力動……………	齊 藤 巖 佐 藤 豪	1
ドイツ国家緊急権史研究 —プロイセン合囲状態法制—……………	長 利 一	23
「生涯学習」に関する孝察 ……………	朝 岡 幸 彦	51
等位分の主語の省略……………	橋 本 邦 彦	73
Die Übersetzung des Sutra Textes „Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra“ mit Erläuterungen …	大 村 英 繁 マルセル W. シャルパー	111
S.T. コウルリッジの「老水夫の歌」について……………	安 藤 栄 子	137
各種運動と睡眠時心拍変動について……………	谷 口 公 二 上 村 浩 信 小 成 英 寿	151
学術研究発表集録 (平成2.4.1～平成3.3.31)……………		160

症例報告：複数同胞(姉弟)にみられた登校拒否 とその家族内力度

斉藤 巖 佐藤 豪 (札幌医科大学)

Case Report : Siblings' School Truancy and Familial Background

Iwao Saito and Suguru Sato

Abstract

This report describes a therapy experience of sibling truancy. The first was a 16 year old high school girl suffering from irritable colon syndrome of diarrhea and gas symptoms. The second case was 14 years old brother of junior middle school. One of characteristics in these cases was family problem which their parent was in severe crisis of divorce. Their mother complained of husband's violence and verbal abusiveness just after marriage. The rationale of treatment program based on, 1) to protect two patients from emotional and behavioral turmoil parent engendered, 2) to teach them a simple analytical procedure with which they evaluated parents' conversations and behavior, then we extended rationale as followings, 3) to reevaluate father's social and familial contribution if any, 4) to set up something good that pleased thier father and sufficed his loneliness and distorted perception, and finally, 5) to expect his unforced rearrangement in his behavior and phylosophy. The first case, elder sister, had experienced first the first place in the second terminal examinations of the third grade in junior high school. Since then she became nervous with a notion that she would be rivaled and be challenged by her classmates. She developed school truancy soon after her irritable abdominal symptoms of diahorea and gas with frequenq lavatory attends during lectures. She would not attend school anymore and prepared herself with the entrance examination of high school at home(3 months). She visited the 1st Department of Medicine of Hokkaido University Hospital because she could not attend high school for 3 months. She was treated with desensitization technique (6 sessions) and was improved. However, 1 year later, her junior middle school brother, became truant after his parent forced him both to quit baseball team and several months later, to stop drawing caricature (Manga in Japanese) in order to prepare himself for the high school enrance examination 4 years ahead. He did not have definite physical complaints except infrequent abdominal pain, and he seemed to be classified as core type truant according to Tamai and Yamamoto's criteria. He was refered to a specialist of juvenile

psychiatry, however, it was difficult for several specialists to establish rapport with him, then he returned to us again. The main reason why he returned to us revealed later that he had compulsory wish to have the same things with elder sister in family events, so he insisted to have the same therapist as his sister had had before.

A modified desensitization method which we tried for trial seemed better on him. In this method, the patient was asked to evaluate his rate of anxiety against various kinds mental images which a therapist offered. This selfrating of anxiety and/or uncomfortable feeling does not accompany with ordinary relaxation procedure unlike the systematic desentization method. With this cue, we were able to develop firm rapport and to proceed active behavioral approach and simple transactional analysis.

After 95 sessions he returned to school as a full-time student and thereafter attended regularly.

Thier mother practiced a self-made systematic desensitization program to mitigate negative attitude against her husband. He became positive to her without violence, although his basic character traits held still. 8 years follow-up showed that both of sibilings graduated public high school, college and positive in social life.

はじめに

登校拒否児童¹⁾の著しい増加は現代社会の現象の一つであり、その予防や治療対策の確立が急務である。その原因を社会、文化、教育などに求める場合や、治療としての視点を家庭や個人レベルにおき、治療効果との関連で論ずる場合もある。すなわち、患者本人の疾患や性格^{11), 12)}、学校¹⁰⁾、家庭環境^{2), 3), 8)}や社会的背景^{2), 3), 4), 10), 15)}など次元をかえて広範な説明がなされている。そのため、治療者は患者そのひととの関わり合いに終始するのではなく、別の発因子である環境要因の調整など根本的改善を図ることが要請されている。また、単に登校拒否だけではなく、中学生や高校生の家庭内暴力¹⁹⁾、大学生の登校拒否症^{5), 9), 19), 20)}および成人にみられる入社恐怖症との関連も同様に検討されている。我々は同一家庭内に発生した複数の同胞の登校拒否の事例をいくつか経験している。^{12), 13), 14)}このようなケースは稀なためか、その頻度や実体は現在まで殆ど知られていない。今回はその典型的な症例を報告するとともに、その家族的背景についても述べたい。

症 例

患者一 1：17才、女子高校生。

主 訴：腹鳴、下痢、登校拒否。

出生時：正常分娩、発育も異常なし。

既往歴：特になし。

家族歴：遺伝的素因は認められない。父親は公務員であり、母親は小さな会社（長兄が本社社長）を委託されて管理している。同胞は小学6年生の弟が1人いる。以下、家族の構成員について紹介する。

父 親：4人兄弟の長男であったが、6才の時に両親に先立たれた（原因不明）。兄弟はバラバラに各地に養子に出され、以後40年以上一度も4人揃って会ったことがない。養父も子供時代に養子に出された人であり、食事や学資は出してきても心の通い合う間柄ではなかった。家族には自分は空腹のため(?)よく生米をかじったと話している。中学・高校時代も仲のよい友達がなく、無口で短気、小柄ではあるが腕力が強くてよく喧嘩をした。一時期は非行化したこともあると本人が家族に語っている。養父母から学資を出してもらい無事に大学も卒業して公務員になった。同じ職場の女性を好きになり、消極的な彼女を無理に押し切って結婚にこぎつけている（現在の妻）。妻の話では、はじめのうちは彼も親切であったが、次第に気持ちの荒さや冷やさがみえてきた。この結婚は失敗だと気づいて婚約を解消しようとしたが、強引に押し切られたという。結婚後、夫は金銭に細かく、妻がその日に必要な金額を申し立てると夫の判断で必要額がきめられたという。金を使いすぎると叱られたり、叩いたり蹴られたりすることもあった。風邪をひいても医者に行かせてくれぬこともあった。

父親は長女が生まれると大変に可愛がり、手をかけていた。子供が大きくなると自分の得意な絵を教え始めている。しかし、熱心のあまりに、自分の思い通りに上達しない時は手を叩いたり、蹴りつけたりした。このために子供は父親に絵を習う時は怖くて手が震え、絵が描けなくなってしまった。結局、子供

はコンテストなどで上位に入賞を繰り返しても、父親の前では手が震えて絵が画けなくなり、絵の勉強は辞めている。長女（患者）は他の勉強に関しても父親の厳しい指導と皮肉な励ましに反発する形で優秀な成績を挙げている。父親は弟には人が変わったように甘く、「この子には自分の老後を見て貰うのだから」と叩いたことは全くない。しかし、母親や姉を頻繁に叩く父親に対して、弟は自分も二人と一緒に叩かれているような気がして父親は嫌いだと言っている。また、父親は仕事はよくでき、上司に忠実で信頼もある。しかし、思い遣りがないと上司に指摘されることが多く、昇進が遅れている。最近では長男（弟）が大きくなり、身長も自分より10cm程高くなっている。妻や姉は弟に父親と相撲やレスリングを勧めるため、よく相手をする。しかし、長男も強くなって、時々負けそうになる。妻や姉は弟ばかり応援するため、イライラすることが多く、もしかして、そのうちに殺されるのではないかと怖くなる。怒りっぽいのは家族にも、セールスマンなどが来ても些細なことで怒り出し、よく喧嘩する。近所でも喧嘩好きと思われている。父親が不在の時は、妻や子供たちは賑やかに楽しく過ごしているが、父親が帰ると急に押し黙り自分の部屋に入ってしまう。酒を飲んだ時などは「子供時代は親の愛情の知らない生活だったが、今も家族の愛情が薄く、俺は天涯孤独だ」、「お前たちは俺のいうことをきかないが、俺が給料を持って来てお前達を養っているのだ。俺に従うのは当然だ」などと家族に語っている。妻から離婚話をだされているが拒否している。

母親：両親は健在である。兄弟は10人、家庭は貧困だが、明るく温かであった。父親は面倒みがよく、不遇の時代もあったが、地方の行政団体のリーダーを長年つとめる人望家である。妹は精神障害で入院したことがあるが、結婚して幸せである。男の兄弟はいずれも優秀で社会的に成功している。夫とは恋愛結婚である。しかし、夫は当初、優しくだったがそのうち、粗暴であることを隠しており、自分はまだまされていると気づいたが、強引に押し切られた。のちに、離婚の決心をつけた時には、患者を懐妊しており、子供のために離婚を諦めたという。性格は明るく、社交的で万事によく気がつく、過剰適応タイプである。子供時代は貧困や同胞が多いため、欲しいものが買って貰えなかったた

めか、夫の話では、多少浪費の傾向がある。家族や近所の人にこまめに物をあげるが、一度に何種類もあげることが多いという。

弟：〔患者—2〕で後述するので省略する。

現 症：成績優秀でクラスでトップになることを目標に不断的努力をしていた。競争に友情はいらないと語り、ボーイフレンドの申し込みもことごとく拒否し、同性の友達もつくらなかった。中学3年の二学期の期末試験で念願のトップになることが出来た。しかし、それ以後、級友が敵意をもって追いかけて来るのでないかと不安になった。その頃から授業中に動悸、冷汗、腹鳴や下痢もおき、トイレに行って腹の調子をとのえることが多くなった。腹のことはかり気になり、授業に集中出来なくなった。ある時、男子生徒に「お前は腹がゴロゴロ鳴るし臭い」といわれショックをうけた。これを契機に学校に行けなくなった。両親は学校での出来事をきいていたが、「気の強い子なので不登校も一時的で、まもなく行けるだろう」と静観していた。しかし、3ヶ月たっても患者は通学出来ず、結局、自宅で高校受験の準備をして、入学試験に合格した。しかし、高校生になってからも登校出来ないために、風邪をひいて下痢したのを契機に単独で北大第一内科を受診した。

身体所見：心・肺を含む胸部、腹部および神経学的にも異常は認められなかった。

検査所見：尿・一般血液学的所見に異常はなく、肝機能も正常。胃および大腸バリウム検査でも異常所見は見当たらなかった。

心理テスト：コーネルメディカル・インデックス (CMI)：II領域 (深町分類)。

治 療：胃・大腸バリウム検査で異常の無いことを確かめ、薬物療法のみで症状を調整するつもりであったが、不登校が3ヶ月以上も続いていることを明らかにされたため、系統的脱感作法をふくむ心身医学的に治療に変更した。薬物は不安のコントロールとしてオキサゾラム15mg、3 xnを投与し、腸の蠕動昂進の調整にメトクロプロラミド30mg、3 xnを投与した。登校した際の下痢、腹鳴りや心悸昂進などの不安反応を修正するために系統的脱感療法をおこなった。その階層表は第1表に示した。

第1表：系統的脱感作療法の階段表(症例1)

	1) 夕食時、明朝は学校に行くかな。
	2) 朝、目覚めて、学校に行くかな。
	3) 母の車で出かける。
	4) 学校が遠くにみえる。
	5) 校門の所に来た。
	6) 学校の玄関に来た。
	7) 学校の玄関でクツを換える。
	8) 廊下を歩いて教室へ。
	9) 教室の前。
	10) 戸をあけて級友、先生をみる。
	11) 自分の机についてる。
	12) 顔をあげて先生の顔をみる。
	13) 先生にあてられる。
	14) 立って英語のリーダーを読む。
	15) 級友が「くさい、くさい」という。
Relaxation	1) 食事(特に夕食)
	2) 部屋でステレオを聞く。
	3) 絵を描く。
	4) 母とショッピング

当初、階層は10項目であったが、3)、5)、7)、8)、12)を患者の希望により途中で追加した。3回の脱感作療法で登校は可能となり、5回で授業中の不安も消失した。脱感作の終了とともに非指示的カウンセリングに切り換えて、再発防止のため家庭や学校での自己調整に重点をおいた。患者の不登校の背景には暴力をふるう父親と離婚願望の母親の間の家庭的不安定が明らかとなった。このため、いつも付き添って来る母親と10分間ぐらいの非指示的カウンセリングを始め、夫への怒りや不満には支持的に対応した。患者には父母の争いや父親の加虐的行動の心理規制をその生育歴から検討し、父親が患者や母親に投げかける刺激的言語や加虐的行為の意味について簡易分析的に理解させた。また、自分の習慣的な行動や思考を修正することの難しさを強調した。その例として、

症例報告：複数同胞(姉弟)にみられた登校拒否とその家族内力度

知的職業に従事し、啓蒙を主とする父親が長年にわたり自分の行動を修正出来ずにいることを挙げた。ついで、父親の行動を改善させる全家族的取り組みについて検討した。父親が家族に辛くあたるのは、自分が子供時代に養父母に育てられたため、温かい愛情がやりとりのされる家族のつきあい方を知らず、結局、自分が経験した冷たい家族関係と同じやり方で家族に接しているためと考えた。そして立派な社会人となって営む現在の家庭でも、昔と同様に家族のグループからはずれ、嫌悪の目でみられているのは、養子時代の孤独の延長であることを明らかにした。父親を家族の一員として暖く受入れ、仲間として扱うことで少年時代の精神心理的外傷が改善する可能性のあることを示唆した。以上の処置により、夫婦喧嘩や父親の暴力がおきても、事態に巻き込まれず、自己の安定を維持出来るようにすることで、再発の予防処置とした。すでに腹部症状も改善して登校出来ることから、上記の段階で治療を終わった。治療の概略は第2表に示した。6年間の経過観察でも順調である。大学入学後のことは、次の第の項でふれたい。

第2表：症例1の治療経過表

回数	腹部症状	登校拒否	薬物以外の治療法
1	+	不登校	系統的脱感作療法
2	+	不登校	同じ
3	±	登校	同じ
4	±	登校	同じ
5	-	登校	同じ
6	-	登校	交流分析・カウンセリング
7	-	登校	同じ
8	-	登校	同じ
9	-	登校	同じ
10	-	登校	同じ
11	+	登校	同じ
12	-	登校	同じ

患者一2：14才、男子。

主 訴：登校拒否。

現 症：姉の治療面接に母親としばしば一緒に来院していた。ニコニコして
 いるだけで声を出さないのが特徴であった。いつも自分で描いたマンガノ
 ートを肌身離さず持ち歩いている。小学4年生までは快活でクラスの野球の
 選手であった。しかし、5年生の時に、高校受験のための中学での勉強に
 備えて、今から勉強に集中するようにいわれ、両親に従って野球を辞めた。
 その代わりに始めたマンガも同じく後に辞めさせられた。その頃より、
 イライラすることが多くなり、仲のよい友達とも喧嘩すると仲直りが出
 来づらくなった。朝、目覚めても、気分が悪かったり、腹が痛くて学
 校に行けなくなった。姉の登校拒否がおきてほぼ一年後であった。母
 親や父親が患者を学校まで車で送り届けても1～2時間で帰った。叱
 って強制すると、下校時間まで公園やデパートで時間をつぶし、風紀
 係の先生に一度補導されている。それ以後は登校を両親に厳しく強制
 されなくなった。発病一ヶ月の頃、母親より電話で相談を受けたため、
 精神科の専門医を紹介した。しかし、治療者一患者間のラポールがつか
 ず、他の児童精神医学の専門医に依頼されている。第二の専門医を受診
 後、患者が自宅に戻るなり、包丁を持って自分の方に向け「僕を無理に
 治療に連れて行って自殺させるか、どっちか決めて！」と迫ったので
 治療を中断した。結局、著者が外国出張から帰ってから治療するこ
 とを約束した。後に判ったことであるが、患者が専門医を忌避したこと
 には以下の理由が判明した。この患者は小さい時より姉と同じ物に執着
 する癖がある。たとえば、親がお土産として、姉にレコードを買う場合
 には患者にも同一歌手、同一の曲で全く同じ物でなければ納得しな
 かった。今回の治療に関しても姉と同じ治療者を要求したと推測され
 た。

身体症状：神経学的所見を含めて特に異常は認められない。

心理テスト：MMPIでは尺度8と2が最も高得点であり、強い不安、極度の
 緊張や反抗心、攻撃性を持ちながら、自制を喪失を恐れて率直な感情表
 現が出来ないことが示されている。また、情緒的に傷つけられた経験から、
 それ以上に傷つくことを恐れている。P-Fスタディでも無罰的解決が多く、
 自我の強調

症例報告：複数同胞(姉弟)にみられた登校拒否とその家族内力度

や自己主張が困難で適度な攻撃性すら発揮できない状況を示している。

経過ならびに治療：治療の概略と経過は第3表に示した。最初の3セッション

第3表：症例2の治療経過表

Sessions		母 親	
		登校時間	カウンセリング・交流分析
1	① Nondirective } counselling	0～2時間	
3	③	1—2.3 時間	
4	① 系統的脱感作法 } (不安↓不可能) 心象的不安評点法		
19	⑫		
20	① Counselling 「父の研究」(長子、暴力、非妥協性、仕事) } 交流分析 「母の研究」(過干渉、離婚) 「姉の研究」(イバリ、強制的) 「自分の研究」(マンガ、クラス、進学) 中和法 (抑圧された怒りの爆発)	2—4	
	} キャンプ (母子の分離) アルバイト	3～4	自分で脱感作法プログラム
95	⑮ operant (全日登校) 経過観察	全日 (6時間) 全日	①夫のフトンに入る 5分間(夫：いない時) ② ♫ 5分(夫と) ③ ♫ 10分(夫と) ④ ♫ 30分(夫と) ⑤ ♫ 30分(子供にみせる)

ンは非指示(ノンディレクティブ)カウンセリングを施行したが、殆ど自発的発言がなく、誘導的質問には弱々しく「ハイ」、「イエエ」を繰り返すが、言葉少なに、手短に済ませようとした。沈黙が5分あるいは10分と続き、ラポールの形勢に困難を感じさせた。系統的脱感作療法による登校改善を試みたが、不安レベルの改善の兆しはみられず(3セッション)、その時点で時期尚早と判断された。その代わりとして、患者の日常生活の情動状態を理解することに重点をおき、以下の方法を試みた。すなわち、家庭や学校における不安レベルを知るために、患者を閉眼させ、様々なイメージを心像的に作らせ、その不安レベルを0～10の11段階に分けて自己採点させた(仮に心像的不安評点法と名付ける)。個々の作像時間は5秒前後とし、1セッションのイメージの数は150～200とした。ただし、系統的脱感作療法と異なって不安を減少させる(リラクセ

ーション) 操作はおこなわなかった。イメージのテーマは第4表に示す如く、家での朝食や夕食、父親の小言、暴力や夫婦喧嘩、両親の病気 (実際には病気になることは殆どない)、登校準備時 (前夜、当日朝) や学校の門、玄関、廊下、教室の前、自分の机に座るイメージ、黒板に出て得意な科目や嫌いな科目の「答え」を書くイメージなどをおこなった。さらに洞窟遊びとして暗く曲がりくねった洞窟の中を通り抜けて (最初は友達と、それが出来たら一人で) 明るい外に出るゲーム、友達が鼻血を出したり、骨折をするような喧嘩、患者がそれを

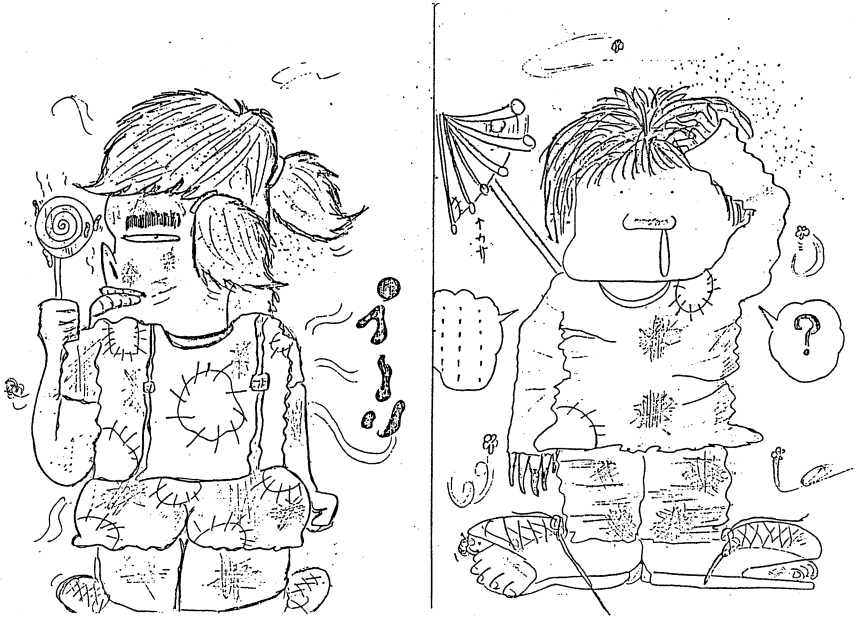
第4表：心像的不安評定法 (仮称)

ケンカ (n=13)		登校 (n=13)	
友達がケンカ	1.1±0.2	朝ごはん	0.2±0.2
鼻血	5.5±1.2	母の頭痛	2.9±0.4
骨折	7.8±0.4	患者を送っていけぬ	6.5±0.8
患者にかかってきた	6.8±1.8	1人で行きなさい	7.1±0.8
何故ケンカを止めぬ と抗議される	6.9±0.4	学校の門	7.3±0.5
		学校の玄関	7.6±0.7
		教室の前	6.8±0.6
		先生の声きこえる	7.8±1.2
病気 (n=10)		教室 (n=12)	
朝ごはん	0.2±0.2	黒板で数学の計算	7.6±0.8
母が頭痛	3.0±0	1題間違った	8.5±0.8
父が頭痛	5.4±0.4	1題合った	5.1±1.8
父母に水枕を持っていく	4.6±1.1	先生ほめる	4.5±1.2
昼ごはんを作ってる	6.3±2.4	家に宿題持って帰る	6.4±1.6
ありがとう	3.6±2.2	父に何故出来ぬと叱られる	6.8±1.0
父治る	3.0±1.2	1題とける	5.1±1.0
母治る	3.0±1.0	父が感心	4.3±1.5
		判らない(解答)	6.3±1.4
		とけた (解答)	3.3±0.7
(p<0.05)		父：ビックリ	3.8±1.5

仲裁する場面などをストーリー性をもたせ、紙芝居の如く細かく区切って構成した。また、患者に興味を持たせるために彼の希望を取り入れたテーマも実施した。この方法を13セッションおこなったが、最後の数回を除き、殆どの場面で不安レベルの変化はみられなかった。しかし、最後の数セッションでは不安レベルが急に増加したため、この方法も中止した。CMIの精神心理的愁訴であるM-Rは19から27と増加し、STAIのも22から42と増加した。一方、CMIの身体的愁訴であるA-Lは14から2と明らかに減少していた。このため、身体的愁訴として転換されていたものが、再度不安として顕在化していたものと理解した。この頃より彼の重い口が緩みはじめて、面接後に窓、机や椅子などの後片付けをするなど、協力的態度が見られ始めた。学校も1～3時間は授業を受け始めた。母親は姉の場合と同様に治療当初から短時間のカウンセリングを平行させていた。母親によれば、夫は仕事一筋で頑固、非妥協的で自分や長女に暴力をふるうが、弟は自分の老後をみて貰うからと叩かない。但し、弟は父親が家族を叩く時、止めようとして突飛ばされて全身性チックを数回おこしている。母親と子供達は結束し、離婚の時は母親が二人を引取るという。子供達も「お父さんは陰気で怒るから嫌いだ、お母さんと一緒にいく」という。父親は「俺が働いて養っているのに、従わないのはお前らが悪い。離婚はしない。もし、その時は弟を引取る」と主張している。弟は「父親と暮らすのは嫌だ。もし、そうなったら覚悟がある」と自殺をほのめかしている。母や姉は父親より体の大きな患者に父親と相撲やレスリングをさせたがり、弟が勝つよう応援する。弟の腕力で夫の阻止を期待している。患者は自分は本気で闘っており、発作的にブレーキが効かなくなって父親を傷つけまいかと心配している。患者にも家族内力動を理解させるために簡単な家族分析をおこなった。手初めとして「父親の研究」をおこなった。たとえば、1)父親の生立ちの特徴の一つとして、幼児期に両親と死別し、4人の幼い兄弟がバラバラに養子に出された人であったこと。2)養父と父親の性格形成との関連、例えば、頑固、拒否的・加虐的性格の由来。普通の父親ならとらぬ奇異な行動、例えば、母親が風邪をひいて治療を受けることを無駄使いと非難したり、姉(前出)が高校を受験する前

夜に激しい夫婦喧嘩をして姉を叩くなど、受験を意図的とも思われる妨害をすることは、父親が少年時代に養父から受けた嫌がらせを自ら、再現していると思われること、また、少年時代から家庭では家族から孤立し、結婚後も養子時代と同様に孤立して家族から温かく受入れられた経験の極めて少ない心理的状况にあること、3)父親を温かく受け入れることが父親の孤独で暴力的性格の改善につながること、4)社会人としては、上司に信頼されて有能である長所を強調して、父親への全体的理解を深めさせた。次に「母親の研究」として、1)結婚を後悔して離婚を望む母親、2)仕事が出来て、現在委託されている会社を拡張すると夫の収入を上回ること、女性も子供が大きくなり、特に自分の収入が安定している場合は独立心が強くなり、必ずしも不本意な結婚の継続を望まぬこと、3)患者に父親との相撲やレスリングをすすめて代理戦争をする母親、また、患者には過保護・干渉的であり、一方父親を避けることとの関連、4)家人をはじめ、周囲の人々に物を買って与えることが好きなことと子供時代に兄弟が多くて欲しい物が得られなかったこととの関連についても検討した。「姉の研究」として、1)患者に口うるさく、母親に似ている点、2)皮肉、辛らつ、加虐的で父親に似た部分、3)患者とよく喧嘩して、互いに譲らず、父と母の間柄を再現しているかの如き姉弟関係について検討した。最後に「自分の研究」として、1)父母の離婚問題と自分の引き取られ先、2)父親からは大切にされ、老後の面倒をみることを期待されているが、母親や姉と同じく、父親が嫌いで怖く、母親や姉が叩かれる時は自分も一緒に叩かれているような気がする、3)母親の愛情に対する姉との激しい奪い合い、例えば、母親がお土産にレコードを買う時は姉と同一のもの、すなわち、同一歌手の同一のレコードでなければ納得しないことや、学校に行くことを条件に買ってもらったステレオを姉に使わないために部屋に鍵をかけたりする自分について、4)よい中学に行くために野球部を辞めさせられ、つづいて始めたマンガも同様に辞めさせられたがそれ以後友達との喧嘩が多くなったこと、また、マンガの内容が殴る・蹴るなどいつも暴力が登場するがこれを父親の暴力に対する怒りの発散になっていたことも話しあった。マンガにある悪魔大王の暴力に対抗するため、正義が力をもって

征服するのは暴力をふるう父親と相撲やレスリングをして父親の暴力を抑止する現実と同一の趣向であることも検討した。5)患者の登校拒否という学生には相応しくない行動が、実は、家庭では暴力的・独断的で父親の職業的規範から逸脱した行為の父親や、離婚を望み家庭を分裂させてがっている母親に対し、患者が非言語的に良くない両親を真似ることで非難していると指摘する学者のいることも話し合った。6)前述の如く、父や母の両方から期待されていることは患者が双方を操縦出来る可能性のあること、特に専制・暴力的父親の見直しとその操縦法について検討した。以上、患者自身をも含めた家族の再検討をおこなった。両親の相互理解をすすめるためには、先に気の付いた方、すなわち、母親、姉や患者から始める必要があると結論した。この時点では45セッション前後であった。患者は2～3時間の通学は可能であったが、依然として級友との付き合いを避け、学習についていけない状態であった。中学で始まった新しい科目(英語)については、教科書を病院に持参させて学習を手伝い、特に予習をおこないことで授業での不安の緩和をすることにつとめた。また、膠着状態の打開のため、患者の抑圧された怒りを解放する目的で次の試みをした。第1図は患者に描いてもらった絵であるが、治療者の要請で多くの欠点を盛込んだ人物になっている。この絵について、欠点を逐次指摘させ、叱責、注意させて抑圧の解放をおこなった。8セッション施行したが、初めの朗読調から次第に感情をこめて叱れるようになり、吃りつつ感情を爆発させることもあった。この頃から患者の態度に明るさや素直さならみられ始め、面接後に手伝うなど積極的となった。学校ではクラブ活動で再度リーダー役を果たすようになった(マンガクラブ)。夏休みには家を離れて級友と養豚場でアルバイトをした。子供だけのサイクリングやキャンプもすすめて行かせ、両親の保護から離れた生活を体験させた。しかし、3～4時間の授業に参加は出来ても全科は無理で、治療者とかけひきしているのではないかと推測される時期が暫く続いた。例えば、午前の授業に出ると午後は欠席し、2～3時間目から出席すると最後まで受けるなど意識的に出席時間を調整しているとも思われた。これを打破するため、オペラント条件付けを用いることにした。すなわち、全科目出席出来れば外国

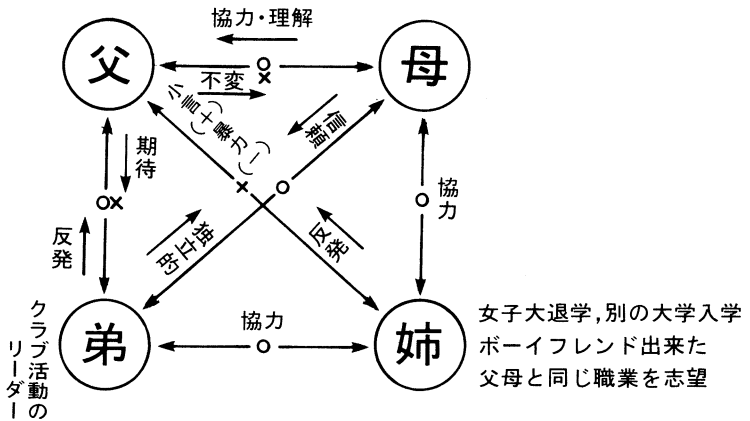
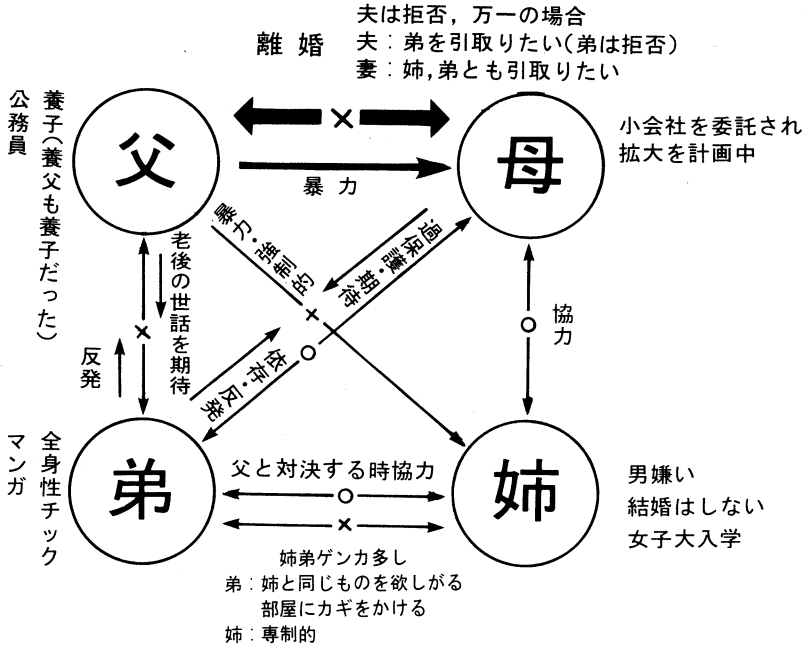


第1図：患者(症例2)の描いたマンガ

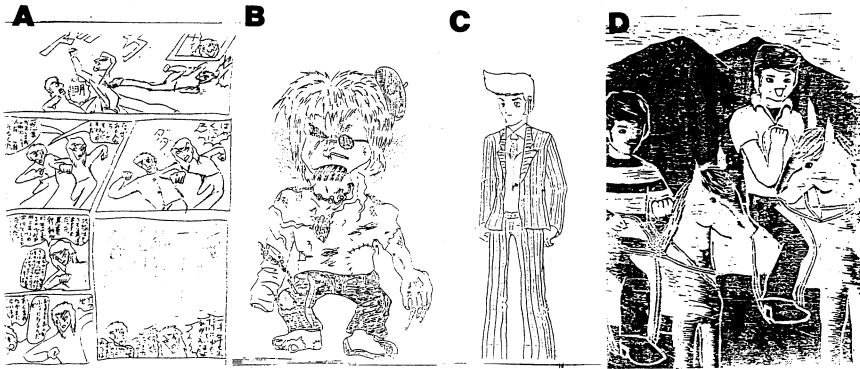
製チョコレートを一箱プレゼントすることを提案した。数日後、患者は全科目に出席出来たが、翌日は「疲れた」といった全日休んでいる。次の提案は、1日全科目の出席を500円として3日連続して全科目出席した場合に1,500円をプレゼントし、3日連続の出席が出来ない場合には、一切金銭報酬を与えないこととした。この方法で3年ぶりに登校出来た本児は1回の条件付けのみで以後完全に登校出来るようになった。不登校1年目には、学校に行く条件として極めて高価なステレオ(父親の1ヵ月分に相当)を買って貰ったが結局は登校出来なかった。また、患者の希望により、家族で一週間の北海道一周ドライブを実現して貰ったが、不登校には変わりはない。このため、1,500円のオポラントで登校出来たのは単なる金品につられたのではなく、患者の内面的成長によるものと判断された。すなわち、姉・弟や母親の変容や家族一同の努力により、父親を孤独にさせず、家族の一員として温かく迎えられるなど父親の性格

の修正に力を入れたり、夫婦の離婚を回避するなどが出来るようになった全家族の変容が最大の理由であると思われた。患者が完全登校出来た段階で面接は週2回から1回に減らし、母親との面接に重点を移した。この頃には母親も自分が患者に研究されていることを知っており、子供に良い母親像を持たせる努力を始めた。すなわち、自分で作った次のプログラムに基いて試行錯誤を始めた。1)夫と患者の相撲やレスリングでは患者だけではなく、夫にも応援するか、そのように演技する。2)夫婦生活では殆ど拒絶するか稀であったが(代わりに患者が寂しいといって一緒に寝ることがしばしば)、これを改めて次のプログラムを実行した。イ)夫のいない時に、夫のフトンに5分間だけ入る。ロ)夫と5分間添寝する、ハ)同じく10分間、ニ)同じく30分間、ホ)夫と添寝をしているところを患者に見せる、ヘ)夫が高価な買物を許してくれたら夫婦生活をもつといったオペラント的手続きを用いて、今まで怖かった夫の操縦を試み、可能としていった。以上の努力により、精神的孤児である夫を温かく受け止めることで家族の仲間に加えるよう心掛けた。また、父親に関心を持ち出した子供達と協力して、40年以上も離別状態である父親の4人兄弟を再会させる計画をたてて実現させた。次第に離婚を断念するとともに、代わりに夫の操縦を可能としていった。夫も家族から受入れられた自分を見出し、暴力的、攻撃的態度を改善した。上司から「思い遣りに欠けるところがある」と指摘されなくなって、念願の管理職に昇進した。本児も1年半後に公立高校に合格した前出の姉は父親嫌いから男嫌いとなり、結婚拒否を宣言して女子大に入学した。しかしながら、父、母と同じ職種につくために男女共学の大学に入り直し、ボーイフレンドが出来て楽しい学生生活をすごしている。姉・弟ともに8年間の経過観察で順調である。治療前後における家族内力動の概略は第2図に示した。なお、治療経過による絵の変容も第3図に示した。

我々が複数同胞の登校拒否に興味を抱いた理由の一つとして、本症例を経験した後、著者が北米の某国で体験した兄妹の複数同胞の登校拒否事例が似ていることであった(ここに報告することは治療のおこなわれた病院長の許可を得ている。条件は匿名であること)。すなわち、21才の兄と19才の女子の兄弟は



第2図: 治療前夜における家族内力動(症例2)
上は治療前、下は治療後



第3図：絵でみた者の治療経過

- A：治療前の絵；叩く、蹴るなどの暴力シーンが多い。
- B：嫌われるタイプの少年。
- C：好かれるタイプの少年。
- D：登校可能となった後の最初の年賀状；両親のシンボルと思われる二頭の馬に乗った姉弟。

いずれもハイスクール時代に登校拒否（兄は高校2年、妹は高校1年）になっている。父親は大学の有名な教授であり、母親は若くして大病院の看護婦長になっている。父親は立志伝の人物で極めて活動的かつ攻撃的であり、病院内外では彼の名前が出ると息をのむほど怖がられていた。自己の考えに強い自信を持ち、それを徹底させることに妥協はしなかったという。母親は義務感の強い人で子供達にも優しく、家族全員に好かれている。夫婦してインテリジェンスが高く、社会的にも成功者である。夫婦は子供にも自分達同様に高学歴の人間に育てようと教育に熱心であり、特に父親は著しかった。妹の話では、家庭ではスポーツや勉学についても、いつも競争指向の雰囲気が強く、良い結果の得られない場合は、努力不足か親のアドバイスを聞かなかったためと非難された。気の強くない兄は父親と意見が合わず、いい争いになったという。結局、兄はハイスクールを中退して父親の友人で弁護士のセキュリティ・ガードになっている。妹は15才まではスポーツや勉学でも最優秀に属し、父母の期待を一身に担っていた。しかし、小学生が肩の上に落ちる事故がおきた。肩を痛めてから

は以前のようにクラスのトップは維持出来なくなった。焦れば焦るほど痛みが強くなって、ついには些細な刺激で肩のけいれんが起き始めている。父親は訴訟をおこした。専門医による度重なる検査でも父親の主張する脳神経学的異常は見つけられず、心因性であろうと結論された。発病5年目に多次元・集中的行動療法を受け肩は改善したが、退院直前に悪化して入院を継続した。この時点で父親と長年の親密な友人である病院長が父親との接触を多くし、両親、特に父親の過剰な期待が回復を阻止していることを指摘した。以後、父親の熱心な努力による環境調整がおこなわれ、患者の安定した改善がみられた。乗馬なども出来るほどになり、無理のかからぬ専門学校に通学が可能となった。

考 察

複数の同胞が登校拒否症になることは稀であるが、同胞のうち一人が登校拒否症になる場合と同様に様々な原因が働いていると考えるのは妥当であろう。また、複数の同胞が登校拒否症になるのは偶然ではなく、さらに原因が濃縮していることも考えられる。本症例および付録のケースでも父親の性格の問題が観察されており、これらの父親因子の修正により児童の登校拒否が改善している。このことは、父親因子は登校拒否の発生に分離不安説などで強調される母親因子とともに重要な因子になっている場合のあることを示している。登校拒否症における父親因子の検討は母親因子に比べ僅かしかなされていないのが実情である。登校拒否症における父親関与の頻度の目安として高木の報告がある。^{15),24)}登校拒否外来患者における両親の調査では、父親不在は18.1%であった。また、父親や母親の存在する81.8%の中で、母親が父親より支配的：51.7%、父親が養子：10.7%、父親との接触が少ない：14.3%、父親に精神的問題あり：8.9%、祖父中心の家庭：7.1%、および祖母中心の家庭：7.1%（一部は著者が再計算）となっている。すなわち、両親のいる場合では約34%であり、そして、その約半数(52%)に父親の関与がみられ、登校拒否発生の重要な因子の一つであることを示している。我々のケースの父親は養子であることと、および精神的問題の二つの項目が該当している。高木は¹⁵⁾別の報告で登校拒

否症の父親の特色として、固執的で強迫的性格あるいは強迫的不安を挙げている。牧田らは²¹⁾父親と息子の関係について特に注目し、息子が社会性の乏しい父親に反発して、家庭での父親軽視の延長として、学校社会での役割をないがしろにしている面を強調している。また、山本²³⁾は、父子関係の障害が慢性化と結び付いていることを指摘し、登校拒否の重症度の目安となり得ることを示唆している。次いで興味のある報告として、深谷・内山⁶⁾らは家庭におけるリーダーの在りかたを細かく項目に分け、登校拒否の種類や頻度の分類化を試みている。すなわち、1)父親専制型、父親支配型、母親支配型、その他、2)母親の干渉の有無、3)児童の父親同一視の可否の3項目により分類した。我々の症例は父親専制型—母親干渉型—父親同一視の不可能型に属していた。付録の症例は父親専制型—母親非干渉型—父親同一視不可能型であった。一方、若林が報告した兄弟の登校拒否症の場合は父親の精神的問題は認められず、父親同一視の欠如が重要な要因であったという。また、著者が診療施設外で経験したケースに5人の同胞(男子：3人、女子：2人)のうち、父親が交通事故で死亡した後、長兄が中学を中退して就職したのに続き、次男は小学高学年で中核型の不登校、三男は火傷による禿頭であったが小学一年の時にはほぼ同時期に不登校になっている。父親は活動的でやや一方であったが社会的には問題なく、母親は非干渉型であった。このケースは若林のいう同一視の対象そのものの喪失に当たるかもしれない。以上の諸家の報告は父親の性格的要素を重視しており、特に父親が専制的な場合は児童側の反発や拒否による父親との同一視の拒絶、あるいは父親の死亡や長期の不在などの理由による父親同一視のための対象欠如などが要因として浮上してくる。今後、複数同胞の登校拒否症例をさらに積み重ねて検討することにより、登校拒否因子の重み付けが可能であるか否か明確になるものと考えられる。

引用・参考文献

- 1) Coolidge, J.C., et al. : School phobia ; Neurotic crisis or way of life. Am J orthopsychiat. 27 : 296, 1957.
- 2) Eisenberg, L : Schoolphobia, a study in the communication of anxiety. Am J Psychiat, 114 : 712, 1958.
- 3) Estes, H.R., et al.: Separation anxiety. Am J Psychotherapy, 10 : 682, 1956.
- 4) 平田慶子：登校拒否の原因。託摩・稲村編，登校拒否，P 35，有斐閣，1980.
- 5) 細木照敏：留年生について。笠原編，青年の病理，弘文堂，1976.
- 6) 深谷和子、内山紀久雄：登校拒否の家族類型。佐治・神保編：登校拒否，現代のエスプリ，139号，昭和54年.
- 7) 稲村 博：サラリーマンの出勤拒否。託摩・稲村編，登校拒否，P 104. 有斐閣，1980.
- 8) 神保信一：登校拒否，現代のエスプリ，139号，P 5，昭和54年.
- 9) 笠原 嘉：現代の神経症—とくに神経性アパシーについて—臨床精神医学，2 : 153, 1973
- 10) 小此木圭吾，他：思春期発達における Identification conflict, negative identity & identity resistance.—いわゆる登校拒否児童の自我発達をめぐって—. 精神分析研究，10 : 15, 1963.
- 11) 佐藤修策：登校拒否児。国土社，1968.
- 12) 斎藤 巖：姉弟で登校拒否症状を示し、行動療法の奏効した症例。—初期的アプローチとしての不安評点法について— 第8回北海道心身医学会発表，昭和59年
- 13) 斎藤 巖：姉弟にみられた登校拒否症（第二報）—分類とその特徴— 第9回北海道心身医学会発表，昭和60年
- 14) 斎藤 巖：筋電図 biofeedback training に基づいた多次元的集団療法を試みた痙性斜頸の3例。心身医学，24 : 53, 1984.
- 15) 高木隆郎：登校拒否の心理と病理。季刊精神療法，3 : 218, 1977.
- 16) 高木隆郎：学校恐怖症の家族研究。精神神経学雑誌，69, 1048, 1967.
- 17) 槽幹八郎：学校恐怖の研究(1)，—その症状形成に関する考察—。児童精神医学とその周辺領域，4 : 221, 1963.
- 19) 田中雅文，十亀史郎ほか：学校恐怖症の家族，—その父親を中心に—，ibid, 7 : 31, 1966.
- 19) 田野 稔：家庭内暴力と登校拒否。託摩・稲村編，登校拒否，P .131
- 20) 山田一夫：大学生の登校拒否。ibid., P .90.
- 21) 牧田 清ほか：思春期児童における登校拒否の精神力学的背景，—その父親像をめぐって—. 精神分析研究，10 : 3 : 1963.
- 22) 山中康裕ほか：学校恐怖の精神療法過程よりみた本症の成論的考察。精神神経学雑誌，77 : 118, 1975.
- 23) 山本由子：いわゆる学校恐怖症の成因について。ibid., 66 : 558, 1964.

症例報告：複数同胞(姉弟)にみられた登校拒否とその家族内力度

- 24) 若林慎一郎：登校拒否症，—小児メディカルケア・シリーズ—。医歯薬出版，昭和55年。
- 25) 若林慎一郎：私信。昭和59年9月。

謝 辞

稿を終えるに当たり、専門的アドバイスを戴いた北海道大学医学部第一薬理学教室、斎藤秀哉教授および精神科教室、山下 格教授に深謝致します。

ドイツ国家緊急権史研究
—プロイセン合囲状態法制—

長 利 一

**Eine Studie über die deutsche
Staatsnotrechtsgeschichte**

— Das preußische Belagerungszustandsrechtsinstitut —

Toshikazu Tyou

Abstract

Die Terminologie vom Staatsnotrecht ist in der Verfassungslehre nicht im positiven Rechtgebrauch. Die deutsche Staatsrechtslehre hat das Staatsnotrecht, geschichtlich zum Beispiel im 19. Jahrhundert, "Belagerungszustand" (Art.111 der Preußischen Verfassung 1850), und im 20. Jahrhundert "Diktaturgewalt" (Art. 48 der Weimarer Verfassung 1919) genannt. Das ist eine geschichtlich und rechtlich äußerst bedeutende Tatsache. Denn diese beiden sind von den sowohl geschichtlich als auch rechtlich verschiedenen Charakteren. Aber andererseits besteht der allgemeine Charakter des Staatsnotrechtes in dem unvermeidlichen Widerspruch zwischen der Logik vom Überlegen des *raison d'Etat* und dem Ideal des Rechtsstaates.

Die Aufgabe dieser Abhandlung ist es, einen Teil vom ganzen geschichtlichen Bild über die Vorgeschichte, Entstehung, Entwicklung, Abartung und Feststellung des Staatsnotrechtes zu skizzieren. Hier aber soll zunächst die Verschiedenheit zwischen der geschichtlichen und rechtlichen Charakteren vom "Belagerungszustand" und der "Diktaturgewalt" dadurch klargemacht werden, daß wir von seiten jenes annähern, indem der geschichtliche und rechtliche Charakter des Belagerungszustandsrechtes rechtstheoretisch in dem Zusammenhang erörtert wird, einerseits mit der Charakterbestimmung der preußischen Verfassung ("Schein-Konstitutionalismus") und andererseits mit dem Rechtsprinzip des bürgerlichen Rechtsstaates vom 19. Jahrhundert, das die Entstehung der modernen Verfassung voraussetzt.

〔目 次〕

はじめに

- I プロイセン憲法の性格規定—「外見的立憲制」
 - II プロイセン合囲状態法制
 - 1 1848年3月革命における合囲状態の運用
 - 反革命の *ultima ratio* としての合囲状態
 - A 「前史」
 - B ドイツにおける合囲状態の運用
 - 2 プロイセン合囲状態法制の成立
 - 3 プロイセン合囲状態法制の法的性格
 - A 市民的法治国的性格
 - B 市民的法治国の例外状態 (*Ausnahmezustand*) としての性格
 - 4 1951年プロイセン合囲状態法律の法的性格
 - A 市民的法治国的性格
 - B 市民的法治国の例外状態としての性格
- 結びにかえて

はじめに

国家緊急権という憲法学上の専門用語は、実定法上、例えば、1850年プロイセン憲法第111条にしても、1919年ワイマール憲法第48条2項にしても、これらの条文中には全く見られない。このような国家緊急権という用語は歴史的には、前者の例でいうと、「合囲状態」(*Belagerungszustand*)^{*}と称されたり、後者の例では、大統領の「独裁権」(*Diktaturgewalt*)¹⁾と称されたりする。このように、歴史的に異なる背景や事情の下に成立した国家緊急権が、ドイツ国法学上それぞれ別個の用語で、一方は“*Belagerungszustand*”、他方は“*Diktaturgewalt*”という用語で説明されている^{**}。したがって、本稿で問題となる

のは、実定法上の法現象として、1850年と1919年とで異なる固有の名称と法的性格を有する国家緊急権が成立したという歴史的事実である。すなわち、上のような実定法上の法現象としてあらわれる国家緊急権が、歴史上、いつ成立し、発展し、そして変質を遂げ、現在のような高度に発達した資本主義国に一般的に見られる国家緊急権として確立・定着を見たのかという、いわば国家緊急権の「前史」→成立→発展→変質→確立・定着の歴史的全体像の一端を粗描することが本稿の課題である。

本来ならば、こうした国家緊急権の歴史的発展の全過程を総合的に全体として検討して初めて、その歴史と法の全体像が解明される筈である。しかし、本稿ではさしあたり、ドイツ国家緊急権史における19世紀の典型的歴史モデルであるプロイセン合囲状態法制に素材を限って、すなわちこれを国家緊急権の歴史的発展の全過程の中で位置づけ直すと、「成立→発展」に該る部分に限定して、同法制の歴史的法的性格を検討することになる。蓋し、従来19世紀合囲状態法制研究は、“Belagerungszustand”、“Kriegszustand”などの法概念分析、歴史分析とも十分になされてこなかった領域と思われるだけに、そうした領域の側から接近することによって、かえって、例えば、ワイマール大統領の「独裁

* わが国では一般に「戒厳」の名称が用いられてきた。この名称の起源・由来、明治憲法時代における戒厳の成立、運用等の歴史に詳しいのは、日本史学からの歴史研究である大江志乃夫：戒厳令（岩波書店、1978年）である。

** このような“Belagerungszustand”と“Diktaturgewalt”という異なる二つの用語において、その国法上合意する国家緊急権の法的性格の相違を当時最も明確に認識していたのは、Carl Schmittであろう。とりわけ、Schmitt, C., Diktatur und Belagerungszustand: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 38, S. 128-162(1916) Ders., Diktatur des Reichspräsidenten nach Art. 48 der Reichsverfassung: Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer, Heft 1, s.86-87(1924)でも、“Belagerungszustand”を「例外状態の典型的な法治国規定」＝「委任的独裁」(kommissarische Diktatur)とし、“Diktatur”を「主権的独裁」(souveräne Diktatur)として、一もっとも、そこではワイマール大統領の“Diktaturgewalt”を端的に「主権的独裁」としないで、「主権的独裁の残存」(das Residuum einer souveränen Diktatur)という概念カテゴリーの下に注意深い留保がなされているが—明確な区別がなされている。ここではさしあたり、ワイマール大統領の“Diktaturgewalt”がどのような性格を有するにせよ、ワイマール憲法第48条2項をもはや“Belagerungszustand”とは称さないことを確認しておけば足りる。

権」や戦後の西ドイツ非常事態法制などの領域における国家緊急権の歴史的法的性格との相違が一層明確なものとなると考えられるからである。

なお本稿では、前稿で粗描したドイツ合囲状態法制の成立史²⁾（「前史」→成立）を極く簡単に確認した上で（後述Ⅱ1A、B）、そうした合囲状態法制の成立後のプロイセンの同法制が考察対象とされる。したがって、そこでは、一方でプロイセン憲法の性格規定（F・エンゲルスのボナパルティズム国家論から導かれる「外見的立憲制」）とのかかわりで、他方でそうした近代的憲法の成立を前提とした19世紀市民的法治国概念とのかかわりで、プロイセン合囲状態法制の基本的性格の法理論的な検討がなされることになる。

I プロイセン憲法の性格規定—「外見的立憲制」

プロイセン合囲状態法制がプロイセン憲法（1848年欽定憲法、1850年改正憲法）に基づく立憲主義の枠組の中に編成された法制度として出発した以上、同法制の基本的性格は同憲法の性格から規定を受けることにならざるをえない。したがって、プロイセン合囲状態法制の性格を検討する前の予備的作業として、プロイセン憲法の性格を規定しておかなければならないであろう。

F・エンゲルスはプロイセン憲法の性格を、現実の政治権力が「将校と官吏の特殊なカストの手に握られた」ボナパルティズム国家[※]の上に立憲主義の外見(Schen)を与えたものとして、「外見的立憲制」^{※※}と規定している。このようなF・エンゲルスのプロイセン憲法の性格規定は、同憲法の内容について、一方で官僚による現実の政治権力の掌握を保障したことからくる反議会主義的性格（「官僚制的立憲君主制」³⁾）と、他方でそのような官僚の政治権力の掌握を将校が物理的に担保したことからくる反動的絶対主義的性格と特徴づけていると考えられる。このことは、48年3月革命が反革命で終熄した結果として、絶対主義時代以来の古い遺物である君主、官僚層、そして将校団が無傷で生き残った事実によって裏書きされるであろう。したがって、「将校と官吏の特殊なカスト」を法的に担保した憲法規定を検討する必要があるが、本稿の課題である合囲状態法制との関係では、「将校」の権力掌握を憲法上担保する法シス

テムを問題にすれば足りる。

固より、3月革命の前と後とは全く同じ法状態であるとはいえないであろう。立憲体制の成立によって、少なくともそれまでの絶対王制は限られた範囲内ではあるが制限的なものへと枠づけられ、ブルジョアジーは国政に影響を与えうる可能性を獲得したのである。例えば、プロイセン憲法の反動的絶対主義的性格の端的な法的表明である国王の統帥権にしても、国防制度にしても、そして合囲状態発動権にしても、少なくとも憲法の枠組の中に再編されたことによって、むき出しの裸の暴力装置ではなく、法治主義の外被が与えられたものとなったことは間違いないであろう⁴⁾。プロイセンでも、それまでの絶対王制は、3月革命の結果（「3月所得」）として、少なくとも「外見的立憲君主制」へと歴史的発展を遂げたといえる。

しかし、問題は、その再編と近代性のありようである。3月革命は、諸階級間の権力闘争の全過程を瞥見するとき、ブルジョア革命としては挫折し、反革命に終わった。プロイセン憲法の半ば絶対主義的な反動的な性格は、その反革命の子として生み落された帰結から規定される。プロイセンのブルジョアジーは、労働者に依存して君主・貴族と闘うよりも、「ひしひしと迫ってくる労働者階級」⁶⁾の脅威から身を守るために君主・貴族に依存することの方を選択した。ブルジョアジーと君主・貴族の力の均衡に基づく両者間の対等の妥協でなく、力のモメントが圧倒的に後者の方に傾斜した形の、すなわち革命の振子が反革命の方へ圧倒的に傾いた後での前者が後者に従属した形の妥協である。憲法の発布形式の点でも、君主と臣民の意思の合致に基づいた君民協約憲法の法形式をとらず、「神の恩寵」(Gnade des Gott)と君主の一方的な意思に基づく欽定憲法という法形式をとった。エンゲルスのいう、「将校と官吏の特殊なカスト」が現実の政治権力を掌握し、これに立憲主義の外見を与える「特殊ドイツ的えせ」⁶⁾ポナパルティズム国家とは、このような政治権力の反革命的な反動性に着目してのことであろう。かくて、君主・貴族—将校と官僚による現実の政治権力の掌握を法的に担保するような憲法は、絶対主義的反動的な性格を帯びたものとなろう。そして、1850—56年の反動期 (Ära der Reaktion) から新時代

(Neue Ära) を経た1871年、さらには1918年までのプロイセン憲法の運用を規定した法的枠組も、このようなプロイセン憲法それ自体に内在もしくは潜在する絶対主義的反動的性格にはかならなかつたのである。

プロイセン憲法に内在・潜在する絶対主義的反動的性格を端的にあらわす憲法規定として、例えば、国王の統帥権（第46条）、国防制度（第34—39条）、そして合囲状態発動権（第111条）などが挙げられよう。これらの反動的諸制度の中核となるのは国王の軍事大権—統帥権 (Kommandogewalt) である。これについては、大臣責任制、副署制などの責任内閣制^{**}乃至議會制との関連でも論ずる必要があるけれど、ここでは国防制度、合囲状態発動権との関連に限って論及することにする。

国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、憲法制定直後からすでに、憲法第46条の規定（「国王は陸軍に対して統帥命令 Oberbefehl を行う」）を根拠に、「軍の組織及び国防制度は国王の所管事項であり……軍事予算の個々の項目に関する議会のいかなる決定も無効とみなす」とする統帥権独立の強硬な主張をしていた^{****}。その上、国王の統帥命令の客体たるプロイセン陸軍は憲法上の国防制度 (Wehrverfassung) として法制化されたものの、大元帥たる国王にのみ忠誠を誓う「旗盟」(Fahneneid) にとどまり、憲法遵守を誓うことを内容とする「憲法宣誓」(Verfassungseid) を義務づける明示規定が設けられなかつたことから、憲法遵守義務を免れた⁷⁾。したがって、プロイセン陸軍が、合囲状態発動のときのために用意された憲法外の (extrakonstitutionelle)⁸⁾ 実力であることは紛れもない事実であった。かくて、1918年の流血の反革命をもたらした軍事独裁は、この反革命の ultima ratio (最後の手段) として発動された合囲状態と、危機に際してこれを現実化する暴力装置である陸軍、そして、この軍隊の出動を命ずることのできる最高の法的権力としての国王の統帥権とによって、合法的にいつでも呼び出しうる「潜在的絶対主義」(Krypto-Absolutismus)^{****}として憲法それ自体の中に内在化されていたのである。

- ※ F・エンゲルスによると、「1840年以来徐々にくさっていった君主制は貴族とブルジョアジーとの闘争を根本条件とするものであって、この闘争によって平衡を保っていた。もはや、ひしひしと押し寄せてくるブルジョアジーから貴族を守るのではなく、ひしひしと迫ってくる労働者階級から有産階級全体を守ることが必要となったその瞬間から、旧絶対君主制は、わざわざこの目的のためにつくりだされた国家形態であるポナバルティズム君主制に完全に移行しなければならなかった。」〔『ドイツ農民戦争』(1870年および1875年版)への序文〕マルクス＝エンゲルス全集第7巻547頁(引用文中傍点は筆者)
- ※※ F・エンゲルス「住宅問題」：マルクス＝エンゲルス全集第18巻254頁によると、「古い絶対君主制のもとでも、現代のポナバルティズム君主制のもとでも、現実の政治権力は将校と官吏の特殊なカストの手に握られている。……社会の外部に、いわば社会の上に乗っているように見えるこのカストの独立性が、社会から独立しているという外見をこの国家にあたえているのである。プロイセンで(そしてその先例に従ってドイツの新帝国制度のもとでも)、こういう矛盾にみちた社会制度のなかから必然的な帰結として発展してきた国家形態は、外見的立憲制である。この形態は、古い絶対君主制の、今日における解体形態であるとともに、ポナバルティズム君主制の存在形態である。」(引用文中傍点は筆者)
- ※※※ プロイセン憲法の規定する大臣責任制については、「誰に対して責任をとるのか明確に決めておらず……いわば不完全法であった……特にマントイフェル(反革命後の反動期の首相—筆者)は、大臣の責任は神と国王に対してのみ有するという態度であったが、これが反議会主義的立場の国王と一体化していた……」〔上山安敏：憲法社会史、52頁(日本評論社、1977年)〕
- ※※※※ フリードリヒ・ヴイルヘルム4世が50年憲法発布直後に当時の首相(Ministerpräsident)であったマントイフェル(O. V. Manteuffel)に宛てた親書。これについては、Huber, E. R.: Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. III, S.77 (Stuttgart 1963) 勿論、このような国王の憲法解釈のみが、後の1862年の予算争議のごとき憲法紛争を惹起せしめうる決定的モメントを構成する訳ではないが、反革命の勝利を背景とした国王のこうした強硬な主張は憲法運用の現実を規定する上で重要な一要素となる。
- ※※※※※ Huber, E. R., a. a. O. S.68 プロイセンにおいて絶対主義時代から3月前期(Vormärz)を通じて温存された、君主の軍事大権を中核とするこれらの反動的諸制度は、制憲後、むき出しの裸の暴力装置ではなく、さしあたり法治国の外被をまとして再編された形となった。しかし、こうした「見せかけの憲法」(Schein-Verfassung, Ebenda, S.48)の中に潜在・内在する陰の絶対主義的・反動的諸要素は、国家存在の危機—法治国家の例外状態(当時、念頭に置かれていたのは、「ひしひしと迫ってくる労働者階級」の革命運動)に際し、直ちに成文憲法外の(extra-Konstitutionelle, Ebenda, S.68)制度となることによって、立憲主義の潜在的脅威となっていた。ここでは、外見的立憲主義(Schein-Konstitutionalismus)の論理は、法によって余すところなく規範化しきれずに憲法の外部に立つ「国家」乃至憲法の上に超然と立つ「国家」の存立を守るために、もともと憲法それ自体の中に潜在化・内在化させられていたこうした絶対主義的・反動的諸要素が、例外状態において俄に顕在化し、そのことによって憲法(権力分立制と基本権保障の法体系)を全体として、その内部から合法的に掘り崩すところに解決し難い矛盾が見られる。このような外見的立憲主義の潜在的・内在的矛盾は、やがて20世紀初頭のプロイセン・ドイツ帝国の終末に迎えた危機(第一世界大戦及び11月革命)に際しての合囲状態法の運用において現実のものとなる。

Ⅱ プロイセン合囲状態法制

1 1848年3月革命における合囲状態の運用

一 反革命のultima ratioとしての合囲状態

A 「前史」

合囲状態の母国はフランスであり、プロイセン・ドイツの合囲状態 (Belagerungszustand、以下B Zと略記する)も概ね、以下で極く簡単に紹介するようなフランスの合囲状態 (état de siège、以下E D Sと略記する)の歴史的發展と強いパラレルを示し、これを継承したものである。その意味で、1848年までの合囲状態の「前史」(Vorgeschichte)(国家緊急権もしくは合囲状態が法治国化される前段階における合囲状態の生誕と發展の歴史という意味で「前史」という)は、そのままフランスのE D S史であるといえよう⁹⁾。

もともとE D Sはフランス革命の歴史的過程の中で生まれたもので、当時の国際情勢を背景に、当初は外国からの干渉や反革命から革命を守るため、「外国の敵」との戦争を念頭に置いた、純粋に軍事技術的な観点が優位する「軍事的E D S」(EDS militaire)であったが、やがて「国内の敵」を鎮圧する政治的手段としての「政治的E D S」(EDS politique)へと發展した。前者の例として、1791年7月8-10日法律があり、後者の例として、1797年8月27日(10 fructidor V)法律がある。有名な1811年12月24日のナポレオンデクレは、軍事と政治の両方の性格を帯びるものであったが、ロシア遠征に備えての措置であった点で、どちらかという軍事性格の方が優位していたようである。しかし、E D Sの「前史」にとって重要なのは、同デクレでは、憲法規定の停止宣言なしに市民的自由の侵害が許されていた点である。これは、対外的軍事的観点が優位していたことから、「国内の敵」に対する憲法規定(とりわけ市民的自由の保障)の停止は問題とならなかったためであろう。憲法規定の停止については、すでに1799年(共和暦8年)憲法(22 frimaire VII)の第92条^{*}が規定していたことから見て、ナポレオンデクレが發布された1811年の時点では、E D S

は概念上必ずしも憲法の停止という概念を包摂するものではなかったと考えられる。

E D S が法制度として成立を見るのは、1848年憲法第10条以下、とりわけ第106条^{***}と、これを具体化し、E D S の宣言形式、効果などの詳細を定めた1849年E D S 法律 (loi sur l'état de siège) においてである。フランス近代史上このとき初めて、近代立憲国家の枠組の中に編成された、「法制度としてのE D S」(régime de légalité) が姿を見せるのである。ただ、このようなEDSの法制化の背景には、48年2月革命の分岐点である6月反革命におけるカヴェニヤック將軍の軍事独裁下での血腥いE D S の運用経験が直接の立法事実を形成していた点を看過してはならないであろう。そのような点で、49年法律は反革命的反動的性格を反映したものとなっている。しかし反面で、同法が憲法に基づく人権保障を前提に、これらの人権規定のうち停止可能な人権規定のみを限定列挙するという方式を採用していた点で、「前史」で見られたような、憲法の停止宣言なしに憲法が全体として停止されることが許されるといった、例えばナポレオンデクレのような方式とは決定的に異なるのである。

B ドイツにおける合囲状態の運用

前述したように、ドイツのB Zの「前史」は、フランスのそれと同様、やや遅れながらも概ね「軍事的B Z」→「政治的B Z」→「法制度としてのB Z」といった歴史的発展過程をたどった。ここでも、ドイツB Zの「前史」及び48年3月革命における運用の簡単な整理をしておきたい。

プロイセンでは1794年2月5日のプロイセン普通法 (Allgemeines Landrecht) が、「暴力と秩序の妨害から王国を保護する」ために必要なあらゆる措置を執りうるとする国王の「非常大権」(große Machtfülle) を定めていた¹⁰⁾。しかしこれは、「近代立憲国家以前の国家」(Vorverfassungsstaat) —絶対主義国家における「君主の緊急権」であり、また、近代憲法が制定されていない段階での、その意味で憲法上の明文根拠のない「超法的緊急権」(übergesetzliches Notrecht)¹¹⁾といえよう。プロイセンにおける軍事的B Zに関する規定は、1809年の勅令 (Publikandum^{***})¹²⁾ が最初のものである。

フランスE D SのドイツB Zへの影響が比較的強かったのは、ナポレオンの支配下にあったライン河西岸地域や西南ドイツ諸邦においてであるといわれる。西南諸邦、とりわけラインーブファルツで開催されたハンバッハ祭 (Hambach Fest)¹³⁾において発動されたB Zは、法的には前記ナポレオンデクレ等に依拠するもので¹⁴⁾、その基本的性格において軍事的なものであったけれど、それが「国内の敵」である急進的な政治運動に向けられている点で、その運用の仕方は極めて政治的性格を帯びたものであったといえよう。

ところで、このようなB Zの政治的性格が明確な形をとるようになるのは、「フランス2月革命に対する6月蜂起、ドイツ3月革命に対する11月事件に象徴されるような、19世紀中葉のブルジョア革命に対する反革命過程においてであろう。」¹⁵⁾ もっとも、11月反革命においてブランデンブルク危機内閣 (Kampfkabinett) によって、ベルリンとその周辺部に8000名の正規軍を配して発動された政治的B Zは、その法的根拠について国法上の疑義があった。すなわち、48年以前のプロイセンには前記1809年の勅令が存在するだけで、こうした法的根拠では国法上要塞外でB Zを発動しうるかどうかが疑問であったからである¹⁶⁾。その意味で、このときのB Zの運用は、近代立憲国家以前の絶対主義時代における憲法上の明文根拠をもたない「君主の緊急権」としての性格を帯びたものと特徴づけることができよう。かくて、革命から反革命への決定的な転

* フランス1799年(共和暦8年)憲法第92条は次の通り規定する。

「武装蜂起又は国の安全を脅かす騒擾の場合、法律はその定める地域及び期間につき憲法の効力を停止することができる。

立法院の休会中の武装蜂起又は騒擾の場合、政府の命令により憲法の停止を暫定的に定めることができる。但し、政府の命令の一条項において立法院を最短期間内に召集することを定めなければならない。」

** フランス第2共和制憲法(1848年)第106条は次の通り規定する。

「合囲状態の宣言される場合、及びこの措置の形式と効果については、法律によりこれを定める。」

** ** 1809年の勅令は、戦争によって包囲された要塞の防衛のための純粋に軍事技術的な観点から用意された所謂「要塞法」であった。Strupp, K.: Deutsches Kriegszustandsrecht, Ein Kommentar des im Deutschen Reiche geltende Ausnahmerechts für Theorie und Praxis, S. 32-33 (Berlin 1916) "Siège" 又は "Belagerung" という名称も、この要塞防衛に由来する。

轍点において、「国内の敵」を弾圧するために ultima ratio として B Z が発動されたことによって、3月革命はその一撃で落命した。そして、反革命の勝利後直ちに欽定された憲法には、わずか3週間前の生々しい B Z の爪跡がはっきりと刻印されていたのである。まさに、K・マルクスが指摘したように、「プロイセンの真の憲法は一戒厳令」¹⁷⁾であった。

このようにプロイセンでも、政治的 B Z から法制度としての B Z への発展は、48年11月反革命における B Z の運用経験を背景に、48年欽定憲法第110条、50年憲法第111条と、これを法律によって具体化した51年プロイセン B Z 法律といった一連の B Z の法制化によって行われた。

2 プロイセン合囲状態法制の成立

革命の昂揚から反革命へと至る革命史は、フランクフルト憲法の制定から、その流産、48年欽定憲法、50年憲法の制定へと至る制憲史の上に反映しているとみることができる。そのような革命と憲法制定の展開は、B Z の法制化の動向の上にもそのまま反映しており、それは恰も「地震計」(Seismograph)のように、その時々の変化を記録したといわれる。¹⁸⁾ こうしてプロイセン・ドイツでも、フランス同様、革命の経過の中で反革命の幕引きという形をとって、ドイツ近代史上初めて B Z の法制化—法治国化—「立憲化」(Verkonstitutionalisierung)¹⁹⁾を見ることになる。

ドイツ B Z 史の上で最初に憲法停止と B Z とを結びつけたのはフランクフルト憲法第197条であった^{*}。そこでは、B Z 発動に際し、憲法で予め挙示した規定のみを停止しうることとし、しかも停止可能条項の中から出版の自由を注意深く取り除いていた。プロイセン憲法(48年欽定憲法)でも、当初の政府草案では出版の自由の停止は含まれていなかった。3月所得として獲得された普選によって選挙された国民議会の委員会草案(Charter Waldeck)は、こうした傾向をさらに進めて、停止可能条項を人身の自由と集会の自由に限定するとともに(同草案第110条)^{**}、例外裁判所の設置禁止を謳っていた(同草案第6条)。しかし、こうした謙抑的傾向の中でもとりわけ注目されるのは、B Z 発動権限

の立法部への付与であろう。執行部によるB Zの発動は、議会の停会中に限り暫定的に許されるにすぎなかった²⁰⁾。こうしたところにも、Charte Waldeckの自由主義的、民主主義的傾向がはっきりとあらわれていた。

周知のように、プロイセンでは3月革命は11月反革命で終熄した。プロイセン憲法の性格については、前にF・エンゲルスによる性格規定を検討した。ここでは、プロイセン憲法の「外見的」(Scheinbar)性格は、一方で反議会主義的性格を、他方で絶対主義的反動的な性格を内容とするものであると特徴づけられた。プロイセン憲法のこうした性格は、制憲直前の反革命による規定を多分に受けざるをえなかったように思われるが、とりわけB Z規定においてははっきりとそれを見ることができる。欽定憲法第110条^{***}が、B Z発動に際し、出版の自由のみならず、法律で定める裁判を受ける権利をも停止しようとしていたのもその一例であろう。

48年11月の反革命のさなかに、ブランデンブルク政府によって発動されたB Zが、絶対主義の遺物である「君主の緊急権」、すなわち当時国法上の根拠を有しない「超法的な緊急権」(ein übergesetzliches Notrecht)であったことは前述した。このようなB Zは、個人の権利に優越する国家の支配権を意味するdominium eminens—国家緊急権の概念上の用語では、jus eminensといわれるものであろう²¹⁾。jus eminensとは、危機に際し、個人の権利に優越する国家の存立という目的のためには、一切の法的制約を受けずに必要なあらゆる措置を執りうる「法を破る法としての国家緊急権」²²⁾をいう。当時のB Zは、法的に無制約な君主のjus eminensの如きものであった点で、絶対主義的性格を帯びたものと特徴づけることができる。同時にそれが、3月革命から11月反革命への決定的な転轍点において、君主国家の存立を守るという目的のためにぎりぎりのところで、まさにultima ratioとして執られた措置であった点で、反動的な性格を帯びたものと特徴づけることができよう。このような当時の絶対主義的であると同時に、反革命的な反動的であるようなB Zの運用経験から、B Zの法制化—法治国化—立憲化においても、何らかの性格規定を受けることは避けられないであろう。

50—51年にB Zに関する2つの法改正が行われた。第1に、50年憲法第111条のB Z規定（後出、II 3を参照）は、48年欽定憲法第110条を改正したものであった。50年の改正憲法は、49年4月の国王の緊急勅令（Notverordnung）（欽定憲法第105条^{***}）に依拠して導入された三級選挙制によって選挙された

* フランクフルト憲法（Verfassung des Deutschen Reiches vom 28. März 1849）第197条は次の通り規定する〔原文の出典は、Dürig-Rudolf：Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte, 2. Aufl., S. 121（München 1979）〕

「戦争又は反乱の場合、逮捕、家宅捜査及び集会権に関する基本権の規定は、ライヒ政府又はラント政府によって、各地域について一時的に停止することができる。但し、以下の条件でのみこれを許す。

1. 措置（Verfügung）は個々の場合全てにつきライヒ又はラントの内閣全体が行なう。

2. 議院が集会中のときは、ライヒ内閣はライヒ議会の承認を、ラント内閣はラント議会の承認を直ちに得なければならない。議院が集会していないときは、議院が召集されて、執られた措置（Maßregeln）が承認のために提出されないならば、措置（Verfügung）は14日以上長期にわたって継続することは許されない。

その他の規定はライヒ法律に留保する。

要塞における合囲状態の布告については、現行の法律規定を引き続き適用する。

** Charte Waldeck 第110条は次の通り規定する〔原文の出典は、Boldt, H.: Rechtsstaat und Ausnahmezustand, Eine Studie über den Belagerungszustand als Ausnahmezustand des bürgerlichen Rechtsstaates in 19 Jahrhundert, S. 67, Anm. 25（Berlin 1967）〕。

「戦争又は反乱の場合に、憲法典の第5条（人身の自由）、第13条（集会の自由）及び第28条（軍隊の派遣要請）の時間と区域を限定した停止は、遅くとも最寄りの議会の会期まで別に定める法律によって規定することができる。この場合、議院が集会していないときは、内閣の決議に基づいてその責任の下で、そのような停止が暫定的に要請されることができる。この場合、議院は直ちに召集されるものとする。」（括弧内筆者）

*** 1848年プロイセン欽定憲法（Verfassungsurkunde für den Preußischen Staat vom 5. Dezember 1848）第110条は次の通り規定する〔原文の出典は、Anschütz, G.: Die Verfassungsurkunde für den preussischen Staat vom 31. Januar 1850, Bd. 1, S. 623ff（1912）〕

「戦争又は反乱の場合、憲法典の第5条（人身の自由）第6条（住居の不可侵）、第7条（法律の定める裁判官の裁判を受ける権利）、第24条（言葉、文書等による思想表現の自由）、第25条（言葉、文書等による犯罪の普通刑法による処罰）、第26条（出版の自由）、第27条（集会権）及び第28条（結社権）は一時的且つ地域的に停止することができる。

これに関する細目規定は特別法に留保する。それまで、これに関しては現行規定を適用する。」（括弧内筆者）

**** 48年欽定憲法第105条2文は次の通り規定する（原文の出典は、Anschütz, G. a. a. OO.）「議院が集会していないとき、緊急の場合に国内閣全体の責任の下で、法律の効力を有する命令を發布することができる。しかし、この命令は、議会の最寄の集会において承認されるよう直ちに提出されるものとする。」

議会の作品であった。その同じ国王の緊急勅令（「1849年5月10日の合囲状態に関する命令²³⁾」）に基づいて、さしあたりB Zも法制化された（国王の緊急命令は、法律の効力を付与されていたという意味で）（これは、K.マルクスによって「新しく欽定された戒厳憲章」と呼ばれた²⁴⁾）。51年B Z法律は、このときの緊急勅令を改正したものであった。これが第2の法改正である。

かくて、プロイセン・ドイツのB Zは法制度として完成を見るが、それは同時に反革命完成の法的表現とみることもできよう。そのようなBZの法制化は、プロイセンBZ法制の基本的性格を規定する上で、さしあたり次のようにその法的意味を定式化しうるであろう。すなわち、

第1に、それまで明文上の法的根拠をもたなかったB Z—君主の「超法的緊急権」に憲法—法律上の根拠を付与することによって、反革命の *ultima ratio* として運用されてきたB Zが市民的法治国的枠組の中に再編されたということ（市民的法治国的性格）、

第2に、そのような合法性 (*Legalität*) を付与することによって、憲法に基づいて保障された権力分立制と基本権規定の停止（もともと何れの保障とも、50年憲法では不十分ではあったが）を例外状態 (*Ausnahmезustand*) において合法的になしうるよう、法制度を予め用意しておくということ（例外的性格）、である。

以下では、50年憲法のB Z規定（II 3）及び51年B Z法律（II 4）の法的性格につき具体的内容を検討してみよう。

3 プロイセン合囲状態法制の法的性格

1850年プロイセン憲法第111条は、B Zについて次のように規定していた。

「戦争又は反乱の場合、公共の安全に急迫の危険のあるときは、憲法典の第5条（人身の自由）、第6条（住居の不可侵）、第7条（法律の定める裁判官の裁判を受ける権利）、第27条（意見発表の権利、検閲の禁止）、第28条（出版の自由）、第29条（集会権）、第30条（結社権）及び第36条（一般行政官庁の要請等に基づく武力行使の制限）は一時的且つ地域的に停止することができる。詳

細は法律が規定する。²⁵⁾」(括弧内筆者)

A 市民的法治国的性格

B Zの法制化は、B Zに対する単なる事後的な合法性の付与にとどまるものではない。外見的立憲主義といわれる特殊ドイツ的立憲体制とはいえ、とにかくにも近代憲法が制定される前と後とでは、B Zの法的性格も異なって来よう。すなわちここでは、国家緊急権は、かつて規定されずに存在したものの単なる制限でなく、全く別のものに生まれ変わっている。絶対君主の *jus eminens* から市民的法治国的BZへ—前近代的な国家緊急権から近代的国家緊急権へと変態を遂げているのである。もっとも、そのようなB Zの市民的法治国的立憲化がもちうる法的意味の射程がどのようなものであるかは、検討を要する困難な問題であろう。蓋し、B Zの市民的法治国化が市民的法治国というコインの裏側を象徴する法現象でとあるとするならば、それはいわばコインの裏側から市民的法治国とは何かを問題にするようなものだからである。かような19世紀ドイツにおける市民的法治国の成立がB Zに対してもちうる法的意味の射程如何といった困難な問題については、さしあたり次のような粗描にとどめるをえないであろう。

19世紀初め頃から中葉にまたがる一連の市民革命(1848年仏2月革命、独3月革命など)によって成立した近代立憲主義を法的枠組とする市民的法治国(*der bürgerliche Rechtsstaat*[※])は、二つの法的構成原理—市民的自由の保障と、これを担保するための組織原理たる権力分立制を内容とする理念国家であったといってよい²⁶⁾。それはまた、法イデオロギー的には、あらゆる国家活動—非常事態でさえも—を前もって計算・予測可能であるとして、これらの国家活動に余すところなく法(憲法—法律)の網の目を被せることによって市民的自由を確保しようとする法治主義的合理主義のイデオロギーに基礎づけられていた。これをB Zにひきつけていうと、このような市民的法治国的理念からは、次のような二つの法理が導かれよう。第一に、その時々独裁者の非合理的な恣意に依存することなく、理性が支配する平時のうちに一般的に合目的であるとされる措置を憲法—法律に予め法定しておく合目性の法理。のみならず第二に、

非常事態において国家権力の濫用を防止するため、そのような合目的な措置の発動要件、場所、時間等の厳格な規制を通じて、他に執りうる手段がなく、どうしてもやむをえない場合にB Zの発動を限定する補充性の法理である。このように、国家活動の予測可能性 (Meßbarkeit)²⁷⁾に基づいて、B Zの構成要件、法的効果等を予め憲法—法律に登録する (einregistrieren)²⁸⁾ ことによって、法的明確性を担保しておくことが市民的自由の法的安全に質する所以であろう。固より、B Zにおいてはその「前史」で瞥見したように、もともと憲法の停止、行政権の軍司令官への移行、軍法会議の設置など一種の独裁状態が見られ、そのような事実状態は、市民的法治国原理と矛盾し、それどころか反対物ですらあるかもしれない。しかしながら、上で見たように、B Zを憲法中に登録し、法形式上立憲化することによって、こうした憲法とB Zとの矛盾は止揚されたとするところに、B Z法制の市民的法治国的性格の特徴が見られる。かくて、B Zは、立憲化された独裁—「立憲独裁」(verfassungsmäßige Diktatur²⁹⁾, constitutional Dictatorship³⁰⁾) という法形態をとって近代立憲国家の前に立ち現れることになるのである。

B 市民的法治国の例外状態 (Ausnahmestand) としての性格

プロイセンのブルジョアジーにとって、このような「立憲独裁」は「左の敵」の革命運動から市民的秩序を守りつつ、同時に国家権力の濫用を防止するための安全弁 (Sicherheitsventil³¹⁾) の筈であった。憲法とB Zの矛盾は止揚される筈のものであった。しかし、歴史的事実において、彼らは自ら自身を守る力をもたなかった。彼らは、「ひしひしと迫ってくる労働者階級」の脅威から身を守るため反動勢力と妥協した。F・エンゲルスのいうボナパルティズム国家とは、このような「貴族とブルジョアジーの力の均衡の上に成り立つ国家形態」のことであった。そこでは、「現実の政治権力は将校と官吏の特殊なカストの手に握られて」おり、その必然的帰結として、プロイセン憲法は見せかけのものでしかない外見的立憲主義の性格を帯びざるをえなかった。憲法という安全弁が外見的なものでしかないとしたら、例外権力と憲法との矛盾は、その止揚に成功するだろうか。

ところで、C・シュミットによると、主権的決定の問題を回避するどのような妥協も「延期的妥協」(dilatatorischer Kompromiß³²⁾)でしかない。それはまた、真の決定を遅らせるだけの「外見的妥協」(Scheinkompromiß³³⁾)でもある。プロイセン憲法は、このような延期的、外見的妥協の作品であった。そして、「現実の政治権力は将校と官吏の特殊なカストの手に握られて」いた。しかし、こうした「延期的妥協」が内在するような国家では、例外状態(Ausnahmezustand)において真の主権的決定が行われる。誰が戦争と平和に関して、そしてこれと結びついたB Zの発動に関して決定権限をもつか。法による国家活動の余すところのない規範化にもかかわらず、旧君主大権の「化石」(Petrefakt³⁴⁾)がB Zの発動権という法形式において、新たな市民的法治国の制度の中に残存している点にこそ外見的立憲主義の外見的たる所以が存するのである。

国家活動の余すところのない規範化を完成した筈の市民的法治国は、反革命の帰結としてそれが生まれたときから、例外状態—そして、その市民的法治国

* H・ボルトによると、「市民的法治国」の概念は、ヨーロッパ大陸の1830年と1848年に保守反動の復古的君主制と交代し始め、20世紀を経て、社会的法治国によってその発展がとって代わられた自由主義的寡頭政治的(階級的)法治国の意味において理解される、とした上で、このような市民的法治国とB Zとの関係は講学上は暗に前提とされているが、必ずしもはっきりと解明されてこなかったとされる [Boldt, H.: Rechtsstaat und Ausnahmezustand, Ein Studie über Belagerungszustand als Ausnahmezustand des bürgerlichen Rechtsstaates in 19 Jahrhundert, S. 75, Anm. 2 (Berlin 1967)].

** 1919年3月3日のプロイセン内閣の命令及び軍司令官ノスケの命令の如きは、11月革命期におけるB Z法の反革命的運用の代表例であろう。同命令の原文につき、Huber, E. R.: Dokumente zur Deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. III, S. 84-85 (Stuttgart 1966) のようなB Z法の反革命的運用の事実があったからこそ、ワイマール制憲議会では48条2項(大統領の「独裁権」)の起草をめぐって激論が交わされ、例えば独立社会民主党(USPD)は、大統領への「独裁権」の付与はB Zと軍事独裁という過去の亡霊(Schreckbild)を呼び出すものとして激しく非難した [Fromme, F. K.: Von der Weimarer Verfassung zum Bonner Grundgesetz, S. 113 (1960)]。しかし、当時、彼らは国家緊急権というものを正確に捉えていなかった。それは、「過去の亡霊」というよりも、世界史上人類が未だかつて経験したことのない「独裁」(Diktatur)という新たな「怪物」(Leviathan)というべきであった。この点、C・シュミットの方が明確に認識していたのである。見よ、Schmitt, C., Diktatur und Belagerungszustand: Zeitschrift für gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 38, S. 138-162(1916)

形態である合圍状態という小さな裂け目 (Lücke) —しかし、致命的な裂け目を潜在・内在させていた。やがて、この裂け目は恰も癌細胞のように自己増殖し、ついに見せかけの憲法に死亡宣告を突きつけるであろう。すなわち、1918—19年の11月革命という最大の例外状態において、主権的決定としてB Zが、それこそ反革命の *ultima ratio* として発動されることによって、見せかけの憲法に死亡宣告を突きつけた^{※※}。まさに、プロイセンでも、そしてドイツ^{ライヒ}帝国でも、「真の憲法は一戒厳令³⁵⁾」であった。

4 1851年プロイセン合圍状態法律の法的性格

1850年プロイセン憲法第111条は、B Zの具体的な実施につき、「詳細は法律が規定する」としていた。これを受けて、これより先にBZを欽定していた49年5月の国王の緊急勅令の改正法として「1851年6月4日の合圍状態に関する法律」(Gesetz über den Belagerungszustand vom 4. Juni 1851) 制定された。その主要な規定の内容のみを列記すると次の通りである³⁶⁾。

- (1) 戦争の場合の軍司令官のB Z宣言権 (第1条)。
- (2) 反乱 (Aufruhr) の場合の内閣のB Z宣言権。但し、地域によっては緊急の場合に軍司令官もB Zを宣言しうる (第2条)。
- (3) B Zの布告に伴う行政権の軍司令官への移行。一般行政官庁 (Zivilverwaltungsbehörden) の軍司令官の命令、指示への服従 (第4条)。
- (4) 憲法典の停止可能条項 (50年憲法第111条中に列举された停止可能条項と同じ) の明示義務と、停止の地域的、時間的限定 (第5条)。
- (5) 現行刑法の重罰規定 (第9条)。とりわけ、軍司令官の命令に対する違反、その教唆・煽動の重罰規定 (第9条b項)。
- (6) 民間人を対象とした軍法会議の設置 (第10条)。
- (7) B Z宣言が行われない戦争又は反乱の場合の内閣による基本権停止 (停止可能条項は(4)と同じ) [所謂「小合圍状態」(kleiner Belagerungszustand[※])] (第16条)。
- (8) (4)と(7) (基本権停止) の場合の内閣による議会に対する釈明 (Rechens-

chaft)義務（第17条）。

A 市民的法治国的性格

フランスでもドイツでも、合囲状態の歴史的発展は、軍事的合囲状態から政治合囲状態へと発展してきた。政治的合囲状態の特徴は、司法領域では自国の一般市民への軍法会議の適用という形をとり、行政領域では行政権の軍司令官への移行という形で一般化される。

51年プロイセンB Z法律は、B Zの発動要件として、外国との戦争(Krieg)の場合（同法第1条）と国内の反乱(Aufbruch)の場合（同法第2条）とを共に規定していたが、その立法時の歴史的状況に迫られて、どちらかという後者の方、例えば国内の革命運動を念頭に置いていたと考えられる。すなわち、プロイセンでの政治的B Zは、国内における「ひしひしと迫ってくる労働者階級」の革命運動から有産者階級全体の秩序を守るための政治的闘争手段となっているのである。同時に、政治的B Zのかような法定式化は、市民的法治国のB Zに対する理念的要請ともなっているのである。

したがって、このような市民的法治国の理念的要請の下では、行政権の軍司令官への移行（同法第4条）は、行政の領域内での権限の集中ではあっても、他の統治領域への権限の拡大ではないとされる³⁷⁾（所謂、行政型の国家緊急権^{***}）。また、上のように行政権が軍司令官へ移行する場合、軍司令官は行政官庁に代わって直接に行政を行うことになるが、ここでも市民的法治国の原理的要請の下で、法治行政の原則の適用を受けることになる。それ故、例えば軍司令官の命令も、その内容が法規命令である場合は、法律の委任に基づく具体的な委任命令でなければならないであろう。しかしなんとといっても、このような政治的B Zの構成要件や法的効果の詳細な法定式化の中核的規定は、市民的自由保障の停止規定であろう（同法第5条）。これは、B Zの市民的法治国的発展の最たるものと見られる。そこでは、B Zの宣言と同時に、その布告の中に停止される所定の基本権が明示されることによって、憲法は全体としては勿論のこと、限定的に列挙された規定以外のいかなる個別的な憲法規定の侵害も許されないとする効果が生ずる。このような憲法規定停止の限定的列挙は、

軍司令官の権限を制限することになろう。例えば、プロイセン憲法第7条（法律の定める裁判官の裁判を受ける権利）が停止される場合、停止の範囲は、例外裁判所（例えば軍法会議）の設置とその管轄権の構成等に関する詳細な規定（51年B Z法律第11条—15条）によって限界づけられることになる³⁸⁾。また、ここでいう憲法規定の停止とは、軍司令官による憲法規定の一時的な侵害を意味し、規定そのものの廃止を意味するものではないとされる^{***}。さらに、フランス49年法律のように、EDSの発動権者（＝議会）と執行者（＝内閣一軍）とを区別する代わりに、プロイセン51年法律では、B Z宣言が行われた場合（あるいはこれが行われない場合でも）、憲法規定の停止について、内閣は議会に対して釈明(Rechenschaft)すべき義務が課せられていた（同法第17条）。

B 市民的法治国の例外状態としての性格

しかし、B Zにおける、こうした市民的法治国の理念的要請（権力分立制と市民的自由的保障）は、例外状態において裏切られざるをえないであろう。

まず、軍法会議の設置といった、司法権の軍当局への移行によって、政治的中立の国家機関たるべき裁判所の独立を保障する権力分立制が、政治的B Zの現実の運用の中で突き崩されるのは自明であろう。

次に、なるほど形式的には行政権の軍司令官への移行は行政の領域内での権限の集中であるかもしれないが、行政を委ねられた軍当局の法治行政の点に疑問がある。蓋し、法律に基づいて規定された行政目的の達成も、例外状態においてはむしろ純粹に事実によって規定されるのが常であろう。ここに軍当局が法治行政を行うことの困難な点が存する。このような行政官庁に代わる軍当局の法治行政は、法律が軍司令官に広汎な裁量権を付与することによってさらに一層ルーズなものとなろう（例えば、同法第9条b項による軍司令官の命令への白紙委任を見よ^{***}）。そうした法律による軍司令官の行政に対する白地授權は、法律に拘束されもしなければ、法律を執行することもしない行政、換言すると、法律に基づいて規定された目的でなく、純粹に軍事目的に支配された行政を行う余地を全面的に軍司令官に与えることになりはしないか。すなわち、C.シュミットによると、立法—行政の形式的な区別のない、純粹に軍事

的観点が優位するような行動を多分に行ないうる余地のある例外状態においては、軍司令官は、いわば権力分立以前の行政国家 (verwaltender Staat) の如きものとして行動するのである。そこでの法状態は、恰も権力分立制が存在しないかのような始源状態 (Urzustand) である。国家機能の分化以前のかつての単一な状態が「出発点」(Position) であるとするならば、その後の権力分立制は

※ W. ハルディによると、51年B Z法律第16条において予定されている法状態とは、軍事力が要請されなければならないほどの国家秩序の危殆でなく、且つ、通常の強制手段では十分でないような場合に執られる、B Zの宣言を伴わない憲法規定の「単なる停止」(bloße Suspension) の状態をいう、とされる。こうした見解に立つと、B Zの本質的契機が行政権の軍司令官への移行に存するとすれば、こうしたB Zに本質的な軍事的要素を欠いた「単なる停止」はもはやB Zの名に値せず(「小」“kleiner”の字すら冠することも許されない)、その反対物ですらある。蓋し、それはB Zの惹起を防止するためのすぐれて抑止的予防的性格を有する政府の措置だからである。[Haldy, W.: Der Belagerungszustand in Preußen, S. 65-66 (Tübingen 1906) 同趣旨、Wilutzky, K.: Das Recht des Belagerungszustandes, Inaugural-Dissertation, S. 92 (Breslau 1914) また、Strupp, K., a. a. O., S. 143-144

これに対して、H. ボールトによると、B Zが実効的であるためには自由権の停止を必要としたので、これと軍司令官への行政権の移行とが結びついて、その全体を統一的に「大B Z」(großer B Z)と称し、軍司令官への行政権の移行を伴わない自由権の停止のみの場合を「小B Z」(kleiner B Z)と称するのを慣例としたとされ、後者の例として、1878年の「社会主義者全鎮圧法」の第28条に基づく措置が挙げられる。“großer B Z”と“kleiner B Z”の区別には、“Militärdiktatur”(軍事戒厳)と“Zivildiktatur”(行政戒厳)の区別が対応するともいわれる[Boldt, H. a. a. O., S. 71 さらにそこでのAnm. 38 また、Huber, E. R.: Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. III, S. 1046 (Stuttgart 1963)]。なお、わが国の明治憲法下の「行政戒厳」についての詳細な研究については、大江志乃夫前掲書109頁以下を参照。

※※ 大西芳雄「緊急権について」：公法研究第107号、7頁(1957年)によると、「行政型」とは、「行政権の行使が単に行政の領域にとどまり、平常時において行政権に加えられていた憲法上あるいは法律上の制限がとりのぞかれ、行政権に自由な活動領域がひらかれる型」をいう。「行政型」に属する代表例として、普通イギリスの“martial law”フランスの“état de siège”、ドイツの“Belagerungszustand”、わが国の明治憲法の「戒厳」などがあげられる。

※※※ 例えばプロイセン憲法第5条(人身の自由)、第6条(住居の不可侵)と、これらの規定にかかわりのある刑事訴訟法の規定は、具体的な場合に軍司令官によって一時的に無視することが許されはするが、これらの規定それ自体は廃止されることなく効力を維持し続ける。この点で、BZの本質的作用は行政の領域内にとどまっており、立法の領域にまで拡大するものではないとされる(Schmitt, C.: Diktatur und Belagerungszustand, S. 158-159)。

その否定であり、B Zはこの「出発点」への回帰だとされる³⁹⁾*****。

ところで、こうした権力分立制以前の始源的国家の如き軍司令官とは、ほかならぬプロイセン陸軍の軍司令官のことをいうのであろう。だとすれば、そのような始源的国家の軍司令官は、憲法にでなく国王にのみ忠誠を誓う無制限の権力—憲法の外に立ち、憲法の上に超然と立つ「超立憲国家」(der extra-konstitutionelle Staat⁴⁰⁾)の如きものであろう。ここでは、B Z (=「委任的独裁」kommissarische Diktatur⁴¹⁾)から「独裁」(=「主権的独裁」soveräne Diktatur^{41')})までの距離はもはや半歩とない。B Zの歴史的発展は、20世紀前半の資本主義国家の全般的危機(資本主義国家の帝国主義段階における世界戦争と

*****このような軍司令官への広汎な命令委任は、その分だけ一層実際の運用に依存することになるが、殊に第一次世界大戦に入ってその意義を獲得したといわれる。白地授権にも等しい軍司令官の命令違反に対する重罰規定が市民的自由の脅威となったことから、こうした軍司令官の命令の法的性質をめぐって国法上の重大な疑義が生じた。すなわち、第9条b項は軍司令官に法律の効力を有する法規命令権(Verordnungsrecht)を付与したものがどうか争われた。学説も、国事裁判所(Staatsgerichtshof)も、これを追認したとされる。立ち入った検討は他日を期するほかないが、さしあたり、Schmitt, C. a. a. O., S. 152ff. Strupp, K. a. a. O., S. 87ff. Pürschel, H.: Das Recht über Belagerungszustand, S. 153ff. (Berlin 1916) Rosenberg, W., Die rechtlichen Schranken der Militärdiktatur: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 37. S. 808ff. (1916) 国事裁判所の判例を検討したものに、Conrad, E.: Das Gesetz über den Belagerungszustand in der Rechtsprechung des Reichsgerichts, (Berlin 1916)

問題点だけ指摘しておく、わが国では、大西芳雄前掲論文7頁でも、小林直樹：国家緊急権、58-59頁(学陽書房1979年)でも、BZを「行政型」の典型例として挙げるのが通例のようである。しかし、では、20世紀初頭の総力戦争、社会主義革命等の危機的状况に対処するため、B Z法は、1851年法律第9条b項の軍司令官の命令権にも見られるように、立法機能を果たし始め、学説、判例ともにこれを追認したということ、B Zの法的性格とかかわってどう位置づけるのか。また、19世紀「行政型」B Z法の20世紀に入ってから、こうした発展・変質が国家緊急権の本質的性格や概念カテゴリーとどのようにかわるのか。さらに、歴史的には、ワイマール大統領の「独裁権」との断絶・連続性如何といった問題等々について立ち入った検討を要しよう。

***** また、次のような指摘も重要である。軍司令官は一時的にもせよ、法を無視して行動することが許されるならば、憲法の停止についての議会に対する内閣の事後的な釈明義務(同法第17条)によって権力分立のシステムは確保せられるのだろうか。まして、議会に対する内閣の責任制が確立されていないような大臣責任制の下で、果たして同法第17条を駆使して議会は政府に対して政治責任を追求しつつ、有効な統制を行いうるだろうか(Boldt, H., a. a. O., S. 71-72)なお、前出、Iの脚註*****も参照。

社会主義革命という最も深刻な例外状態)において、文字通りの「独裁」(Diktatur⁴²⁾)へと転化・変質して行くであろう。

結びにかえて

1 プロイセン合囲状態法制の歴史的性格

合囲状態の歴史は、フランス、ドイツともに(後者は前者の影響下に)、軍事的合囲状態から政治的合囲状態へと発展した。それは、「要塞法」から出発しつつ、19世紀初頭から中葉にかけての国内の革命運動に対応する政治的闘争手段としての不可避的な発展の方向であった。プロイセンでも、そうした発展の方向は1848年に一つの完成を見、BZの「前史」もここで終わる。同時に、ドイツにおける国家緊急権の近代史は1848年を始点とする。この年、君主を始めとするプロイセンの保守反動勢力は、「ひしひと迫ってくる労働者階級」に脅えるブルジョアジーと結び、革命のぎりぎりのところで、ultima ratioとしてBZを発動することによって反革命に成功する。こうして、貴族とブルジョアジーの妥協の上につくられた国家は「ボナパルティズム国家」であり、これに法治国的外見を与える統治形態が「外見的立憲制」(エンゲルスによるプロイセン憲法の性格規定)であった。そうした法治国の外被の下に、現実の政治権力は将校と官吏の手中にあった。このような「将校と官吏の特殊なカスト」は「社会の外部に、いわば社会の上に立っているように見える」独立性を保持していたが、それは恰も「憲法の外部に、いわば憲法の上に」超然と立つ「超立憲国家」の如きものであろう。このような「超立憲国家」は、国王の統帥権を中核とし、プロイセン陸軍という実力によって支えられ、これらと法的に結びつけられたBZを最後の切札(ultima ratio)とするものであったといえよう。反革命の不可避的な帰結として、憲法の中に潜在・内在していたこのような半ば絶対主義的であるとともに反動的な諸制度がプロイセン憲法を外見的なものにしていた。かくて、BZの反革命的な運用経験が、BZの法制化にあたって立法事実の基盤を形成していたことは間違いないであろう。このことから、プ

ロイセンのB Z法制は当時の反革命的運用に規定されるとともに、このような19世紀中葉のブルジョア革命という危機に対応する反革命のための政治的ウルティマ・ラティオ (ultima ratio) であったという歴史的な性格を有するものと特徴づけることができよう。

2. プロイセン合囲状態法制の法的性格

革命の前と後とは全く同じ法状態ではありえないであろう。48年3月革命の挫折は絶対主義への回帰ではなかった。こうした挫折したブルジョア革命によってもたらされ、「外見的」と特徴づけられる近代憲法に基づく統治形態を備えた国家を「市民的法治国」(der bürgerliche Rechtsstaat)と呼ぶ。もっとも、この市民的法治国はドイツ国法学によって創出された、市民的自由の保障と権力分立制を法的構成原理とする理念国家である点に注意を要する。このような市民的法治国理念の下では、あらゆる国家活動—B Zでさえも余すところなく規範化されなければならないことになる。こうして、「B Zでさえも」、48年欽定憲法、50年改正憲法、51年法律といった一連の規定に基づいて市民的法治国化されることによって「合法性」(Legalität)を付与された。そこでは、B Zはもはや剥き出しの裸の反革命のための政治的闘争手段ではありえず、市民的法治国の理念的要請の下に再編されなければならない。憲法と、これを具体化する法律の詳細な規定の下に、B Z発動の構成要件、効果等を予め厳格に法定・登録しておくことによって国家権力の濫用は防がなければならない。すなわち、憲法と法律によって予め列挙された市民的自由に限って停止することが許され、行政官庁に代わって行政権を行使する軍司令官は憲法と法律の許す範囲内で行動するよう要請されるのである。

しかし、このような19世紀市民的法治国イデオロギーは歴史的限界と法的矛盾を内在させていた。そのような限界と矛盾はB Zに集約されている。市民的法治国の中に同化されたかに見えたB Zは、前述したように当時のB Zの反革命的運用のもとに形成された歴史的危機概念によって規定されていた。すなわち、合囲状態を法制化するにあたって、立法の基礎事実となっていたのは、フ

ランスであれ、ドイツであれ、19世紀初頭から中葉にかけての戦争と革命であろう。19世紀における戦争と革命は、時間、空間、規模のどれをとってみても、20世紀におけるそれらとは比較にならぬほどのものである。やがて20世紀のBZは、19世紀市民的法治国によって付与された「合法性」をかなぐり捨てても、こうした20世紀の戦争と革命という例外状態において、その存在の「正当性」(Legitimität)を主張し始めるであろう。殊に、第一次世界大戦と1918-19年の11月革命の中で、かつて潜在・内在していたものが別の形をとって顕現するであろう。すなわち、19世紀BZ法制の下での軍司令官は「権力分立以前の行政国家」として行動するのに対し、同じ法制下でありながら、20世紀の第一次大戦中の軍司令官は、権力分立後に権力分立を排除した—行政と立法の両機能を併せもつ—「独裁国家」の如きものとして行動するのである。「憲法の外部に立ち、いわば憲法の上に」超然と立っていたかつての「超立憲国家」は、ここでは20世紀の例外状況に対応する「独裁国家」に転化・変質している。行政部内での集中から、立法部を吸収するような権力への拡大は、ここではさしあたり軍司令官の行動において、それも一時的なものとして見られるにすぎないが(「独裁」への変質の過渡的性格)、やがてワイマール憲法第48条2項は、今度は軍司令官ではなく、ほかならぬ行政部の最高審級である大統領その人において、それも半ば恒常的なものとして、このような現代の「独裁」(DiKtatur)を顕現せしめるであろう。この点の立ち入った検討は今後の筆者の課題とし、さしあたり筆を擱く。

(1991年6月6日未明脱稿)

引用・参考文献

- 1) Grau, R, Die Diktaturgewalt des Reichspräsidenten : Handbuch des Deutschen Staatsrechtes, Bd. 2, §80, S. 274(1931) Häntzschel, K, Die Verfassungsschranken der Diktaturgewalt des Artikels 48 der Reichsverfassung : Zeitschrift für Öffentliches Recht, V Bd. Heft 1, S. 205ff (1925) Thoma, R., Die Regelung der Diktaturgewalt : Deutsche Juristen Zeitung, S. 654ff. (1924), U. S. W.
- 2) 拙稿「ドイツ合囲事態(Belagerungszustand) 法制研究」(一)(二) : 法学論叢123(5)、66頁以下、同124(1)、40頁以下(1988)
- 3) 杉本幹夫「外見的立憲主義の諸問題」 : 憲法の階級性と普遍性、142-143頁(日本評論社、1975年) 同論文によると、「将校と官吏の特殊なカスト」が統治機構の中枢を支配しているようなボナパルティズム国家の統治形態が外見的立憲制であり、そしてそれは官僚制的統治機構の形態(=官僚制的立憲君主制)としての外見的立憲制として特徴づけられる。しかし、このような理論構成では、ボナパルティズム国家の統治形態が外見的立憲制であるとする場合、その統治機構の内実をなす「将校と官吏」のうち、一方の「官吏の特殊なカスト」の面しか論及されておらず、他方の「将校の特殊なカスト」の面を欠落させた一面的なものになってしまっているように思われる。
- 4) この点については、後述の、合囲状態法制化の法的意味の定式化(Ⅱ2)、及びプロイセン合囲状態法制の市民的法治国的性格(Ⅱ3A、4A)を参照。
- 5) 本章脚注*を参照。
- 6) 松田智雄「ドイツ資本主義構造論に寄せて」 : 川島・松田編 : 国民経済の諸類型、474頁(昭和43年)
- 7) Huber, E. R.: Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. III ,s. 73-78 (Stuttgart 1963)
- 8) Edenda, s. 68
- 9) フランスのEDSの「前史」につき、Schmitt, C., Diktatur in der bestehenden rechtsstaatliche Ordnung (Der Belagerungszustand): Diktatur, Auf1. 2.s.171-205 (München u. Leipzig 1928)
- 10) Haldy, W.: Der Belagerungszustand in Preußen, s. 4 (Tübingen 1906)
- 11) Boldt, H: Rechtsstaat und Ausnahmezustand, Eine Studie Über den Belagerungszustand als Ausnahmezustand des bürgerlichen Rechtsstaates in 19 Jahrhundert, s. 60 (Berlin 1967)
- 12) 「要塞法」につき、拙稿前掲論文(-)75頁。
- 13) Huber, E. R.: Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. II . Auf1. 2, S. 133ff. ((Stuttgart 1975)
- 14) Edenda, S. 149
- 15) 拙稿前掲論文(-)90頁。

- 16) Huber E. R., a. a. O., Bd. II, S. 745
- 17) K.マルクス「ブルジョアジーと反革命」：マルクス=エンゲルス全集6,121頁（大月書店1970年）
- 18) Boldt, H., a. a. o., s. 66
- 19) Ebenda, S. 63
- 20) Ebenda, S. 66-67
- 21) 尾高朝雄「国家緊急権の問題」：法学協会雑誌62(9)、8頁以下 同：法の窮極に在るもの、102頁以下（有斐閣1955年、再版1980年）
- 22) 尾高前掲論文 2頁、20頁。
- 23) この時の緊急命令(Verordnung über den Belagerungszustand vom 10. Mai 1849)とその法的根拠となった48年欽定憲法第105条2文の解釈・運用については、Huber, E. R., a. a. O., Bd. III, S. 47-48拙稿前掲論文(二)45-46頁。さらに大西芳雄「緊急命令論」(一)(二)：法学論叢33(3)、115頁以下、同33(5)68頁(1935)がヨーロッパの緊急命令の起源、発展、解釈に詳しい。
- 24) K.マルクス「新しい戒厳憲章」：マルクス=エンゲルス全集6,483頁（大月書店 1970年）
- 25) 原文の出典は、Dürig / Rudolf: Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte, 2. Aufl. S. 151 (München 1979)
- 26) Schmitt, C: Verfassungslehre, 5. unveränderte Aufl. S. 37ff., S. 125ff. (Berlin 1970)
- 27) Edenda, s. 131
- 28) Boldt, H., a.a.O., S. 86
- 29) Preuß, H., Reichsverfassungsmäßige Diktatur: Zeitschrift für Politik, Bd. 13, s. 104 (1924)
- 30) Rossiter, C.: Constitutional Dictatorship, Crisis Government in the modern Democracies, P. 33 (Princeton Univ. Pr. 1963)
- 31) Haldy, W., a. a. O. s. 5
- 32) Schmitt, C., a. a. O. s. 32
- 33) Edenda, s. 31
- 34) Boldt, H., a. a. O., s. 90
- 35) 註17)参照。
- 36) 原文の出典は、Strupp, K.: Deutsches Kriegszustandsrecht, Ein Kommentar des im Deutschen Reiche geltenden Ausnahmerechts für Theorie und Praxis, S. 35ff. (Berlin 1916)
- 37) Schmitt, C., Diktatur und Belagerungszustand: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 38, S. 149 (1916)
- 38) Edenda, S. 159, Ders. Diktatur in der bestehenden rechtsstaatlichen Ordnung (Der Belagerungszustand) : Diktatur, Aufl. 2., S. 199 (1928)
- 39) Schmitt, C., Diktatur und Belagerungszustand, S. 159-160
- 40) Boldt, H., a. a. O., S. 102

- 41) 41') 本稿「はじめに」の脚注※※を参照。
- 42) Schmitt, C., *Diktatur und Belagerungszustand*, S. 138-162 併せて本稿47頁、拙稿前掲論文(二) 63頁註⑤も参照

「生産学習」に関する考察

朝岡幸彦

A Study of “Production Learning for Peasants”

Yukihiko Asaoka

Abstract

The movement of “Sinano Agricultural Production College” which started in 1960 has had much influence upon the study of adult education. It created what is called ‘the triple learning structure’ and ‘the unity in production learning and politics.’ These concepts are now taken for granted in the field of practices. In this paper main focus is laid on ‘production learning’, especially on its relation with politics. Finally a new interpretation of its significance and potentiality will be proposed after the critical survey of previous studies.

1. 問題の所在

戦後日本の社会教育研究のなかで、1960年にはじまる「信濃生産大学」運動の意義は、さまざまな形で評価されてきた。「主催者としての農民を『生産学習と政治学習の統一』によって作りだす」ことを基本理念とし、教育方法と内容編成を「深化」させていった¹⁾といわれる信濃生産大学の意義を、社会教育研究史上いくら強調しても過大とはいえない。とりわけ、信濃生産大学が「学習の三重構造」と呼ばれる独特の学習方法をとることによって、運動の質的な発展を保障してきたことはあまりにも有名であり、またその後の学習実践のモデルとして多大の影響を与えていることも確かである。とはいえ、信濃生産大学における学習内容編成上の最重要概念のひとつである「生産学習」概念について、その後の研究で必ずしも十分な吟味がなされているわけではない。そこで本稿では、この「生産学習」概念に注目して先行諸研究の批判的吟味を行う

とともに、併せて今日の社会教育実践研究・学習内容論研究において、「生産学習」概念が「政治学習」との関係でどのような意義と可能性を持つのかについて新たな解釈を提起したい。

「生産学習」という概念について考えるとき、わが国における農民教育・農民学習運動の主要な流れについて、あらかじめ確認しておく必要がある。千野陽一氏は1969年に、「いま、わが国の農民教育は、農業基本法体制下における農業発展の二つの道（上からの『近代化』と下からの『近代化』）に鋭く対応し、二つの方向に対照的に分化しながら展開されている」と述べ、「行政的農民教育」と「民間学習運動としての農民教育」との二つの流れがあることを指摘した²⁾。行政的農民教育の流れは、文教行政の一部を巻き込みながら農林行政主導で実施され、上からの農業近代化の担い手として期待される上層農子弟を対象に、「政治・経済の動向と切り離されたところで農業技術・農業経営に関する教育訓練が集中的に行われているだけでなく、精神主義教育ふうの『根性づくり』がとくに重視されている」と批判する。他方、農民大学・生産大学・労農大学などさまざまな呼ばれている民間学習運動としての農民教育の流れには、地方自治体・社会教育機関・農民運動・労働運動など多様な主体によって担われ、「困難な農業情勢、急速な階層分解のもとでたえず危険にさらされる自己の経営の防衛・安定を願いながら、あくまでも農業専門に生き抜こうとする」中農層以下の青年たちが参加している。そして、そこでの「教育過程（学習内容）編成にあたっては、勤労農民の立場から社会科学の目で農業を科学的に見つめる視点が正面におしだされ、その内容として農政学習を中核に経営・技術の学習が有機的にくみあわされて」、いわば「三位一体のかたちで構造的に編成されている」と高く評価している。

千野氏の整理による農民教育の二つの流れという把握は、それ自体として日本農業「近代化」をめぐる二つの流れを担い手形成という視点から捉える枠組みであり、現在にも十分に通用するものであると考えられる。更に、民間学習運動における三位一体的な学習内容編成と理解される「社会科学」「農政学習」「経営・技術の学習」の構造も、農民教育過程としての一定の普遍性をもつも

のと評価できる。しかしながら、農業基本法制定からすでに30年の歳月を経た今日の日本農業の危機的状況は、農民教育の二つの流れを「農民」という共通の立場から統合せずにはおかない。自らの農業経営を守るとともに、国民に安全な食糧を提供することで、日本農業を守って行こうとするより大きな流れが、日本の農民の間に共通認識として定着しつつある。その際、農民教育・農民の学習における共通の基盤となるものが、日本農業を守り発展させるための「生産学習」であると考えられる。

2. 農民の自主的学習運動と「生産学習」概念の発展

その意味から、農民教育における主要な概念としての「生産学習」概念が、改めて再評価されねばならない。農民の自主的な学習運動は、すでに大正期から農民組合運動・小作争議を中心に組織されていたものの、過酷な弾圧のもとで局地的な展開にとどまり、本格的な発展を第2次世界大戦後に待たねばならなかった。一連の戦後改革がすすむかなで、青年を中心とした「民主主義の理念や農業経営・技術の自主的学習運動」が全国各地に広まった。この農村青年の自主的な学習運動が、戦後農民教育における「生産学習」の事実上の始まりと考えられる。その後の「生産学習」の発展を戦後の農民の自主的な学習運動のなかで位置づけると、次の四つの時期に区分される。

第1期は、日本青年団協議会（日青協）の指導のもとに展開した。1950年代の共同学習運動における「生産学習」の生成の時期である。先に見た戦後直後からの農村青年の自主的学習運動に対して、国は青年学級振興法（1953年）の制定によって国庫補助の道を開いた。しかしながら、日青協は当時の政府の政策意図から「再軍備のための愛国心教育、6・3制教育の手直し」に通じると法案に反対し、独自に共同学習運動を提起した。そして、「むらの古さ・貧しさ」の克服を目的に生産学習と政治学習を統一し、仲間づくりを支えに身近問題を直視する話し合い学習をすすめた³⁾。戦後の民主化政策が逆戻りしつつある時に、農村青年自身の視野から封建的で遅れたムラの現状を捉え直し、その共通認識のうえに萌芽的ながら「生産学習と政治学習の統一」を意識することによ

って現状変革の力にしていこうとするものであった。

第2期は、1960年の信濃生産大学に始まる、本格的な「生産学習」の展開の時期である。共同学習運動の中心があくまで身辺問題の話し合い学習であったのに対し、信濃生産大学運動は名実ともに「生産学習と政治学習の統一」を目指す実践であった。それは、農業基本法の制定をテコに急速にすすめられる農業構造「近代化」政策に対し、中小農民が自らの農業経営を守ろうとする、まさに生き残りをかけた運動であった。それゆえ、農業共同化にともなう経営・技術学習と「近代化」農政への批判的検討とが一体となって、「生産学習と政治学習の統一」を実現したと評価される。そのなかで大学に参加する農民の視点も、農業近代化志向から「農民の経営と生活と権利を守る」観点へと次第に深化していったと捉えられている⁴⁾。

第3期は、信濃生産大学の強い影響を受けながら、全国各地に広まって行った農民・労農大学運動における「生産学習」の深化の時期である。その一つの頂点をなすのが、1975年に開催された第1回全国農民大学交流集会である⁵⁾。集会の基調報告は、信濃生産大学以降の農民学習運動を、①参加主体が農民以外の地域住民に広がり、②地域レベルの小集会や大学づくりが進められ、③学習課題が農業問題から平和・文化問題や地域での生活問題に広がった、と総括している。基調講演で真壁仁氏は、政府の「近代化」農政のなかで破壊されてきた農民的技術（篤農技術・集約的栽培）を「土をつくり、その上で米や野菜をつくる」という農業の本質に立って発展させる必要があり、そのためにも農民自身の中にある「近代化」意識の克服が課題であると強調した。この時点で「生産学習」の中心は、信濃生産大学における農業共同化の実践に代わって、農業近代化を農民の立場からすすめる生産力的基盤づくり（地域的・集団生産力の形成、農民的技術の創造的発展）へと深化している。

第4期は、これらの農民・労農大学運動とは全く独自に1959年以来、今日に至るまで続けられている移動村づくり大学における70年代後半から80年代の「生産学習」の転換の時期である⁶⁾。北海道農業自立推進協議会によって主催され、すでに7000名以上の北海道の農民が参加した移動村づくり大学は、当初

の農業共同化実践中心の現地視察から、70年代後半には地域営農集団づくりと安全な食糧生産のための本来の農業再建へと「生産学習」の内容を変化させている。これは、第3期の農民・労農大学運動が到達した農民的生産力の基盤づくりと地域問題への波及という「生産学習」の深化と見事に対応するとともに、さらに地域の枠を越えてより大きな国民的連帯のなかで日本農業を再建していくとする「生産学習」の質的転換を内包するものである。

以上のような農民の自主的学習運動における「生産学習」概念の発展過程からも明らかなように、「生産学習」概念そのものが学習主体としての「農民」の社会的性格と密接不離の関係にあるものである。とはいえ、成人の学習内容論という観点から見ると、「生産学習」概念は他の社会諸階級・諸階層を学習主体として考えた場合にも十分適用可能な普遍性をもつ概念であると考えられる。その意味からも、「生産学習」概念を他の諸概念からどのように区別するのか、改めてその関係が検討されなければならない。

3. 「生産学習」概念と他の諸概念

戦後の社会教育研究における学習内容論の変遷を整理するとともに、「生産学習」概念と他の学習内容諸概念との関係について言及しているのが上杉孝實氏である⁷⁾。上杉氏は学習内容論の変遷に関して、「近代化学習」「生産学習」「政治学習」「地域問題学習」「人権学習」の五つの概念について論及している。ここでは「生産学習」概念及びそれとの関係がとりわけ問題となる前四つの概念について、上杉氏の整理をもとに再検討したい。

(1) 「近代化学習」の概念

1954年に創立された日本社会教育学会において、最初に本格的な学習内容論の論議が行われるのは、1950年代の後半に展開された共同学習運動の評価をめぐるものであった。54年に提唱された共同学習論は、身近な問題・生活場面を取り上げ、これを共同で学習することにその最大の特徴がある。したがって、共同学習運動における学習内容の中心は、当時の農村を中心に依然として大き

な力をもっていた封建的なものを打破し、生活の合理化・民主化をすすめるものであった。その意味では、第2次世界大戦直後に行われていた啓蒙講座・学級と連続する面をもちつつも、農村青年の日常実践と深くかわり、教養主義的傾向を克服するものであった。しかし、50年代末にはじまる「高度経済成長」によって農村生活にも急激な変化があらわれ始め、「封建的なものと資本主義の結びつきによる近代社会の矛盾の側面がクローズアップされる」に及んで、身辺問題の話し合い学習から系統学習が求められる状況が生まれてきた。

とはいえ、ここで述べられている「近代化学習」の内容は、生活場面における近代化の課題を農村青年自身が自らのものとしてとらえ、封建的な要素を克服していく実践に限られている。しかしながら、のちに千野陽一氏の指摘に見られるように1950年代後半の農村青年の学習集団には、明らかに異なる二つの流れがあった⁸⁾。1つは「農業技術・営農改善などの生産学習を中心とする学習集団」であり、いま1つは「政治・経済の仕組みなどを学習していく政治学習を中心とする学習集団」であった。両者は互いに並行して存在しながらも、参加者の顔ぶれもちがえば、指導・助言のルートも異なるなど、両者のあいだにほとんど接触のないものであった。すなわち、共同学習運動を担った青年団運動そのもののなかに「社会科学を基礎的・入門的に学びとっていく」学習集団が存在し、このグループがのちの信濃生産大学運動の担い手として「生産学習と政治学習の統一」を実現する青年たちであった。「近代化学習」概念は、それ自体として決して生活場面に限定されたものではなく、社会科学を中心とした系統学習を内包する学習概念として理解されるべきものである。

(2) 「生産学習」の概念

高度経済成長による農村生活の急速な変貌と農業基本法の成立(1960年)にいたる農業構造「近代化」政策の推進は、農村青年の農業経営の近代化に対する関心をいやがうえにも高め、新しい農業技術・経営方法が強く求められるようになった。とはいえ、農業経営の安定化のためには農業政策の動向が大きな問題となっており、「農政学習」と「生産・技術学習」とは自然に結びつく条

件があった。これを「生産学習と政治学習の結合の可能性」ととらえることもできるが、それには社会科学の系統的学習による（社会）法則の理解が不可欠の要素となる。その意味で、「社会科学」の学習と「農政学習」「生産・技術学習」とを有機的に結びつけ、これを学習運動にまで高めた実践が信濃生産大学運動であると考えられる。

いいかえれば、信濃生産大学においてはじめて実現されたと言われる「生産学習と政治学習の統一」とは、「社会科学」学習と「農政学習」「経営・技術の学習」とを有機的・系統的に結びつけることによって、農業経営を守る農民の主体形成をはかろうとするものだったのではないか。このように考えると、「生産学習」「政治学習」の概念は、「『社会科学』学習」「農政学習」「生産・技術学習」との関係でさらに吟味されなければならない。

(3) 「政治学習」の概念

信濃生産大学において提起された「生産学習と政治学習の統一」は、その後の住民運動の高揚のなかで十分な継承・発展をみることがなかった。むしろ「政治学習は自治体のありようと密接にかかわり、生産学習に限らず、生活条件の整備を求める住民運動とのつながりで、政治を学習の中心にすえる動きが強まる」のである。その1つの成果が憲法学習を中核とすべきことを表明した牧方テーゼ（1963年）であり、公的社会教育の役割を政治学習に求める理論として、「自治体変革のための学習」と「自治体を規制し地域を制約している諸問題の学習すなわち社会科学の学習」を具体的内実とするものであった。さらにいま1つの成果は、「生活記録とともに、生活をとりまく条件の科学的な理解＝社会科学の学習」を中心とした下伊那テーゼ（1965年）であり、政治学習と運動との結合が重視され、社会教育をもっぱら運動の教育的側面とみなす傾向があったと評価されている。

このように「政治学習」概念は、「生産学習」との統一・結合という条件から切り離されることによって、のちの革新自治体の誕生をささえた住民運動の中心的な学習概念に転化したのである。しかしながら、この「政治学習」が近

代社会における政治的担い手を形成するという本来の意味での「政治学習」とどのような関係にあるのか、また「生産学習」から切り離されて生活諸条件の理解と整備にのみ関係する概念としてとらえていいのか、さらに検討を要すると考えられる。

(4) 「地域問題学習」の概念

他方で、社会教育実践における「政治学習」は、京都のろばた懇談会のように「重要な地域問題をとりあげての学習」へと発展した。これを先の「政治学習」から区別して、「地域問題学習」と呼ぶこともできるだろう。とはいえ、地域問題の学習に対して、「権利意識に支えられて主体的に問題に取り組む人間形成の観点で、歴史的把握の重要性」が相次いで指摘されている状況に注目すべきである。この事実は、「地域問題学習」が地域における生活諸条件の整備という狭い意味での「政治学習」に包含しきれない内容をもつとともに、より広く近代社会における主体（市民）として主体形成されていく過程と不可分の関係にあることを示している。いずれにせよ、「地域問題学習」概念そのものが「政治学習」概念とともに見直されなければならない。

以上の検討の結果から考えて、「近代化学習」から「地域問題学習」に至る4つの学習概念は、少なくとも時系列的な流れとして受け止めるだけでは不十分であろう。むしろ、「生産学習」「政治学習」の二つの概念を再検討することを通じて、「近代化学習」「地域問題学習」概念は包み込まれる可能性をもつものと考えられる。この点をさらに吟味するために、「生産学習と政治学習との統一」を実現したといわれる信濃生産大学運動を中心とした、「生産学習」「政治学習」に関してのより踏み込んだ検討が必要であると考えられる。

4. 「生産学習と政治学習の統一」とは

1961年に日本社会教育学会の学会年報『農村の変貌と青年の学習』に発表された千野陽一氏の「政治学習と生産学習の統一—共同化をめぐる学習運動の新

しい展開」という論文⁹⁾は、信濃生産大学を準備した長野県の農業青年たちの主体的状況を科学的に分析した秀作である。さきの「生産学習」概念と他の諸学習概念についての検討から明らかなように、「生産学習」「政治学習」の二つの概念をどのように理解し、両者の関係をどのように考えるかは、成人教育における学習内容編成論上の鍵を握る問題であると考えられる。とりわけ、「生産学習と政治学習の統一」が名実ともに実践的に実現されたとされる信濃生産大学において、それがどのような実態をもち、どのように理解されていたかを整理・再検討することは、概念整理のうえで重要な課題となる。そこで次に、この千野陽一氏の論文で示された「生産学習と政治学習の統一」に関する考え方を検討することで、「生産学習」概念と「政治学習」概念との関係について考察をすすめたい。

(1) 「統一」を可能とする条件

さきに紹介したように、千野氏は戦後の農村青年の学習集団には「生産学習を中心とする学習集団」と「政治学習を中心とする学習集団」の二つの流れがあって、「両者のあいだにはほとんど接触がなかった」と述べている。この農村青年の二つの学習集団の垂離が、「農村青年の学習運動の中で、もともと統一的に展開されねばならなかった生産学習と政治学習とが、戦後、どうしてもしっくりかみあわずに分離したままになっていた」事実上の原因と捉えられている。しかしながら、1960年前後に至ってようやく両者を統一する動きが「芽生え」と見る。「それは主として、農業構造の急速な変化のなかで兼業的零落か専業維持かの岐路に立たされた中農層以下の農村青年、しかも農業経営の実権をにぎりはじめた20代後半の青年をその中心的な担い手として、生活権の防衛という性格を色濃くもちながらおこなわれる農業近代化、とくに生産共同化へのうごきのなかから胎動してくる」¹⁰⁾。そして、「彼らには、共同化の方向で展開される生産活動に積極的に意欲を燃やし、同時にその生産活動の阻害条件と感じられる政治問題—地域的な政治課題であれ国民的な規模での政治課題であれ—とも四つに取り組んで、農民組合などの組織によってそれとた

たかい、両者の関係を統一的に把握することによって技術偏重、政治偏重のいずれからも解放されているというきわめて実践的な姿勢がつかぬかれているのである」¹¹⁾。

要するに、千野氏が指摘する「生産活動と政治問題の関係を統一的に把握することのできる集団」が誕生した背景には、農業構造の急速な変化のもとで政策的にすすめられる農業「近代化」路線から排除された中農層以下の農業青年たちが、自らの経営の生き残り（ただし農業専業で）を賭けて取り組んだ生産共同化の実践があったということである。こうした生産共同化への期待と意欲的な取り組みは、信濃生産大学における第1期の統一テーマ「農業経営共同化」と完全に一致するものであり、さらにそこから発展した第2期のテーマ「構造改善事業にどう対処するか」は生産共同化をめぐる政治的・政策的な問題として農業構造改善事業の導入に対する評価を問題としたものである。その意味で、信濃生産大学における「生産学習と政治学習の統一」と、千野氏が指摘する「生産活動と政治問題の関係を統一的に把握することのできる集団」の誕生とは、生産共同化を軸とした農民の自主的な農業「近代化」への模索の過程から生まれてきたものであり、実践的には同じ内容を指していると考えられる。事実、千野氏の論文で紹介されている実践の多くは、信濃生産大学の主催団体の一つである長野県農業近代化協議会¹²⁾が主要な事業として取り組んできた「農民移動大学」の実践と深く関わるものである。

(2) 新しい経営能力

高度経済成長の始まりによる「農民の“地すべりの変動”」は、生産学習と政治学習の統一を可能にする「客観的条件の成熟」を生み出すとともに、従来の営農方式のあり方に再検討を加え、それを支える「新しい能力」を農民に要求する。その新しい能力とは、「脱農・離農の道をあえてすてて農業専業の道をえらびとった」すべての農民に必要とされる能力であり、「増産第一主義・品質第一主義」をたてまえとする技術体系と経営能力のことである。それは、「企業家的感覚」と「企業家的な合理性」をもち、「一定の科学的知識」を身に

つけた「すぐれて企業的な性格」＝能力であると言える。しかしながら、こうした能力を無批判に受け入れれば「個別農家間の競争」は一層激化し、中小農民の経営をますます危うくする。そこで、「中小農民の間で模索されたひとつの道が、個別経営の枠をうちやぶる共同化」の道であった。

とはいえ、生産共同化そのものがすべて中小農民の利益を完全に保障するものではなく、「収益の配分をめぐる、きわだって対象的な二つの型の共同化がうまれてきている」のである。「第1の型は、究極的には富農層の資金の蓄積・利潤の追求を結果するものであり、富農層の指導性のもとに、それ以下の層を含めて組織されている。この型は、利益配分を出資配分方式に傾斜させ、労賃を低くおさえることによって、資本と労働の矛盾の激化のもとで、より多額の資本拠出が可能な富農層の一層の経営改善の道を準備するからである。」
「第2の型は中農層もしくは中農下層を中心にして、貧農をかかえこんでおこなわれる共同化であり、利益の配分を、主として労働配分方式により、労賃を可能なかぎり高く評価することによって、中小農民の発展の道をきりひらいていく方向をめざしている。」¹³⁾

そして、「生産と政治の学習を統一した形で活動を展開している学習集団が、多かれ少なかれこの第2の型の共同化を当面の目標とした生産活動のなかでうまれてきた」という事実は、信濃生産大学の担い手が中農層以下の農業青年であるという事を見事に裏打ちしている。また、第2の型の共同化をめざす青年たちには、「企業的な性格」を乗り越えるための「正しい社会科学的な洞察力と、それにささえられた集団的な政治実践への組織力」が求められる。この意味での「新しい能力」を継続的・系統的に農業青年たちに保障する場が、「生産学習と政治学習の統一」を実現した信濃生産大学であろう。

(3) 「統一」のすじみちと共同化

農民の意識構造における「営農意識における革新性」と「政治意識における保守性」という見事な分離の状況を踏まえて、千野氏は「日常的な営農活動のうちみだす経済の理論とはいちおうはなれたところでの政治の理論の追求の展開

が、この生産学習と政治学習の統一を可能にする決め手となっている」と見る。「事実、4 Hクラブや農事研究会のように、生産学習を中心とした青年集団からは、このすじみちは浮かびあがってきていない」のであり、「生産学習と政治学習の統一は、20代前半の時期に、5年から7年にわたって、政治・経済の学習と政治実践をつみかさねてきた青年たちが、20代後半になり、農業経営の実権をそろそろ経営主からゆずりわたされるようになったとき、農業生産の主要な担い手として、自己の経営にしんげんにきりむすび、多かれ少なかれ農業の近代化、とくに共同化にその発展方向をさぐりだすところからはじめられている」のであると結論する¹⁴⁾。

しかしながら、1960年当時の農業青年をめぐる状況の大勢がたとえそうであったとしても、ここからより普遍的な意味で「生産学習」を中心とした青年集団からは「政治学習」へと踏み込んだ学習実践は生まれてこないと断定することはできない。千野氏自身の論文のなかでも認められているように、1960年前後の時期にすでに「数は少ないにしても、安保闘争を契機として、政治学習—政治行動へとふみきった4 Hクラブの例も、県段階であらわれてきている」¹⁵⁾のである。さらにまた、実際に生産学習を中心とした青年の学習集団の多くが「行政的農民教育」と対応し、上からの農業近代化の担い手として期待されている上層農の子弟を対象に、故意に政治・経済の動向と切り離されたところで農業技術・農業経営を教えられているという事実に着目すべきである。すなわち、ここで述べられている「生産学習」そのものに、実は明確な主体上・内容上の限界があるのであり、「生産学習」から「政治学習」へという道筋そのものを否定する理由にはならないからである。

このような「生産学習」から「政治学習」への発展の道筋を否定する見解を克服する鍵は、じつは千野氏自身の論文のなかにある。「ここでの学習（生産と政治を統一した集団の学習）は、20代前半の青年集団に見られたように、社会科学を基礎的・入門的に学びとっていくのではなく、まず、農業経済、農業技術を総合的に、しかも生産と密着させて専門的・直接的に学びとっていく姿勢が、すすんだ集団のなかではとられている」のであり、「つまり、かならず“自

己の経営”を尺度としてきめこまかくその内容にせまり、生産・生活の場での実感をことのほか重んじながら、それを日本農業全体のうごき、国外・国内の政治・経済の動向にむりなく引きあてて、その内容の論理的な理解をふかめていくという方式をとるのである¹⁷⁾。そして、「このような学習方式が可能であるためには、農業経済・農業経営・農業技術のかなりつつこんだ専門的な知識が必要である」し、「共同化の先進例の現地見学による生産技術・経営方式の徹底した研究もすすめられ、同時に、複式簿記や関係諸法律の専門的学習も重視されている」。

すなわち、生産学習と政治学習との統一的な把握が可能な新しい集団は、その具体的な生成過程（担い手となる農業青年の成長過程）においては社会科学の学習という「政治学習」の基礎を先に身につけているものの、その結果つくりだされた集団の学習方式においては「生産学習」にともなうかなりの知識や技能があってはじめて可能となる形態をとっているのである。結果からみれば、「生産学習」から「政治学習」へという学習の発展こそ、重要な道筋と考えることができるのではないか。このような一種の混乱がおこってくる背景には、じつは「生産学習」及び「政治学習」の概念自体がかなり狭隘にとらえられているという問題があるように思われる。本稿の冒頭で紹介した民間学習運動としての農民教育の教育過程（学習内容）編成において、「三位一体のかたちで構造的に編成されている」と指摘された「社会科学」「農政学習」「経営・技術の学習」のうち、この「生産学習」という概念でとらえられているのは「経営・技術の学習」だけではないか。本来の意味で「生産学習」と呼ばれるべき内容は、あくまでも“己の経営”を尺度としてきめこまかくその内容にせまり、生産・生活の場での実感をことのほか重んじながら、それを日本農業全体のうごき、国外・国内の政治・経済の動向にむりなく引きあてて、その内容の論理的な理解をふかめていく」というその全過程を指すべきであろう。とりわけ、“己の経営”を尺度として」という姿勢がどこまで深く、広く理解されるかが、「生産学習」概念の可能性を考えるうえで大きな鍵となっている。これとの対比において、「政治学習」概念についても検討されなければならないが、

それは後に譲りたい。

5. 信濃生産大学と「生産主義教育」

「信濃生産大学とは何であったか。その問いにこたえるためには、6年間総主事をつとめた創設者・宮原誠一の教育学・教育理念を知らなくてはならない。宮原がなければ信濃生産大学はありえず、宮原の個性なかりせば、生産大学の個性もありえなかった。生産大学と宮原教育学とは、ふたつにしてひとつのものであった。」¹⁸⁾この藤岡貞彦氏の指摘からも明らかなように、信濃生産大学の実践はすぐれて宮原誠一個人の思想に大きく依拠していた。したがって、生産大学運動の戦略的見取り図は、「宮原教育学の理念の全面展開図」と見ることのできるものであった。そして、この宮原教育学の理念とは「生産主義教育」という概念に代表されるものであり、「労働を軸とした人間の全面発達の教育理念を、教育実践に生かす手がかり」を「農業における<生産学習と政治学習の結合>」という形態で実現させようとするものであった¹⁹⁾。1950年代の終わりから60年代のはじめにかけて、長野県や関東の一部農村におけるOB青年たちの新たな実践から、「新しい農民の誕生」すなわち「哲学者のように考える農民」を育てる可能性を確信したのである。その場が信濃生産大学であり、その核心は「『新しい企業的な農業と新しい自立的な農民生産集団』の実現の可能性を見通した『生産学習と政治学習の統一』のこころみであった」²⁰⁾。

とはいえ、信濃生産大学をささえる理念となった宮原誠一の「生産（主義）教育」概念について、もう少し詳しく検討する必要がある。宮原誠一は1948年から49年にかけて「生産のための教育」＝「生産主義教育」の必要性を主張していた。その主張の骨子は、以下の7点に要約される²¹⁾。①日本の独立に欠くことのできない「産業の復興と平和の維持」という条件を実現するためには、日本の教育は「生産のための教育と平和のための教育」とを中軸とすべきである。②日本の産業復興は、国民大衆の積極的な努力によってのみ達成されるものであり、教育の課題として「国民の科学的教養をたかめ、共働的な行動の方法を国民のあいだにしみとおらせること」が必要である。③生産のための教育

とは、産業の現在の秩序をあらため、産業の新しい秩序をつくりだしてゆくための教育である。それは「産業そのものがもっと人間的な産業になり、生産的労働そのものが自主的で創造的で美的な人間活動になるような社会を実現する方向」で取り組むべきものである。④「身体的労働と精神的労働との二元的分裂を止揚するため」に生産のための教育は考えられなければならない。⑤「生産中心の新しい一般的教養のミニマム・エッセンシャルズをあきらかにするための基礎的な手続きとして、(1)現代の自然科学および社会科学を、それぞれ、いちばん単純な一般的・基本的概念に還元して、それらのものを系統づけてみるとどういうことになるか、(2)日本の産業を科学的にたかめるために必要とされるもっとも主要な生産技術をいちばん単純な一般的・基礎的技術に還元して、それらのものを系統づけてみるとどういうことになるか、というこの二つのことを究明する必要があるということ。そして、さしあたって、科学的生産人の育成、いいかえれば単なる『手』だけの生産人ではなく、自然および社会の法則を認識し、計画的・目的的な生産活動をいとなむことができるような人間に子どもたちを育て上げるという観点から、基本的諸教科をとりあつかい、それとの密接な関連のもとに一般的・基礎的な生産技術の系統的な学習がおこなわれなければならないということ。それらの全学習過程をとおして共働的行動の訓練がなされなければならない」。⑥職業教育の領域においては、高校・大学の計画的・重点的配置が必要である。⑦生産のための教育は、各方面の学者・技術者・職業人と教育関係者との協力体制が必要である。

このような「生産のための教育」のすじみちを考えたうえで、「平和のための教育と生産のための教育は二にして一であるが、この統一的な二者のなかでどちらがもっと基本的であるかといえば、独立なくしては戦争か平和かを選択する自由はなく、経済的自立なくしては真の政治的独立はありえない以上、経済的自立のための基礎的条件の一つをになう生産のための教育のほうが平和のための教育よりいっそう基本的である」²²⁾と主張した。これが「生産主義教育」の理念であった。しかしながら、その後の冷戦構造と朝鮮戦争の勃発は、「生産のための教育」と「平和のための教育」との位置関係に修正をもたらした。

宮原をして「いまや何をおいてももとめられるべきものは平和であり、教育の領域においても平和のための教育ということを最前面におしだし、これを教育の中心にしっかり位置づけなければならない」²³⁾と言わしめたのである。

その結果、1952年11月に宮原は再び「生産教育の概念」について、次のように整理しなおしている。「生産のための教育とは、広義には、科学的な生産人を育成する人間教育ということであり、狭義には、前者の一環としての生産技術の教育ということである。そして広義における生産のための教育の土台のうえに狭義における生産のための教育をもとめるところに、生産のための教育の大切な眼目がある」²⁴⁾。したがって、「生産のための教育」と「平和のための教育」の関係についても、「現在の状況のもとにおいては、平和と生産のための教育というおしだしかたがいちばん適切」であり、「独立のための教育を、教育過程のうえに具体化するために、“平和”と“生産”という二つの中心概念がつかまねなければならない」と修正される。これは生産の課題が平和の課題に優先するという意味での「生産主義教育」の立場から、生産と平和とを両輪とみなす「生産教育」概念への変化である。

この「生産教育」と「平和教育」との統一的把握は、信濃生産大学における「生産学習と政治学習の統一」を想起させるに十分なものであろう。さらにまた、これは信濃生産大学から労農大学・地域住民大学への転化を「発展」もしくは「必然」と見なすべきものなのか、という問題にもかかわってくる。長くなるが、ここで信濃生産大学解散声明書（1967年8月20日）を引用したい。

「信濃生産大学は、昭和41年8月に開かれた第12回信濃生産大学をもって最終回とし、ここに解散することになりました。…歴史的な意義をもついくつかのことが、信濃生産大学の運動のなかから生み出されました。第1に、地域における日常的なサークル学習、市郡単位の1泊2日のセミナー、全県の生産大学という三重構造の学習運動組織があみ出されました。第2に、生産学習と政治学習との統一が実現されました。第3に、地域と日本と世界とを一本化してとらえる研究方法が追求されました。第4に、つねに事実と調査から出発し、

数量化しうるものは数字でしめし、経験を大切にすることを通して理論化に進むという作風が確立されました。第5に、4回をもって一期とし、同一基本主題で貫き、理論学習－実践－より高い理論学習－より高い実践のサイクルを生み出す方式が試みられました。第6に、討論と講義とを動的に組み合わせ、討論の密度を濃密にしていく学習方法が工夫されました。第7に、数個の小集団のそれぞれに社会教育専門のリーダーおよびチューターとしての学習を配することによって小集団討論の効率を高め、この方式の有効さを実証しました。最後に第8に、第9回ごろから労働者の参加を積極的に求め、その端緒を実現し、農民大学の労農大学への発展の見通しを明らかにしました。…とはいえ、信濃生産大学に弱点がなかったわけではありません。弱点はたくさんありましたが、最大の弱点は、県下の労働者の参加を求め、その端緒は得られながらも、これに十分成功しえなかったことです。今日、農業をふくめて地域の問題はどれひとつとして、労働者・農民・勤労大衆の連帯なしに対処しうるものはありません。信濃生産大学は、たとえ、今度の終幕がおとずれなくとも、早晚、労農大学へと転化・発展すべきものでありました。…」²⁵⁾

解散声明書はあきらかに、駒ヶ根市の一方的な事情によって生産大学が解散することがなかったとしても、いずれ労農大学へと転化・発展すべきものだったと述べている。しかしながら、歴史的な事実として信濃生産大学に代わって発足した信濃労農大学・長野県地域住民大学には「生産学習と政治学習の統一」は継承されなかったのであり、それは農業問題を地域問題一般に解消したところから生まれた限界であった。この間の事情を、藤岡貞彦氏は次のように説明している。「もともと、信濃生産大学は、新しい農民による新しい農業生産のみかたところみに依拠して発足したものであった。発足の60年代初頭以来、農業近代化の条件は、日を追ってせばめられ、急速に悪化していった。したがって運営の中核であった農業近代化協議会が、規約の一項に、会の目的として、『近代化を阻むものとのたたかい』を挿入したのは当然のことであった。生産大学の夢が賭けられた農業共同化の夢がやぶれていく事態も続出した。したが

って、学習の焦点は、どうしても外から農業を左右する農業問題に傾斜していき、農業生産学習から離れていかざるをえなくなった。」²⁶⁾つまり、生産大学から労農大学・地域住民大学への変化は、少なくとも「転化・発展」とだけ考えるべきではなく、信濃生産大学の「起点」としての「生産学習」を喪失していく過程でもあるのである。

そこで、もう一度、宮原誠一が提起した「生産教育」概念に注目する必要がある。「生産のための教育」（生産教育）には、「科学的な生産人を育成する人間教育」（広義）とその一環としての「生産技術の教育」（狭義）の二つの意味があるということである。とりわけ、広義の生産教育の概念は、先に千野陽一氏のところでみた「生産学習」概念、「自己の経営」を尺度として…日本農業全体のうごき、国外・国内の政治・経済の動向にむりなく引きあてて、その内容の論理的な理解をふかめていく」過程とかなり重なり合うものである。すなわち、「生産教育」「生産学習」の概念を大きくとらえることによってはじめ、「平和教育」「政治学習」との結合・統一が可能になるのではないのか。狭義の「生産教育」（生産技術の教育）や「経営・技術の学習」概念からは、結合や統一は生まれようがないのである。

6. まとめ—「生産学習」「政治学習」と農民の主体形成

本稿の目的は、「生産学習」概念に注目し、とりわけ「政治学習」概念との関係でどのような意義と可能性を持つのかを明らかにすることにあつた。この問題に関連する先行諸研究のうち代表的なものとして、信濃生産大学に関連する研究の成果を検討するなかで、従来から使われてきた「生産学習」及び「政治学習」概念のとらえ方が狭すぎるのではないかという結論をえた。實際上、「経営・技術の学習」にあたるものを「生産学習」と呼び、「農政学習」「社会科学」の学習にあたるものを「政治学習」と呼んできたように思われる。しかしながら、本来の意味での「生産学習」概念は農民の主体形成過程のなかで位置づけられなければならないのであって、より広く農民が「自己の経営」を尺度として…日本農業全体のうごき、国外・国内の政治・経済の動向にむりな

く引きあてて、その内容の論理的な理解をふかめていく」すべての過程が「生産学習」概念によってとらえられなければならないだろう。ここで言う「主体形成」とは、近代市民社会の担い手（市民）として「自律的な人格（主体）としての諸個人が、自己実現と相互承認を成し遂げていく過程であり、その過程の主体になることである」²⁷⁾と考えてよいであろう。宮原誠一の「生産教育」概念にのっとり、農民という階級的属性にてらして言えば、「科学的な生産人」となるために農民自身が営農実践のなかから身につけていく能力・性格と考えられる。その意味で、「生産学習」は農民の主体形成の全過程を通じて行われるものであり、仮にこれを「広義の生産学習」と考えるならば、いままで問題にしてきた「経営・技術の学習」は「狭義の生産学習」と呼ぶことができるだろう。

このように「生産学習」の概念を広くとらえると、「政治学習」との関係が不明瞭になるように思われる。しかしながら、これは「生産学習」が農民という階級的属性にもとづく「営農主体」²⁸⁾の形成にかかわる限りでの学習であり、「社会科学」の学習のように近代市民社会の担い手（市民）としてすべての階級・階層が学習すべきもの、すなわち「市民」としての主体形成にかかわる学習＝「政治学習」とは本来区別されるべきものである。これは「生産学習」と「政治学習」のちがいを内容上のちがいで見ることが実践的にはたとえ可能であったとしても、本質的には農民という特定の階級の属性にもとづく学習と市民一般にとって必要な学習という層のちがいとして理解されるべきであると考える。このように考えれば、信濃生産大学における「生産学習と政治学習の統一」という実践も、「生産学習」を主軸として発展させた結果、日本社会の後進的性格に踏み込まざるを得なくなり市民としての「政治学習」を位置づけるものとなったと理解できるであろう。

とはいえ、「市民」としての主体形成にかかわる「政治学習」が、はたして「社会科学」の学習に限定されてよいのか、という問題が残る。ここで古代ギリシャ人たちが使った「パイデアー（一般教養）」という概念に注目したい。プラトンの著作『法律』を引用（1.643D-644A）して廣川洋一氏は、「まず何よ

りも、商人の術や航海の技術に長けたことをもって、ただちに教育あるとは呼ばないという考え、いかえれば職業的専門教育を真の意味での教育、人間教育とはみなさないとする見解が表明されている。もろもろの領域において限られた、特殊な専門的職業上の才覚から区別された一般教養・教育こそ、人間教育というにふさわしい。このような意味での教育・教養が一般あるいは普遍的 (general, universal) と呼ばれるゆえんを、私たちはまずここに見出すことができるだろう²⁹⁾ (下線部分は著者が傍点をふった部分) と述べている。すなわち、職業的専門教育とは区別された「真の意味での教育」＝「人間教育」が存在するというのであり、これを「一般教養 (パイデイアー)」と呼んでいるということである。

そして、さらに「完全な市民になること」＝「市民であるための能力は、すなわち政治にかかわる能力 (アレテー)、政治的徳 (politike arete) であり、このような徳を目ざすものこそ市民として人間すべてが共通にもつべき普遍的・一般的教養・教育の名にふさわしいのである」³⁰⁾と指摘する。このように考えれば、「政治学習」を「市民」としての主体形成にかかわる学習、すなわち「一般教養 (パイデイアー)」の教育・学習であると考えても無理はないだろう。しかも、「私たちがいう一般教養としてのパイデイアーは、幼少年期における教育のみを意味しない。むしろそれは、人間としての善さ、人間としての固有の性能 (よさ・アレテー) の完成を目ざす教育として、養育の段階を終えた成人がおそらくその生涯の終わりまで、追求しつづけていくはずのものである。パイデイアーとしての一般教養・教育は、この意味で『成人教育』であり、かくしてそれはまた真の意味での『生涯教育』なのである」³¹⁾。また、この一般教養 (パイデイアー) がどのように身につけられるのかということに関して、「身体世話については、私たちはためらわず、体育の専門家や医者に相談するだろう。しかし、魂 (こころ) の世話については、右の文脈ではただちに『教育家』『教育者』がそれとしてあげられてはいない。市民として一般的・普遍的 (=政治的) 教養をもつものすべてが、こぞって魂の世話にかかわるのだとする考えがここに示されている」³²⁾と解説されている。

「生産学習」に関する考察

いずれにせよ、「一般教養（パイデИАー）」は市民の相互教育によって生涯かけて身につけるものであると考えられる。広義の「政治学習」はまさに、この「一般教養（パイデИАー）」を身につける過程そのものではないのだろうか。その一つの方法として、イギリス成人教育にみられる「リベラル・アダルト・エデュケーション（市民教養教育）の伝統」³³⁾を考えることができる。しかしながら、「一般教養（パイデИАー）」にかかわる学習の内容が、具体的に何をさすべきかについてはさらに検討が必要であり、別稿に譲りたい。

引用・参考文献

- 1) 藤岡貞彦：社会教育実践と民衆意識、195頁（草土文化、1977年）
- 2) 千野陽一：勤労青年教育論、222～223頁（法政大学出版局、1971年）
- 3) 千野陽一「農民教育」：現代教育事典、608～609頁（労働旬報社、1988年）
- 4) 藤岡貞彦：前掲書、196頁
- 5) 木村純「農民学習運動の発展と農民学習の課題」：北海道大学教育学部社会教育研究室、社会教育研究 通刊4号、100頁（1982年）
- 6) 朝岡幸彦「農民大学運動における学習内容の変遷」：日本社会教育学会、現代成人学習内容論、149～158頁（東洋館出版社、1989年）
- 7) 上杉孝實「社会教育における学習内容」：日本社会教育学会、現代社会教育の創造、197～208頁（東洋館出版社、1988年）
- 8) 千野陽一：前掲書、27頁
- 9) 千野陽一：前掲書、26頁
- 10) 千野陽一：前掲書、28頁
- 11) 千野陽一：前掲書、29頁
- 12) 朝岡幸彦「地域営農集団化と農民の学習（上）」：北海道大学教育学部 紀要 第52号、205～224頁（1989年）
- 13) 千野陽一：前掲書、35頁
- 14) 千野陽一：前掲書、37頁
- 15) 千野陽一：前掲書、27頁
- 16) 千野陽一：前掲書、42頁
- 17) 千野陽一：前掲書、43頁
- 18) 藤岡貞彦「信濃生産大学から20年」：美土路達雄、現代農民教育論、157頁（あゆみ出版、1987年）
- 19) 藤岡貞彦：前掲論文、158頁

- 20) 藤岡貞彦：前掲論文、159頁
- 21) 宮原誠一「生産教育の概念」：宮原誠一教育論集 第1巻 教育と社会、249頁（国土社、1976年）
- 22) 宮原誠一、前掲論文、251頁
- 23) 宮原誠一、前掲論文、252頁
- 24) 宮原誠一、前掲論文、253頁
- 25) 宮原誠一「信濃生産大学に参加して」：宮原誠一教育論集 第2巻 社会教育論、367頁（国土社、1976年）
- 26) 藤岡貞彦：前掲論文、160頁
- 27) 鈴木敏正「『農民の自己教育』論の位置づけに関するノート」：北海道大学教育学部社会教育研究室、社会教育研究 第8号、59頁（1988年）
- 28) 朝岡幸彦：「地域農業の発展と農民的技術」：北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第32号、29～32頁（1988年）
- 29) 廣川洋一：ギリシャ人の教育、13頁（岩波書店、1990年）
- 30) 廣川洋一：前掲書、17頁
- 31) 廣川洋一：前掲書、24頁
- 32) 廣川洋一：前掲書、20頁
- 33) J. E トーマス：日本社会教育小史（青木書店、1991年）

等位文の主語の省略

橋 本 邦 彦

ELLIPSIS OF SUBJECT IN COORDINATE STRUCTURES

KUNIHICO HASHIMOTO

Abstract

There are two types of coordinate structure in Mongolian (Khalkha dialect), that is, the one formed by \dot{j} / \dot{c} suffixes and the other formed by $-aad$ / $-eed$ / $-ood$ / $-ööd$ suffixes. The purpose of this paper is to observe the ellipsis phenomenon of subjects occurring in these coordinate structures and explicate some principles governing the subject elision. Section 2 presents the distribution of occurrence of subjects in terms of coreference and then formulates semantic principles as well as syntactic ones. Section 3 demonstrates the fact that discourse principles play an important role in the subject ellipsis. Section 4 leads us to the conclusion that the subject appearance of coordinate sentences is explained exhaustively on the basis of three different aspects, including syntax, semantics, and discourse analysis.

1. はじめに

モンゴル語の等位文は、典型的に、 \dot{j} / \dot{c} ¹⁾と $-aad$ / $-eed$ / $-ood$ / $-ööd$ ²⁾以後、 aad ⁴⁾と略記) の二つの副動詞接尾辞 (converbal suffixes) により形成される。これらの接尾辞は、最右端の等位節の動詞語幹に付いて、先行節と後続節とを連結する。

- (1) a. c_1 [Bi üdees xojš nomijn delgüürt oči] c_2 [nom
 lsg afternoon book-G store-D / L go-COOD. CNV book- ϕ
 avlaa].

buy-PST

"I went to the book store and bought a book this afternoon."

- b. c_1 [Ene ögүүлberijg devtertee bičeed] c_2 [unš].
 this sentence-ACC notebook-D / L-RFL write-COOD. CNV read- \emptyset IMPRTV
 "Write this sentence on your notebook and read (it)!"

- c. c_1 [Bilig nomijn sand gurvan tsagaas jaaxan ömnö xürč] c_2 [orood] c_3 [Dulmaag xüleejee].
 library-D / L three time-ABL a bit before get to-COOD. CNV
 enter-COOD. CNV -ACC wait-PRF
 "Bilig got to the library a bit earlier than 3 o'clock and entered (there)
 and waited for Dulmaa."

(1a, b) は C_1 の動詞語幹に $-j$ と $-aad^4$ がそれぞれ付いて C_2 と連結している。 $j/-č$ も $-aad^4$ も二つ以上の節を結び合わせて等位文を作り、しかも、両者は同一文中で共起し合えるので、(1c) のように、三つの節からなる文も存在する。 $j/-č$ と $-aad^4$ は、それ自体、テンス、アスペクト、モダリティ（以後、TAM と略記）をもつことはできず、必ず、最右端の節に付加されている TAM と一致する。したがって、(1) の等位文を連結させずに独立した単文に分けるなら、次のような文になるであろう。

- (2) a. S_1 : Bi üdees xojš nomijn delgüürt očloo.

S_2 : Bi nom avlaa.

- b. S_1 : Ene öguulberijg devtertee bič.

S_2 : Unš.

- c. S_1 : Bilig, nomijn sand gurvan tsagaas jaaxan ömnö xürčee.

S_2 : Ter_i (tend) orčee.

there

S_3 : Ter_i Dulmaag xüleejee.³⁾

(2a) の S_2 の動詞語幹には、TAM 要素として過去形接尾辞 $-1aa^4$ が付いているので、 S_1 の動詞語幹にも同じ接尾辞を当てることのできる⁴⁾。

(2b) の S₂の動詞は、形の上では語幹のままのゼロ接尾辞であり、二人称の命令形を表示する。それゆえ、S₁も当然命令文ということになり、動詞語幹はゼロ接尾辞をとる。

(2c) は三つの単文に分割され、その各々の動詞語幹に、S₃の動詞の完了形接尾辞 -jee / -cee が分配される。

このように、対等な TAM をもつ文が、-j / -č や -aad⁴ を介して連結する時に、(1)のような適切な等位文が得られるのである。別の言い方をすると、異なる TAM をもつ文同士が等位文を構成することはないのである。

(3) a. S₁: Bi üdees xojš nomijn delgüürt očno.

go-NPST

S₂: Bi nom avlaa.

buy-PST

*S₁ + S₂

b. S₁: Či ene ögüülberijg devtertee bičiv.

2sg

write-PST

S₂: Unš.

read- \emptyset IMPRTV

*S₁ + S₂

c. S₁: Biligi nomijn sand gurvan tsagaas jaaxan ömnö xürex

get to-ADJ.

VN

xeregtej.

be necessary

S₂: Ter_i(tend) orno.

go-NPST

S₃: Ter_i Dulmaag xüleejee.

wait for-PRF

*S₁ + S₂ + S₃

(3 a)では非過去形と過去形を、(3 b)では過去形と命令形を、(3 c)では義務のモダリティと非過去形と完了形が、それぞれの単文中に含まれている。これらの互いにTAMの異なる文を等位接続させることは禁じられる。

(1)、(2)、(3)から、等位文のTAMについて、次のような原則をたてることができる。

(4) TAM依存の原則：

等位文を構成する各等位節のTAMは、最右端の等位節のTAMに依存する。

本稿の目的は、以上の特徴を備えた等位文の主語の省略を観察し、その実相を明らかにするところにある。

第2節で主語の省略の分布を同一指示性との関係から観察し、統語上の原則と意味上の原則を折出していく。第3節では、談話上の原則が主語の省略に重要な役割を果たしていることを実証する。第4節は、第2節と第3節での考察を簡潔にまとめ、等位文の主語の省略は、統語レベル、意味レベル、談話レベルの三つの異なるレベルで働く諸原則が相互に機能しあってはじめて余す所なく説明できると主張する。

2. 等位文の統語論と意味論

2. 1. 等位文の統語論

-j / -c と -aad⁴ は、前半の等位節にだけ顕在的な主語をおくことができる⁵⁾。

(5) a. Bi_i xaaya Ulaanbaatar xotijn nomijn sand očij

lsg sometimes Ulan Bator city-G library-D / L go-COOD. CNV

e_i nom unšdag.

book - ϕ read-HBT

"I sometimes go to the Ulan Bator City Library and read a book".

b. Dorj_i buudlijn tasalgaandaa orood e_i nūür

hotel-G room-D / L-RFL enter-COOD. CNV face- ϕ

garaa ugaav.

hand-RFL wash-PST

“Dorj̄ entered his room of the hotel and washed his face and hands.”

(5 a、b)とも主語は前半節にだけ出現しており、後半節はゼロ主語(“e”で表記)である。この場合、ゼロ主語は前半節の主語と同一指示的であると解釈されなければならない。同一指示関係が破られると、次のような不適格な文が生じてしまう。

(6) a. *Bi_i xaaya Ulanbaatar xotijn nomijn sand oči_j e_j nom unšdag.

“I sometimes go to the Ulan Bator City Library and (someone else) reads a book.”

b. *Dorj̄_i buudlijn tasalgaandaa orood e_j nūūr garaa ugaav.

“Dorj̄ entered his room of the hotel and (someone else) washed his / her face and hands.”

(5)とは対称的に、前半節にゼロ主語、後半節に主語の現れる等位文に関しては、-j̄ / -čと -aad⁴との間に、適格性の違いが観察される。

(7) a. *e_i surguulid irj̄ Bilig_i mongol xel sursan.

school-D / L come-COOD. CNV Mongolian -ϕ study-PRF .VN

“Bilig came to school and studied Mongolian.”

b. e_i undaa uučixaad xoyuul_i deer

beverage-ϕ drink-PRF-COOD. CNV two persons above
davaxraas doošoо buuv.

floor-ABL downward go down-PST

“The two persons drank up some beverages and went down from the above floor.”

(7 a)の -j̄ / -č 型等位文は不適格であるが、(7 b)の -aad⁴ 型等位文は適格である。(7 b)の適格性もゼロ主語と主語との間の同一指示性によって保証されており、この関係が成立しなければ、適格な文を得ることはできない。

(8) *e_i undaaa uučixaad xoyuul_j deer davaxraas doošoо buuv.

“(Someone else) drank up some beverages and the two persons went down

from the above floor.”⁶⁾

では、前後節双方に同一指示的な主語が現れている場合は、どうだろうか。

- (9) a. *Noxoj_i angijn mōrijg mōrdōj noxoj_i /
 dog animal-G footstep-ACC follow-COOD. CNV
 ter_i oj ruu orov.
 3sg forest toward enter-PST
 “The dog followed the animal’s footsteps and the dog / it
 went into the forest.”

- b. *Davaa_i Dorjtoj uulzaad Davaa_i / /ter_i ix
 -CMT meet-COOD. CNV very
 bayasav.
 be glad-PST

“Davaa met Dorj and Davaa / he was very glad.”

前半節の主語と同じ形の主語を後半節で繰り返し用いても、あるいは、その代わりに同一指示的な代名詞を置いても、適格な文を得ることはできない。容認できる文にするには、後半節の主語を義務的に省略しなければならない。

- (10) a. Noxoj_i angijn mōrijg mōrdōj e_i oj ruu orov.

- b. Davaa_i Dorjtoj uulzaad e_i ix bayasav.

前半節と後半節に非同一指示的な主語が現れると、-j / -č 型等位文と -aad⁴ 型等位文との間に適格性の違いが出てくる。

- (11) a. Xonx_i duugarč xičeel_j exlev.
 bell ring-COOD. CNV lesson begin-PST

“The bell rang and the lesson began.”

- b. *Bilig_i kafend orood Dulmaa_j tendees
 coffee shop-D / L enter-COOD. CNV there-ABL
 garav.
 go out-PST

“Bilig went into the coffee shop and Dulmaa went out from there.”

等位文の主語の省略

(11 b)に見るように、 $-aad^4$ の前後の節に異なる主語が現れている場合、容認し難い文が生じる。このような文を救うためには、 $-aad^4$ を $-xad^4$ のような副詞節に置き換えなければならない。

- (12) Biligijg kafend oroxod Dulmaa tendees garav.⁷⁾
 -ACC enter-ADJ. VN-D / L

“When Bilig went into the coffee shop, Dulmaa went out from there.”

他方、 \check{j} / \check{c} の前後の節では、(11 a)に示すように、異なる主語をおくことができる。

これまでの観察を、主語／ゼロ主語の分布と同一指示性の視点から表にまとめると、次のようになる。

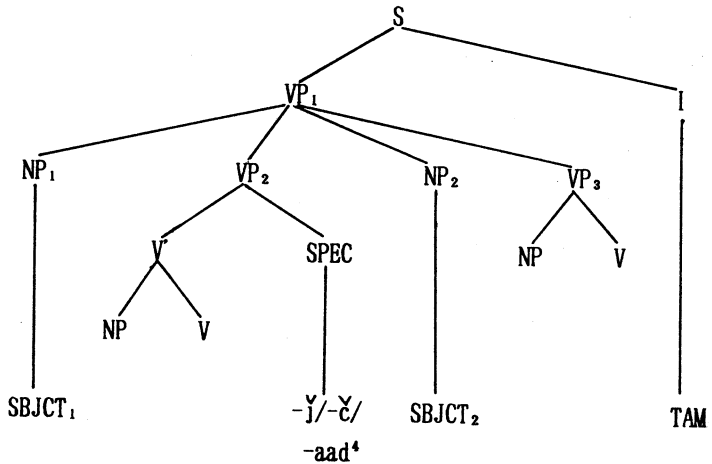
(13)

	\check{j} / \check{c}	$-aad^4$
a. $S_i + \emptyset_i$	OK	OK
b. $S_i + \emptyset_j$	OUT	OUT
c. $\emptyset_i + S_i$	OUT	OK
d. $\emptyset_i + S_j$	OUT	OUT
e. $S_i + S_i$	OUT	OUT
f. $S_i + S_j$	OK	OUT

(13 a - f) の各項を、等位構造に働く束縛関係から解き明かしていくことにする。

モンゴル語の等位文の構造を設定すると、次のようになる。

(14)



モンゴル語の等位文を構成する節の主要部はVである。前半節と後半節の主語を支配するNP節点は、節内ではなく節外の最上位のVP₁に直接支配されている。このVP₁が、今度は、TAMを支配するIにより統率されることになる。このIによる統率は、TAM依存の原則(4)を直接的に反映しているといっよう。⁸⁾

等位節を連結する-j/-c/及び-aad⁴を支配する範疇の正体はよくわからないが、統率の障壁要素(barrier)とはならないので、ここでは「指定部(Specifier)」であると考えることにする。

(14)の統語構造のもつ意味合いは、Chomsky(1981)以来のGB理論の枠組みに当てると一層鮮明になる。GB理論ははまだ完成の途上にあり、種々の原則とその代案が提案されている状況にあるので、直接の議論に関連する束縛の定義と原則にのみ言及する。

「束縛(Binding)」は次のように定義される。

(15) The Definition of "Binding":

α binds β iff α and β are coindexed and α c-commands β .

「C統御(C-Command)」は、文の統語関係をとらえる上で重要な概念である

が、Reinhart (1983) に従うと、次のように定義される。

(16) The Definition of "C-Command" :

A node A c(constituent)-commands a node B iff the first branching node α that dominates A either dominates B, or is immediately dominated by a node α' which α and α' are of the same category type (e. g. S and S').

束縛関係は、NP の統語上の性格づけを明確にしてくれる。それを規定したのが「束縛条件 (Binding Conditions)」である。

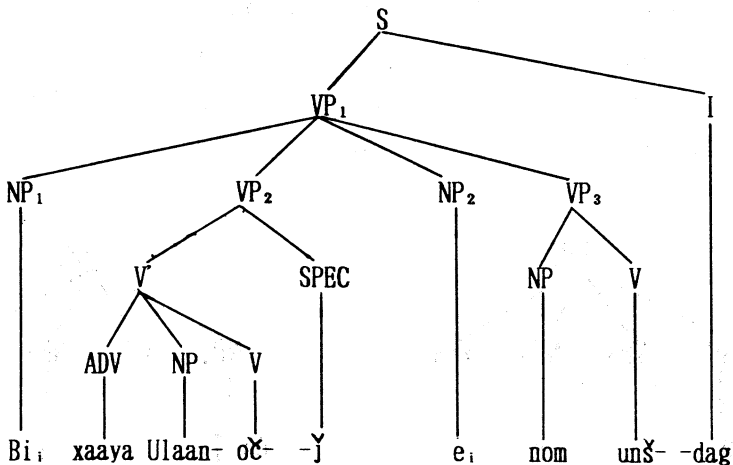
(17) Binding Conditions:

- a. An anaphor is bound in its governing category.
- b. A pronoun is free in its governing category.
- c. R-expression (e. g. name, definite NPs) is free.

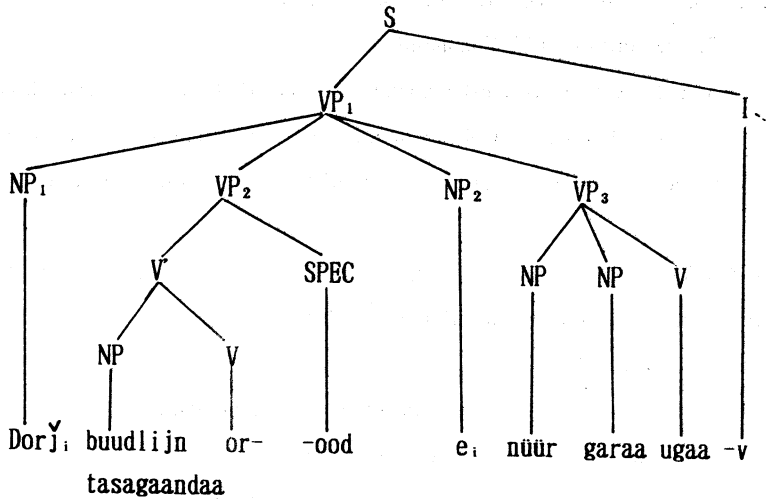
さて、いよいよ、(15)–(17)で規定された束縛関係を採用しながら、(13 a–f) の分析に着手していくことにしよう。

(13 a) は、前半節に顕在的な主語、後半節に同一指示的なゼロ主語が現れる場合である。その具体例である(5)の統語構造は、次のようになる。

(18) a .



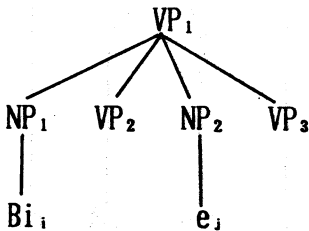
b.



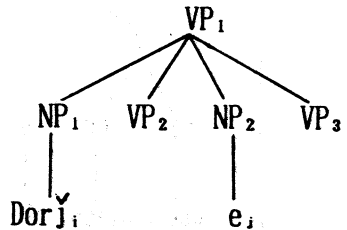
NP₁の下の主語とNP₂下の空要素eとは同一の指標をもっており、しかも、NP₁はNP₂をC統御している（NP₁を支配している最初の枝分かれ節点VP₁がNP₂をも支配している）。(15)によりNP₁はNP₂を束縛し、(17a)より、空要素eは、非語彙的な照応語であることがわかる。NP₁とNP₂との間に束縛関係が成立するので、NP₁にさえ顕在的な主語がおかれていれば、NP₂の下に同一指示的な主語が現れる必要はないのである。

後半節に非同指示的なゼロ主語のくる(13b)の不適格性も、(13a)の路線に沿って説明することができる。詳細な点を省いて、(13b)の具体例である(6)の統語構造を記すと、次のようになる。

(19a) *



b.

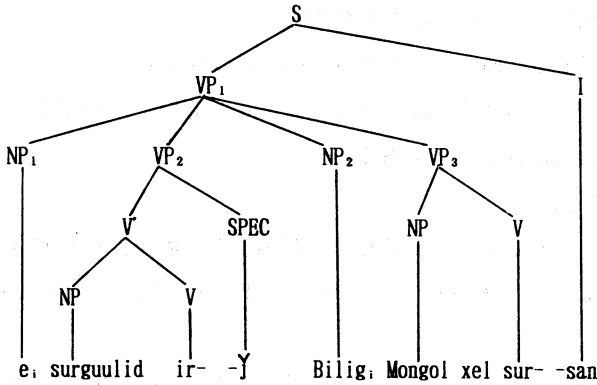


等位文の主語の省略

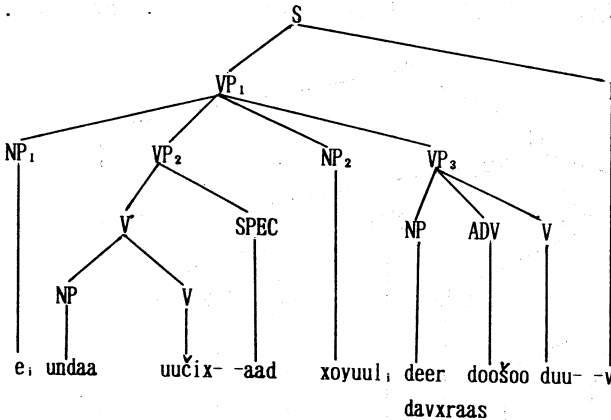
NP₁とNP₂とは束縛関係にあるにもかかわらず、その支配下の主語と空要素 e は、同一の指標を共有していない。束縛される空要素は必ず照応的でないから、(19)のような文は、不適格なものとして排除される。

(13a)とは対称的なゼロ主語の分布をもつ(13c)のような場合は、どうであろうか。その具体例は、(7)として提示されていた。

(20) a. *



b.



NP₁下の空要素 e と NP₂下の主語とは、同一の指標を共有し、NP₂はNP₁をC統御しているので、NP₂はNP₁を束縛する。しかも、eは(17a)から非語彙的な照応語としての身分を保証され、(20)の構造をもつ文はすべて適格

であると判定されるはずである。ところが、-aad⁴を連結子とする(20 b)は適格であるのに対し、-j / -čを連結子とする(20 a)は不適格となる。(20 a)の不適格性は、実は、意味上の特有性によるものと考えられるが、その詳細については後述する。

N P₁下の空要素 e と N P₂下の主語とが同一指標を共有しない(13 d)の場合は、(13 b)の場合と全く同じ理由から退けられる。

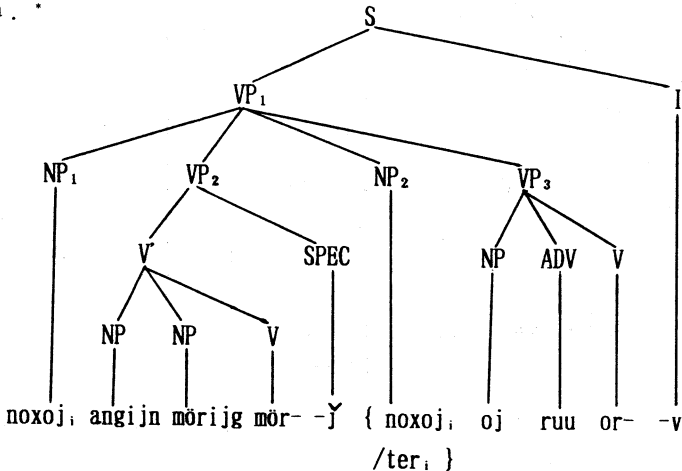
(13 a - d)の分析で明らかなように、(14)の構造をもつモンゴル語の等位文では、N P₁は N P₂を C 統御すると同時に、N P₂も N P₁を C 統御するという相互 C 統御の関係が成立する。このような環境では、同一指示的な主語の実現形は、どちらか一方の下に現れればよいのである。

(21) 主語の差押えの原則：

同一指示的な主語 N P が相互に C 統御し合う関係にある場合、その実現形は、どちらか一方の N P の下に現れればよい。残りの NP の下には、非語彙的な照応語 e がおかれる⁹⁾。

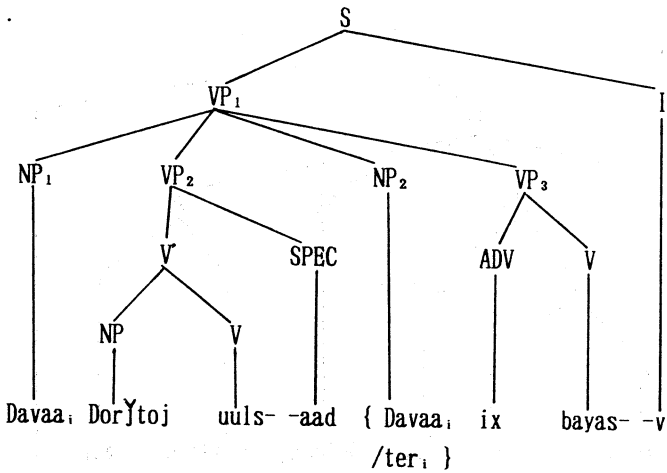
差押えの原則は、(13 e)のような、どちらの N P にも同一指示的な主語が実現する場合の不適格性をも説明してくれる。一例として、(9)の構造を記す。

(22) a . *



等位文の主語の省略

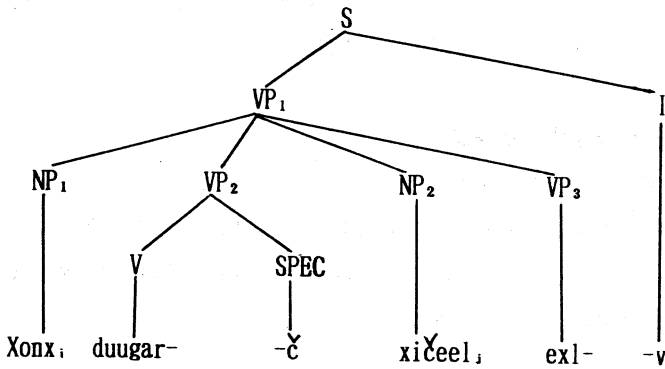
b.



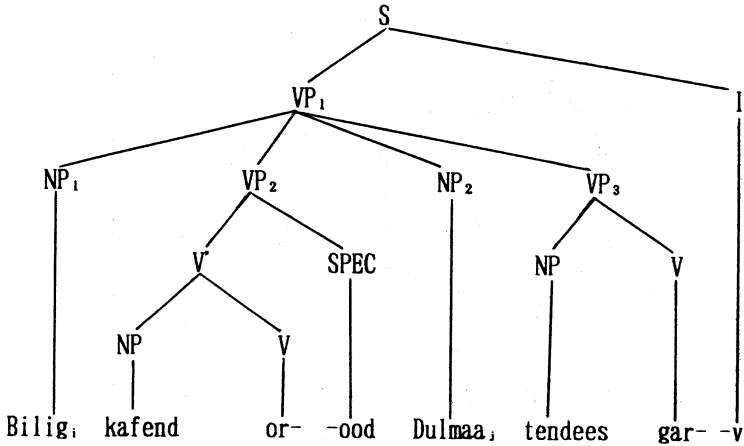
NP₁とNP₂は同じ指標を共有し相互にC統御し合う関係にあるので、どちらか一方にだけ実現形が現れればよいのにもかかわらず、どちらにも現れてしまっている。これは原則(21)に違反するので、不適格と判定される。

NP₁とNP₂が同一の指標を共有しない(13 f)の場合は、(13 e)とは異なる適格性の判定を受ける。具体例として、(11)の統語構造をあげる。

(23) a.



b. *



NP₁にもNP₂にも固有の指示性をもった非同指指示的な名詞が現れている。(17c)により、このような名詞は、いかなる統語上の環境の中でも束縛から常に自由であるのだから、差押えの原則(21)には抵触しない。それゆえ、(23a、b)はどちらも適格な文とみなすことができるはずである。ところが、 \check{j} / \check{c} 型の等位文(23a)は適格であるのに対し、 $-aad^4$ 型の等位文(23b)は不適格である。

この理論上の予測と言語事実とのずれは、(20a)の場合と同様に、統語論の枠組みだけをみているのでは説明することができない。実は \check{j} / \check{c} と $-aad^4$ の意味論が(20a)と(23b)の不適格性に深く関与しているのである。

2. 2. \check{j} / \check{c} と $-aad^4$ の意味論

Luvsanjav(1976)や小沢(1986)は、 \check{j} / \check{c} が「二つの行為が同時的に、もしくは、連続的に起こることを表す。」のに対し、 $-aad^4$ は「ある行為が先に生じ、次に、他の行為が起こることを示す。」と説明し、両者の意味を明確に区別している¹⁰⁾。この説明は、以下に列挙する例から見ても、正しいように思われる。

(24) a. Ter xün end suuj tsaj uuv.

that man here sit-COOD. CNV tea-Ø drink-PST

“That man sat here and drank tea.”

b. Dūū zurag zurj bi radio sonosloo.
 younger brother picture-Ødraw-COOD. CNV lsg radio-Ø listen to-
 PST

“My younger brother drew a picture, and I listened to the radio.”

(24 a、b) は \dot{j} / \dot{c} 型の等位文である。(24 a) は二つの行為が切れ目なく連続して起こったことを示し、行為の主語は一つである (e. i. ter xün)。一方、(24 b) は二つの異なる行為が同時に起こったことを表し、行為の主体は二つである (e. i. dūū, bi)。 \dot{j} / \dot{c} の果たす行為の同時性、連続性が更に際立たせられると、英語の進行形に似た構造を作る役割を演ずるに至る。

(25) a. Aav tsaj uuĵ bajlaa.
 father tea-Ø drink-COOD. CNV be-PST

“Father was drinking tea.”

a'. Aav tsaj uulaa.

drink-PST

“Father drank tea.”

b. Bat radio sonsoĵ bajv.
 radio-Ølisten to-COOD. CNV be-PST

“Bat was listening to the radio.”

b'. Bat radio sonsoṽ.

listen to-PST

“Bat listened to the radio.”

(25 a、b) の “ $\dot{j} / \dot{c} + baj$ ” 表現と、対応する (25a',b') の単純過去／完了表現の意味を比較すれば、 \dot{j} / \dot{c} の役割は一目瞭然である。Luvsanjav(1976) は、「 $\dot{j} / \dot{c} + baj$ (過去時制) の形は、過去の具体的な期間に、ある行為が続いていたことを示す。」と述べている。

(26) a. Bi surguulyaa tögsödöd ödöd suuna.
 lsg school-RFL finish-COOD. CNV countryside live-NPST

“I'll finish my school and live in the countryside.”

- b. Minij najz Ulaanbaatart öčigdör ireed önöödör yavlaa.
lsg-G friend Ulan Bator-D / L yesterday come-COOD. CNV today go-PST
“My friend came to Ulan Bator yesterday and left (there) today.”
- c. Önöödör bi emétejgee uulzaad irsen.
today lsg doctor-CMT-RFL meet-COOD. CNV come-PRF. VN
“Today I came and met my doctor.”

(26 a - c) は -aad⁴ 型の等位文であるが、一つの行為が完了した後に次の行為が生じるという継続性が明確に描かれている。

・j / -č と -aad⁴ が固有に備えている意味特性を明示すると、Luvsanjav(1976) や小沢(1986) の主張は、次のように改訂できる。

(27) ・j / -č と -aad⁴ の意味特性：

- a. ・j / -č: 一つの行為／事態の連続性か、異なる行為／事態の同時性を表示する。
- b. -aad⁴: 一つの行為／事態の継起性を表示する。

これらの意味特性から導き出せる論理的帰結として、・j / -č は、同一の行為／事態の主体だけではなく、異なる行為／事態の主体をもつことができるのに対し、-aad⁴ は同一の行為／事態の主体しかもち得ないのである。

(27) は (13 c) の ・j / -č 型等位文と (13 f) の -aad⁴ 型等位文のそれぞれの不適格の理由を説明してくれる。

(28) (= (7 a))

- a. *e_i surguulid irj Bilig_i mongol xel sursan.
- b. Bilig_i suguulid irj e_i mongol xel sursan.

(28 a) は、e_i + SBJCT_i の文で、統語上の束縛関係から許されるはずであり、事実、-aad⁴ 型等位文では適格である。・j / -č 型等位文で許されないわけは、・j / -č の連続性という意味特性が、行為／事態の発生の時点での主体の存在の明記を要求するからである。したがって、その要求を満たした(28 b) は、意味特性から見ても（もちろん、統語上の原則から見ても）適格な文ということができる。

(29) (= (11 b))

a. *Bilig_i kafend orood Dulmaa_j tendees garav.

b. Bilig_i kafend orood e_i tendees garav.

c. e_i kafend orood Dulmaa_i tendees garav.

(29 a) は SBJCT_i + SBJCT_j の文で、前後節の各々の主語は非同一指示的であり、束縛から自由であり、適格と判定されるはずである。実際、 \check{j} / \check{e} 型等位文では申し分のない文を生成する。許されない理由は、-aad⁴ のもつ行為／事態の継起性という意味特性が、一つの同じ主体（それが単数であっても複数であてもよい）を要求するからである。したがって、この要求を満たした(29 b、c)は、意味特性から見て（もちろん、統語上の原則から見ても）適格な文となる。

\check{j} / \check{e} と -aad⁴ の意味性(27)は、束縛関係という統語上の原則に対して、一種のフィルターの働きをしているということができよう。

3. pro と談話の原則

3. 1. pro と再帰所有接尾辞

第2節では、少なくとも前半節か後半節のどちらか一方に主語の現れる等位文を考察した。モンゴル語には更に興味深い例として、どちらかの節にも主語の現れない等位文を見つけ出すことができる。

- (30) a. s₁[Suragč buxen]_i nom unsij, e_i bičig
 student all book- \emptyset read-COOD. CNV composition- \emptyset
 bičij čaddag bolov].
 write-COOD. CNV be able to-HBT become-PST
- s₂[Bas e_i suleg uran unšij e_i duu duuldag bollooj].
 morever poem- \emptyset recite-COOD. CNV song- \emptyset sing-HBT become-PST
- “All the students_i came to be able to read a book and write composition.
 Moreover, (they)_i came to recite a poem and sing a song.”
- b. s₁[Bid_i Batijn tasgaas garč, e_i nomijn

1pl -G room-ABL go out-COOD. CNV book-G
delgüürt očloo].

store-D / Lgo-PST

s₂[Tendees e_i xeden nom avaad e_i surguuli
there-ABL a few book- \emptyset buy-COOD. CNV school- \emptyset
ruu yavav].

toward go-PST

“We_i left Bat’s room and went to the book store. There (we_i) bought several books and went to school.”

(30 a、b)は二つの文でできている談話でもある。後続文 S₂は、等位文であるが、先行文 S₁とは違って顕在的な主語を全くもっていない。このタイプの等位文は、前半節と後半節のゼロ主語が同一指示的である場合にのみ出現が許され、互いに異なる指示対象をもつようになると、適格な文は得られなくなってしまう。

(31 a) . *_{s1}[Dulmaa_i xotijn tövd xüreed e_i Dorjtoj_j
city-G center-D / L get to-COOD. CNV-CMT

uulzav]. s₂[Tegeed e_{ij} nomijn delgüürt orj

meet-PST then book-G store-D / Lenter-COOD. CNV

e_j mongol xelzün surax bičig avlaa].

Mongolian grammer-G textbook- \emptyset buy-PST

“Dulmaa_i got to the center of the city and met Dorj_j. Then (Dulmaa_i and Dorj_j) entered the book store and Dorj_j bought a Mongolian grammar book.”

b. ? _{s1} [Dulmaa_i xotijn tövd xüreed e_i Dorjtoj_j uulzav].

s₂ [Tegeed e_{ij} nomijn delgüürt orj e_{ij} mongol xelzün surax bičig avlaa].

c. _{s1} [Dulmaa_i xotijn tövd xüreed e_i Dorjtoj_j uulzav].

s₂ [Tegeed e_i nomijn delgüürt orj e_i mongol xelzün surax bičig avlaa].

それぞれ、S₂のゼロ主語 e の解釈に注目していただきたい。(31 a)の S₂の

前半節のゼロ主語は、先行文に現れている二つの名詞 “Dulmaa” と “Dorj” と併せて指示しているのに対し、後半節のゼロ主語は、“Dorj” のみを指示していると解釈される。j / ĩ 型の等位文の前後の節には、指示対象の異なる主語をおくことができるはずである。しかしながら、このような解釈を要求する (31 a) は、不適格と判定される。

(31 b) は、前後節双方のゼロ主語とも、先行文の二つの名詞を併せた形の指示をもっている。このタイプの文の容認性の度合いは、(31a) よりは高いが、完全に容認できるわけではない。

(31 c) は、先行文 S₁ 主語が S₂ でも一貫してゼロ主語の指示対象となっている。この種の文は、申し分のない文である。

(30)、(31)の観察から、次のような制約を設定することができる。

(32) 等位文の前後節ともゼロ主語の場合、それらは必ず先行文の主語と同一指示的でなければならない。

この制約は、論理的に、前後節のゼロ主語同士も同一指示的であることを含意している。

さて、次に問題となるのは、S₂ のゼロ主語 e の中身は何かということである。GB 理論の展開の中で、主語の省略される言語は、pro-drop 言語と位置づけられている。Huang(1984) によれば、pro-drop の生ずる言語は、次の二つのタイプに分類できる。

(33) a. there is a rich agreement element, e. g. Italian, Spanish, etc.

where there is an Agr rich enough to identify the content of a zero subject.

b. there is no agreement at all, e. g. Chinese, Japanese, etc.,

where a zero subject pronoun is identified by an NP in a superordinate clause.

-Huang(1984:557)

この分類に従うと、モンゴル語は、中国語や日本語と同様に、一致素性をもたない(33 b) タイプの言語であるということになる。ここで zero subject pro-

noun を表す pro は、Jaeggli and Safir(1989)などで、[+ pronominal, -anaphoric]の素性をもつ代名詞的な空要素として規定されている。では、(31)のS₂に現れる空要素も pro として認定してよいのだろうか。

実際、顕在的な主語の全く存在しない等位文の空要素の少なくともどちらか一方が、代名詞的であるという積極的な証拠があるのである。

モンゴル語には、所有／帰属関係を示す手段の一つとして、再帰所有接尾辞 -aa⁴ (以下、RFLと略記)がある¹¹⁾。RFLは、所有／帰属の対象となる名詞的要素に直接付加されるが、その先行詞は文／節の主語である。

(34) a. Dulmaa_i Dorjoo_j dasgalaa_i xijlgejee.

-INSTR homework-RFL do-CSTV-PRF

“Dulmaa_i made Dorj_j do her_i / *his_j homework.”

b. Dorjijg_i gertee_i irexed [xüüxed ni]_j untsan bajlaa

-ACC house-D / L-REL come-ADJ. VN child his sleep-PRF. VN

be-PST

“When Dorj_i came back to his_i / *j_jhouse, his child_j had been sleeping.”

c. Namajg_i irexed düü_j xooloo_j ideed bajv.

lsg-ACC come-ADJ. VN younger brother meal-RFL eat-COOD. CNV.

“When I_i came back, my younger brother_j had eaten* my_i / his_j meal.”

d. Batbayar_i gerees garaxdaa_i üüdee_i xaasangüj.

house-ABL go out-ADJ. VN-D / L-RFL door-close-PRF. VN-

RFL not

“When Batbayar_i went out of the house, (he_i) didn't close his_i door.”

(34 a)は使役文であり、意味上、使役者(文全体の主語)と被使役者(語幹動詞の行為者)の二つの行為者を持ち、それぞれ、主格形NPと具格形NPとして実現している。このうち、RFLの先行詞になれるのは、使役者である文全体の主語に限られる。

(34 b - d)は -xad⁴ に導かれた副詞節を含む文である¹²⁾。

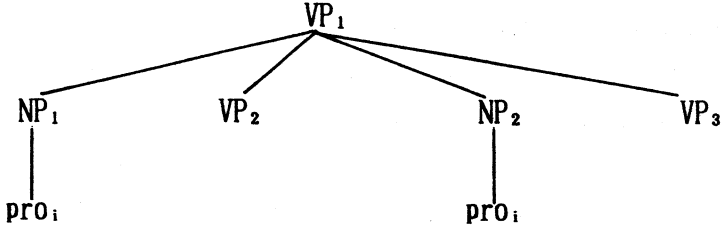
(34 b)では副詞節にのみRFLが出現しているが、その先行詞は当の副詞節

とができる。

- (37) a. 前半節の主語 (NP₁) の位置
- b. 後半節の主語 (NP₂) の位置
- c. 前後節の主語の位置

このうち (37c) は、束縛条件 (17b) より容易に除外することができる。

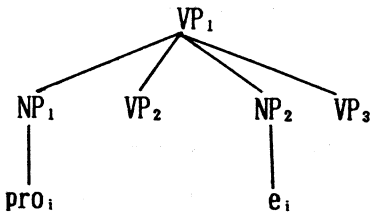
(38)*



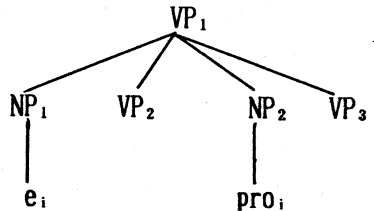
pro は代名詞的な空要素であるから、VP₁内では自由でなければならない。ところが、NP₁とNP₂とは相互にC統御する関係にあり、NP₁のproはNP₂のproを束縛すると同時に、NP₂のproもNP₁のproを束縛する結果になる。

NP₁とNP₂との間に適切な束縛関係を成立させるためには、(37a, b)であげたように、proをNP₁かNP₂のどちらか一方にだけおき、残りのNPには照応的な空要素をもってくるのが妥当な解決策のように思われる。

(39) a.



b.



どちらの形も等しく可能な選択肢であるが、(39a)のようにNP₁がproを支配する構造が無標であると言える。

(40) a. Bi ūdees ömnó gertee_i suuj, e_i düüdee_i

1sg morning house-D / L-RFL stay-COOD. CNV younger

brother-D / L-RFL

zurag zurj öglöö.

picture-Ø draw-COOD. CNV give-PST

“I stayed at my house in the morning and drew a picture for my younger brother.”

b. Dorj_i tendees ireed e_i xooloo_i xijlee.

there-ABL come-COOD. CNV meal-RFL make-PST

“Dorj_i came from there and cooked his_i meal.”

主語が現れる場合、無標の文では、(40 a, b)のように、その主語は NP₁ に支配される。後半節の主語は差し押さえられており、そこに存在する RFL は、NP₂の e を経由して NP₁の主語を先行詞とする。

(41) a. *e_i üdees ömnö gertee_i suuj_i bi_i düüdee_i zurag zurj öglöö.

b. e_i tendees ireed Dorj_i xooloo_i xijlee.

後半節に主語が現れ、前半節で差し押さえられる等位文は、その適格性に -j / -č と -aad⁴ とでは違いがあるのであるから、有標の文と言わざるを得ない。pro の分布も、顕在的な主語の分布と並行していると考えれば、同じことが言えるであろう。NP₁が主語のくる優先的な位置である事実は、後述するトピックの一貫性の観察から更に強い支持を得るはずである。

3. 2. pro と談話の原則

Huang(1984) は pro のコントロールについて、次のような規則を提示している。

(42) General Control Rule:

Coindex an empty pronominal with the closest nominal element.

この規則によれば、pro は必ず音声上の実現形を備えた名詞的要素によって同定されなければならない。

van Dijk(1977) 以来、談話は単に複数の文の寄せ集めではなく、相互に密接な意味の関連性をもった文の集合体であるという主張がなされてきた。

(43) a. s₁ [Bi öčigdör delgüürt sine gutal, tsamts

1sg yesterday store-D / L new shoes- \emptyset shirt- \emptyset
 avaxaar gereese garlaa]. s2 [Baraanij
 buy-ADJ. VN-INSTR house-ABL-RFL go out-PST department store
 delgüür 7 tsagaas 20 tsagt 30 minut xürtel ajilladag]. s3 [Minij
 time-ABL time-D/L minute until open-HBT 1sg-G
 gerees baraanij delgüür xol učraas bi 3 tsagaas 20
 house-ABL department store near because 1sg time-ABL
 minut öngörč bajxad garč avtobusand suuv].
 minute pass-COOD. CNV be-ADJ. VN-D/L go out-COOD.
 CNV bus-D/L sit-PST

“I left my house to buy new shoes and shirts at a store yesterday. The department store opens from 7:00 to 20:30. Since the department store is near from my house, when it became 20 minutes past 3:00, I left (my house) and got on a bus.”

- b. *s1 [Bi öcigdör delgüürees sine gutal, tsamts avaxaar gereese garlaa]. s2
 [Namajg teatr ocixod
 1sg-ACC theatre-D / L go-ADJ. VN-D / L
 bilet duussan bajv]. s3 [Bi öglöö ix tsaj uusan učir odoosaj
 ticket sell out-PRF. VN be-PST morning much tea- \emptyset drink-PRF.
 uumaargüj bajna].
 VN because now drink-like to-not be-NPST

“I left my house to buy new shoes and shirts at a store yesterday. When I arrived at the theatre, the tickets had sold out. Since I drank much tea this morning, I don’t want to have tea now.”

(43 a, b)は、どちらも同一の文で始まり、後に類似した構造の文が二つ続く談話であるが、容認性の度合いにかなりの開きがある。(43 a)が容認可能であるのは、三つの文が一貫して“baraanij delgüür”をめぐる談話が展開しているからである。言い換えるなら、この名詞句をトピックとして、談話が首尾

一貫した意味上のまとまりを見せているのである。一方、(43b)は、行為の主
 体の“bi”は三つの文に共通しているにもかかわらず、談話の中心となるべき
 トピックが文ごとに異なっていて、一貫していない。その結果、後続文を展開
 しそこねてしまい、容認性の低い談話を構成してしまう。

そこで、談話の首尾一貫性について、次のような原則をたてることができる。

(44) 談話の首尾一貫性の原則：

- ① 談話の首尾一貫性は、先行文脈の特定の要素を後続の文がトピックとし
 て保持し、それを更に展開していくことで保証される。

「首尾一貫性の原則」を守るために、色々な言語上の手段が存在する。ここ
 では、「トピックの位置の原則」と「トピックの連続性の原則」を採り上げる
 ことにしよう。

談話の中では、先行文との意味上の首尾一貫性を保つため、後続文のトピッ
 ク要素は文頭にくる傾向がある。

(45) a. s₁ [Süxbaatar aav eejdee ix xalamjtaj xüüxed bajlaa.]

Sukhbator parents-D /L-RFL very helpful child be-PST

s₂ [Süxbaatar yanz bürijn ajił xijj etseg exdee

various-G work-ϕ do-COOD. CNV parents-D / L-RFL

tusaldag bajv].

help-HBT be-PST

“Sukhbator was a very helpful child to his parents.

Sukhbator did various jobs and helped his parents.”

b. s₁ [Mongol ardijn xubisgal 1921 ond yalsan].

people-G revolution year-D / L win PRF. VN

s₂ [Ene xubisgalijg D. Süxbaatar udirdav].

this revolution-ACC lead-PST

“Mongolian People’s Revolution won in 1921. This revolution D. Sukh-
 bator led.”

c. s₁ [Manaj surguulijn oyuutnij bajr xičeelijn bajrnij ard

1pl-G school-G dormitory school building-G behind

bajdag]. s₂ [Tend manaj angijn Bat suudag].

be-HBT there classroom-G live-HBT

“Our school’s dormitory is behind the school building. There Bat, our classmate, lives.”

(45 a - c) は、S₁とS₂の二つの文から成る談話である。(45 a)では、S₁もS₂も“Süxbaatar”について述べている文なので、それが文の主語として文頭の位置を占めている。文の主語は、無標のトピックであるといってもよい。(45 b)では、S₁の主語“xubisgal”をS₂でトピックとしているので、主語の後にくるはずの直接目的語が文頭に移動している。(45 c)では、S₁の主語の“oyuutnij bajr”を指示する“tend”がS₂のトピックである。場所の副詞は、主語の後にくるのが本来の語順である。

もし、S₁とS₂の間のトピックを介しての連結性を考慮に入れずに語の配置をしたなら、次のようなぎこちない談話が生ずることになる。

(46) a. ? Süxbaatar aav eejdee ix xalamjtaj xüüxed bajlaa. Yanz bürijn ajlijg Süxbaatar xijj etseg exdee tusaldag bajv.

b. ? Mongol ardijn xubisgal 1921 ond yalsan. D. Süxbaatar ene xubisgalijg udirdav.

c. ? Manaj surguulijn oyuutnij bajr xičeelijg bajrnij ard bajdag. Manaj angijn Bat tend suudag.

(45)と(46)から、次の原則を設定することができる。

(47) トピックの位置の原則：

先行文脈との間に談話上の首尾一貫性を保持するために、後続文のトピックは、文頭にくる。但し、それを妨げる積極的な理由のある場合は、そのかぎりではない。

談話中のトピックの分布は、中断せずに連続する傾向も観察される。

(48) a. s₁ [Batbayar 9-r angid bajxdaa neg amraltijn

ninth classroom-D / L be-ADJ. VN-RFL one holiday

ödör nōxōdtejgöō uuland zugaalaxaar
 friend-COOD. CNV mountain-D / L take a walk-ADJ. VN-INSTR

yavjēe]. s₂ [Ter ödrijn öglöō salxigūj, tselmeg, dulaaxan

go-PRF that day-G morning wind-not clear warm

bajsan bolovč üdess xojš genet xūjten bolj salxi salxilav]. s₃[Batbayar
 be-PRF. VN although afternoon suddenly cold become-COOD. CNV wind
 blow-PST

nimgen xuvtsastaj yavsan učir ix daarč xanyaad xürčee].

thin clothes-CMT go-PRF. VN because very feel cold-COOD. CNV a
 cold-∅ catch-PRF

“When Batbayar was in the ninth class, (he) went on an excursion to the
 mountain with his friends on one holiday.

Although, that morning, it was windless, clear and warm, in the after-
 noon, suddenly, it became cold and the wind blew.

Since Batbayar went out with thin clothes, (he) felt very cold and caught
 a cold.”

- b. ? s₁ [Batbayar 9-r angid bajxdaa neg amraltijn ödör nōxōtejgöō uuland
 zugaalaxaar yavjēe]. s₂ [Dorj tend moryoor očiv].

there horse-INSTR go-PST

s₃ [Batbayar nimgen xuvtsastaj yavsan učir ix daarč xanyaad xürčee].

“When Batbayar was in the ninth class, (he) went on an excursion to the
 mountain with his friends on one holiday. Dorj went there on a horse.
 Since Batbayar went out with thin clothes, (he) felt very cold and caught
 a cold.”

- c. *s₁ [Batbayar 9-r angid bajxdaa neg amraltijn ödör nōxōdtejgöō uuland
 zugaalaxaar yavjēe]. s₂ [Dorj tend moryoor očiv]. s₃ [Mori ni xurдан гү-
 jlee]. s₄ [Batbayar nimgen xuvtsastaj yavsan učir ix daarč xanyad

horse his fast run-PST

xürčee].

“When Batbayar was in the ninth class, (he) went on an excursion to the mountain with his friends on one holiday. Dorj went there on a horse. His horse ran fast. Since Batbayar went out with thin clothes, (he) felt very cold and caught a cold.”

(48 a) は “Batbayar” を中心に談話が展開している。S₂は背景となる文であるが、S₁の時の副詞句 “neg amraltijn ödör” を取り上げて状況説明をすると同時に、S₃の内容の伏線ともなっている。したがって、前景文の S₁と S₂のトピック “Batbayar” との連続性が破られるようなことはない。

一方、(48 b)の S₂には、“Dorj” という S₁の “Batbayar” と競合するトピックが存在している。そのおかげで S₁と S₃のトピックの連続性は破られ、容認性の度合いの落ちる談話ができあがってしまう。

(48 c)のように、S₂内の名詞 “mori” をトピックとして展開する文 S₃が介入してくると、S₁と S₄との連続性はほとんど感じられなくなってしまい、一つの談話の中に別の談話が挿入されたという印象を与える。

(49) トピックの連続性の原則：

トピックの連続性が密であればあるほど、談話上の首尾一貫性は強化される。

トピックの位置の原則(47)とトピックの連続性の原則(49)を踏まえて、pro の指示対象の特定化について考えてみることにしよう。

(50) a. _{s1} [Ivanov_i odoo xorin nastaj]. _{s2} [pro_i Moskva xotijn
now twenty age-CMT : Moscow city-G
neg üjldvert ajilladag].

one factory-D / L work-HBT
“Ivanov_i is 20 years old now. (he_i) works at a factory in Moscow.”

b. ?_{s1} [Ivanov_i odoo xorin nastaj]. _{s2} [Ax_j ni
elder brother his

setgüülč]. s₃ [pro_i Moskva xotijn neg üjldvert ajılladag].

journalist

“Ivanov_i is 20 years old now. His_i elder brother_j is a journalist. (He_i) works at a factory in Moscow.”

c. *s₁ [Ivanov_i odoo xorin nastaj]. s₂ [Ax_j ni setgüülč].

s₃ [Düü nar_k ni dund surguulid surdag].

younger brother PL his high school-D / L study-HBT

s₄ [pro_i Moskva xotijn neg üjldvert ajılladag].

“Ivanov_i is 20 years old now. His_i elder brother_j is a journalist. His_i younger brothers_k study at high school. (He_i) works at a factory in Moscow.”

(50 a) の pro の指示対象は、直前の文 S₁ の主語 “Ivanov” である。(50 b) のように、pro と指示対象との間に異なる主語をもつ文 S₂ が介入すると、談話上の容認性の度合いが低くなる。pro の指示対象の候補として S₂ の主語 “ax ni” を選べる可能性が出てくるからである。(50 c) のように、更に別の主語をもつ文が加わると、当然、競合する pro の指示対象の候補が増えるわけであるから、“Ivanov” を唯一的に選ぶことがほとんど困難になる。pro の指示対象の特定化には、(50) で観察した一般的な制約の他に、二つの特有の制約がかかる。

第一の制約は、指示対象は主語以外の名詞句であってはならないということである。

(51) a. s₁ [Bilig_i Ulsijn töv muzejg_j üzexeer

state-G center museum-ACC see-ADJ. VN-INSTR

Ulaanbaatar xotod irlee]. s₂ [Tend pro_i taksind

Ulan Bator city-D / L come-PST there taxi-D / L

suuj e_i xotijn töv ruu yavav].

get on-COOD. CNV city-G toward go-PST

“Bilig_i came to Ulan Bator to see the National Central Museum_j. There (he_i) caught a taxi and went to the center of the city.”

- b. *_{s1} [Bilig_i Ulsijn töv muzej_j uzexeer Uaanbaatar xotod irlee]. _{s2}[pro_j
 <<Manaj ornij üjldver>><<Soyol
 1pl-G country-G industry culture
 urlag>><<BNMAU-ijn gadaa xariltsaa>> zereg olon art
 MPR-G foreign relationship and so on many
 xesegtej yom].
 part-CMT PRD
 “Bilig_i came to Ulan Bator to see the National Central
 Museum_j. It_j has many sections such as ‘the industry of our
 Country’, ‘Culture and Fine Arts’ and ‘the Foreign Relationship
 of MPR’.”

(51 a) の pro の指示対象は、S₁の主語“Bilig”であるので、適格の判定が得られる。ところが、(51 b)の pro は S₁の直接目的語が指示対象であると解釈されるために不適格となる。

第二の制約は、pro の指示対象は常に先行文脈にあるのであって、後続の文脈にあってはならないということである。

- (52) a. _{s1} [Bat_i nomijn delgüürees oros mongol toli
 book-G store-ABL Russian Mongolian dictionary- \emptyset
 avlaa]. _{s2} [Oroj pro_i kino üzlee].
 buy-PST evening movie- \emptyset see-PST
 “Bat_i bought a Russian-Mongolian dictionary at a book store. (He_i) saw a
 movie in the evening.”

- b. *_{s1} [pro_i nomijn delgüürees oros mongol toli avlaa].
_{s2} [Oroj Bat_i kino uzlee].

(52 a) は、pro の指示対象の“Bat”が先行文にあるので適格であるが、(52 b) はそれが後続文にあるので不適格である。

(50)、(51)、(52)の観察から、pro の指示対象の特定化に関して、次のような原則を引き出すことができる。

(53) 近接性の原則：

pro は最も近接する先行文脈内の実現形をもった主語 NP を指示対象とする。

この原則は、主語の実現形に行き当たるまで、先行文脈を遡ることが許されるということを含意している。

(54) s_1 [Bi_i end ireed e_i Xubisgalijn muzejg üzsen].

Isg here come-COOD. CNV revolution-G museum-ACC see-PRF. VN

s_2 [pro_i öör muzej üzeegüj]. s_3 [pro_i odoo Ulaanbaatar

other museum- \emptyset see-IMPRF-not now Ulan Bator

xotijn muzej üzmeer bajna].

city-G museum- \emptyset see-like to be-NPST

"I came here and saw the Revolution Museum. (I) haven't seen the other museums yet. (I) want to see the Ulan Bator City Museum."

S_3 の pro は直前の文 S_2 の pro と同一指示的である。この S_2 の pro は、 S_1 の照応的空要素 e と同一指示的である。けれども、近接性の原則(53)により、 S_2 の pro も S_1 の e も、 S_3 の pro の指示対象にはなれない。 S_3 の pro にとって最も近接する先行文脈内の実現形をもった主語 NP は、 S_1 の主語 "Bi" である。"Bi" は S_3 の pro の指示対象であるが、それは遡及的に探索されることで見出されるのである。観点を変えると、[bi_i e_i pro_i pro_i] のように先行詞となる主語 NP から S_3 の pro に至るまで、同一指示性の連鎖を構築することになる。

「近接性の原則」について忘れてはならないもう一つのことは、この原則が他の談話の原則を前提にして初めて効力をもつという事実である。「近接性の原則」、「トピックの位置の原則」、「トピックの連続性の原則」、「談話の首尾一貫性の原則」の間には、次のような依存関係を見ることができる。

(55) 談話の首尾一貫性の原則 > トピックの位置の原則、トピックの連続性の原則 > 近接性の原則

pro は、いわば、無標のトピックであるわけだが、トピックが文頭に来やすいということと、先行文脈との間でトピックが連続しているということが前提

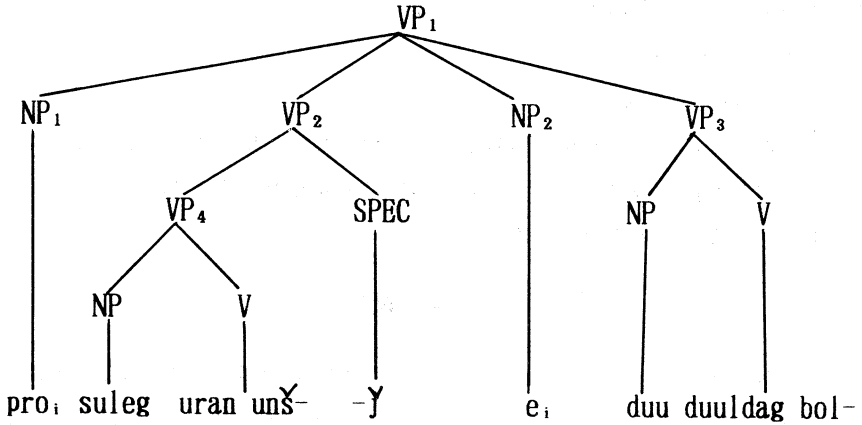
になって初めて、適切な指示対象に辿り着けるということが保証されるのである。これらの原則は相互に依存し合いながら、談話の首尾一貫性を成立させるために働いているのである。

さて、pro と指示対象を結ぶ原則を突き止めたのであるから、次に、3. 2 節の冒頭であげた(30)のタイプの主語の省略を具体的に説明していくことにしよう。便宜上、(30)を(56)として再提示する。

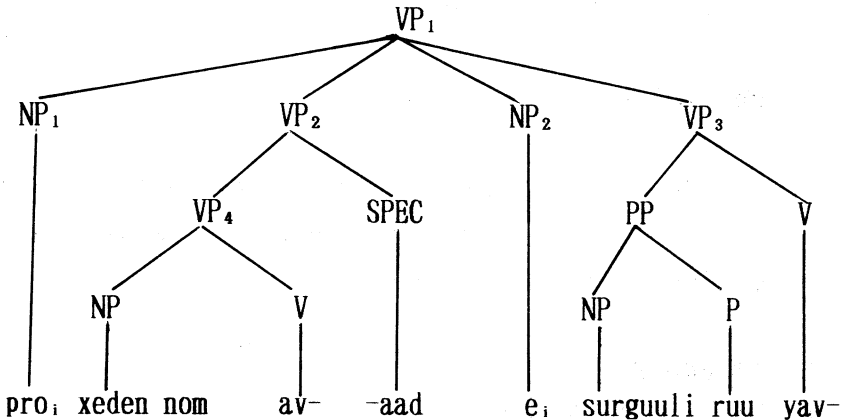
- (56) a. s_1 [Suragč_i buxen nom unšij_i, e_i bičig
 student all book- \emptyset read-COOD. CNV composition- \emptyset
 bičij_i čaddag bolov]. s_2 [Bas pro_i
 write-COOD. CNV be able to-HBT become-PST moreover
 sūleg uran unšij_i e_i duu duuldag bolloo].
 poem- \emptyset recite-COOD. CNV song- \emptyset sing-HBT become-PST
 “All the students_i came to be able to read a book and write composition.
 Moreover, (they)_i came to recite a poem and sing a song.”
- b. s_1 [Bid_i Batijn tasgaas garč, e_i nomijn delgüürt
 1pl-G room-ABL go out-COOD. CNV book- \emptyset store-D / L
 očloo]. s_2 [Tendees pro_i xeden nom avaad e_i
 go-PST there-ABL a few book- \emptyset buy-COOD. CNV
 surguuli ruu yavav].
 school toward go-PST
 “We left Bat’s room and went to the book store. There (we) bought several books and went to school.”

S_2 に注目して頂きたい。等位文の前半節の主語の位置に pro が、後半節の主語の位置に照応的な空要素が入っている。統語構造は、次のようになる。

(57) a .



b .



(57 a, b)は、NP₁の pro と NP₂の e とが同一の指標を有し、pro が e を C 統御しているため、pro は e を正しく束縛している。NP₂はNP₁により束縛されているため、NP₁の pro と同一指示的な実現形やもう一つの pro をもってはいない。

次に、NP₁の pro は近接性の原則(53)に従って、先行文脈内に指示対象を求める。S₁内の照応的な空要素を手掛かりに遡ることで、最も近接する主語 N

P “suragč” と “bid” にそれぞれ辿り着くのである。pro の特定化の過程において、次のような連鎖が形成されることになる。

(58) a. [suragč_i, e_i, pro_i]

b. [bid_i, e_i, pro_i]

(56)のように、顕在的な主語のまったく現れない等位文も、束縛という統語上の原則と近接性の原則という談話上の原則とが相補い合う形で働くことで、余す所なく説明できるのである。

4. 結び

2節、3節で見たように、モンゴル語の等位文の主語の省略は、削除ではなく差押えと呼んでよいような現象である。差押えが発動するためには、統語上の原則と意味上の制約、及び、談話上の原則が整わなければならなかった。まとめとして、もう一度、それらの原則や制約を列挙しておこう。

I. 統語上の原則

(59) 主語の差押えの原則：

同一指示的な主語NPが相互にC統御し合う関係にある場合、その実現形は、どちらか一方のNPの下にだけ現れればよい。残りのNPの下には、非語彙的な照応的要素eがおかれる。

II. 意味上の制約

(60) \dot{j} / -č と -aad⁴ の意味特性：

a. \dot{j} / -č : 一つの行為や事態の連続性が異なる行為や事態の同時性を表示する。

b. -aad⁴ : 一つの行為や事態の継起性を表示する。

III. 談話上の原則

(61) pro は、最も近接する先行文脈内の実現形をもった主語NPを同一指示対象

とする。

等位文の主語の省略は、異なるレベルの原則や制約が相補い合う形で働く中で保証される現象なのである。そして、各々の原則や制約は、対応するレベル内の他の原則や制約との相互関係の中で、その効力を発揮できるのである。一つの文法現象は、同一レベルでの、また、異なるレベル間での原則や制約の相互依存関係を解き明かして初めて十全に説明することができるかと断言してよいだろう。本論文は、それを実証する舞台でもあった。これと同じ視点にたった研究が今後も数多くなされていくことを望みたい。

(註)

- 1) \dot{j} は動詞語幹が母音及び、“v, g, r” 以外の子音で終わる場合に、 \dot{c} は “b, g, r” の子音で終わる場合に付加される。
- 2) 語幹の母音に応じて交替する母音調和の規則に従う。
- 3) 指示代名詞 “ter” は、文同士の間を明確にするために補った。又、完了の接尾辞 \dot{j} -*jee* / \dot{c} -*ee* は、動詞の語幹が母音及び “s, r, v” 以外の子音で終わる場合に前者が選ばれ、“s, r, v” の子音で終わる場合には後者が選ばれる。
- 4) \dot{l} -*aa*⁴ は動詞語幹の母音に応じて “ \dot{l} -*aa* / \dot{l} -*ee* / \dot{l} -*oo* / \dot{l} -*öö*” と交替する。
- 5) 以後、前半節と後半節、二つの等位節からなる等位節を主要な考察の対象として論じていく。

- 6) i . e_i $e_m\dot{c}ij_n$ $bi\dot{c}ij$ $\dot{o}gs\dot{o}n$ $\dot{j}oroor$
 doctor-G write-COOD. CNV give-PRF. VN prescription-INSTR
 em uugaad [Batbayarijn_i biye]_j udalgüj
 medicine- \dot{c} drink-COOD. CNV -G body shortly
 zügeer boljee.
 recover-PRF
 “(Batbayar_i) took the medicine which the doctor prescribed, and [Batbayar’s_i body]_j shortly recovered.”

i は、前半節のゼロ主語が後半節の主語と同一指示的ではないにもかかわらず、適格な例である。薬を飲む行為者は、Batbayar の身体ではなく、Batbayar という人間自身である一方、回復するのは Batbayar の身体であると解釈できる。但し、Batbayar の身体と Batbayar とは不可分離 (inalienable) の関係にあり、Batbayar 自身から切り離しては考えられないのであるから、Batbayar と Batbayarijn biye とは、近似的に同一指示的であると解釈してよいかもしれない。その理由として、ゼロ主語を Batbayar 以外の者と解釈する文は、不適格であるからである。

i. Chamorro anaphors must be bound by the subject.

15) Huang(1989) では、この規則は改訂され、“Generalized Control Rule”として定式化されている。

i. Generalized Control Rule(GCR):

An empty pronominal is controlled in its control domain (if it has one).

“control domain” は、次のように定義される。

ii. Domain \equiv def.

α is the control domain for β iff it is the minimal category that satisfies both (a) and (b):

a. α is the lowest S or NP that contains (i) β , or (ii) the minimal maximal category containing β ,

b. α contains a SUBJECT accessible to β .

i と ii は、pro が “a local, unique nonarbitrary antecedent” をもつような環境を指定する。もし pro が control domain をもたない場合には、i と ii の方式でコントロールされる必要はなくなり、“long distance” をもつことになる。i と ii で指定されない pro の先行詞は、何らかの pragmatic な要因によって決定されなければならないのだから、結局、以下での論議に、GCR はまったく影響を与えないことがわかる。

【謝辞】

本論文の執筆にあたって、データに関する煩雑な質問に丁寧に答えて下さった INDIANA 大学客員教授 T. S. Isdorj 氏に深く謝辞を表明したい。氏の御教示がなかったなら、本論文を完成させることはできなかったであろう。勿論、誤りはすべて著者自身の責任であることは言を俟たない。

【省略記号】

1 : the First Person

sg : singular

2 : the Second Person

pl : plural

3 : the Third Person

ABL : Ablative

NPST : Nonpast

ACC : Accusative

RFL : Reflexive-Possessive

ADJ.VN : Adjective Verbal Noun

PRD : Predicate Particle

CMT : Comitative

PRF : Perfective

COORD. CNV : Coordinative Converb

PRF. VN : Perfective Verbal Noun

CSTV:Causative

PST: Past

D / L : Dative-Locative

VLNT : Voluntative

G : Genitive

$\phi_{\text{IMPRTV.2P}}$: Second Person Imperative

HBT : Habitual

\emptyset : Zero Case

IMPRF : Imperfective

INSTR : Instrumental

References

- Chomsky, N.(1981) *Lectures on Government and Binding*. Foris.
- Chung, S.(1989) "On the Notion 'Null Anaphor'in Chamorro," In(eds.) Jaeggli, O. & K. J. Safir : 143-184.
- 福井直樹(1989)「句構造の理論と比較統語論」 言語18 : No. 7, 94-102, No 8, 90-95, No 9, 96-100, No10, 94-99.
- Goodall, G.(1987) *Parallel Structures in Syntax*. Cambridge University Press.
- Hankamer, J.(1979) *Deletion in Coordinate Structures*. Garland Publishing, Inc.
- Huang, C. T. J.(1984) "On the Distribution and Reference of Empty Pronouns," *Linguistic Inquiry* 15 : 531-574.
- _____.(1989) "Pro-Drop in Chinese : A Generalized Control Theory," In (eds.) Jaeggli, O. & K. J. Safir : 185-214.
- Jaeggli, O and K. J. Safir. (eds.)(1989) *The Null Subject Parameter*. Kluwer Academic Publishers.
- Luvsanjav, C, et al.(1976) *Mongol Xel Surax Bicig*. Ulan Bator.
- Manzini, M. R.(1983) "On Control and Control Theory," *Linguistic Inquiry* 14 : 421-446.
- _____.(1985) "On Control and Binding Theory," *NELS* 16 : 322-337.
- 小沢重男(1986)増補モンゴル語四週間. 大学書林.
- Reinhart, T.(1983) "Coreference and Bound Anaphora : A Restatement of the Anaphora Questions," *Linguistics and Philosophy* 6 : 47-88.
- Van Dijk, T, A.(1977) *Text and Context : Explorations in the Semantics and Pragmatics of Discourse*. Longman.

Die Übersetzung des Sutra Textes „Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra“ mit Erläuterungen

Herausgegeben von
Hideshige Omura

in gemeinschaftlicher Arbeit mit
Marcel Wenzel Chalupa

Einleitung

Das Kern-Sutra der Prajñā-Vollkommenheit (prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra) ist am abgekürztesten in den unzähligen buddhistischen Sutren und am populärsten bei uns im Japan, besitzt es doch die Grundkonzeption des Buddhismus am konzentriertesten. Seit dem Jahre 609 n. Chr., wo das Kern-Sutra vom China nach Japan kam, ist sein ins Altchinesische übersetzter Text überall immer wieder von den zahllosen Japanern beides Geschlechtes vorgelesen, abgeschrieben, gebeten und hochgeschätzt, ohne den Unterschied zwischen den jeweiligen japanischen buddhistischen Schulen zu machen oder zu konterkarieren. So kann man heute auch auf dem Regal jeder Buchhandlung viele verschiedene Aufklärungsbücher finden, die dieses Sutra zum Inhalt haben.

Sein handschriftlicher, altindischer, sanskritischer Text wurde im Japan als einzig gut erhaltenes Original in der Welt, im Jahre 1884 im Hōryūji-Tempel in Nara, entdeckt und vom Max Müller (Professor für Indische Philosophie und Philologie) ins Englische übersetzt.

Bei der Übersetzungsarbeit in die deutschen Sprache sind wir zwei Problemen gegenübergestellt. Dem Problem der Textkritik und darauf folgend der

sprachlichen, philosophischen Fremdheit zwischen den beiden Sprachen. Die Literaturen des Buddhismus sind seit altersher wiederholt, unter kritischen Bearbeitungen, veröffentlicht und doch geschieht es des Öfteren, wie zum Beispiel im Falle der alten Stupa, daß ein gleichartiger Text neu entdeckt wurde, der zu weiteren philosophischen und philologischen Diskussionen anregte. So kann man mehr als zwanzig unter den indischen und chinesischen Texten des Sutras zählen und vor dem Dilemma stehen, den rechten Text zu finden, zu beurteilen oder zu rekonstruieren. Bei der Bearbeitung der Übersetzung haben wir sowohl den Vistaramātrkā Text wie auch Saṃkṣiptamātrkā Text¹⁾ gleichwertig in Betracht gezogen. Der vorliegende Text²⁾ ist einer der neueren philologischen Bearbeitungen durch den indischen Philologen. Darin kann man wohl zwei Druckfehler finden, trotzdem wäre hier eine Kritik unangebracht. Hierzu haben wir zurückhaltend die Unterschiede zwischen dem vorhandenen Text und zwei anderen Texten³⁾, die neulich philologisch bearbeitet wurden, in den Anmerkungen „Die Vergleichung mit den anderen zwei Texten“ aufgeführt. Angedacht der Warnung durch den hervorragenden chinesischen Übersetzer der buddhistischen Literatur, Hsüan-tsang (600-664), oder anderer indischen buddhistischen Philosophen; Der Übersetzer soll Sorge walten lassen und nicht leichtfertig in die Muttersprache anhand der philosophischen Geläufigkeit übersetzen, waren wir bestrebt, beide Kulturkreise und seine Schwerpunkte sowie Verständnis zu eruieren und so der Aussage von Erich Frauwallner (Professor für Indologie und Iranistik) Rechnung zu tragen. Seine Übersetzungsprinzipien, die er in „Die Philosophie des Buddhismus“ und „Geschichte der indischen Philosophie“⁴⁾ veröffentlichte, lautete:

Eine Übersetzung hat dem der Sprache unkundigen Leser möglichst getreu zu vermitteln, was das Original enthält. Ist das Original feierlich und langatmig, so kann auch die Übersetzung nur feierlich und langatmig sein. Ist das Original hart und dunkel, so

darf die Übersetzung nicht Glätte und Klarheit vortäuschen. Sonst ist sie keine Übersetzung mehr, sondern eine Bearbeitung. Selbst logische Fehler des Verfassers hat der Übersetzer unverändert wiederzugeben. Sie aufzuzeigen und zu erklären ist Sache der Erläuterungen. Die Erläuterungen selbst sind ziemlich umfangreich, besonders bei den knappen Merktexen. Dabei habe ich es vorgezogen, statt abgerissener einzelner Anmerkungen eine durchlaufende Erklärung zu geben und diese an die Spitze des Textes zu stellen. Es handelt sich dabei um keinen eingehenden wissenschaftlichen Kommentar. Aber ich hoffe, daß meine Erläuterungen alles enthalten, was für ein erstes Verständnis der Texte notwendig ist.

In der schwierigen Frage der Wiedergabe der philosophischen Terminologie bin ich folgendermaßen verfahren. Da es sich hier, im Gegensatz zur antiken Philosophie, um eine Sprache handelt, die nur den wenigsten Lesern vertraut ist, war eine Beibehaltung der originalen Termini nicht möglich. Ich habe daher grundsätzlich übersetzt, zur Vermeidung von Irrtümern und Unklarheiten jedoch die indischen Ausdrücke in Klammern beigelegt. Dabei habe ich mich bemüht, durchgängig an der gleichen Übersetzung des gleichen Terminus festzuhalten. Ferner habe ich auch hier zwischen Übersetzung und Erklärung unterschieden. Schließlich muß auch der Inder, der sich mit einem philosophischen System Vertraut macht, erst die terminologische Bedeutung der verschiedenen Ausdrücke kennenlernen. Ich habe daher soweit wie möglich Übersetzungen gewählt, die etwa dasselbe ausdrücken, was für den Inder das betreffende Wort zunächst besagt. Die genaue philosophische Bedeutung ergibt sich aus den Erläute-

rungen. Vor allem aber habe ich vermieden, Ausdrücke der europäischen philosophischen Terminologie zu verwenden. Denn so bestechend es oft auf den ersten Blick erscheint, in der Regel führt es irre und erweckt falsche Vorstellungen. Überhaupt habe ich mich durchwegs bemüht, die indische Prägung der Gedanken festzuhalten und möglichst genau wiederzugeben. Denn nur so ist ein richtiges Verstehen dieser fremden Gedankenwelt möglich. Um nur ein Beispiel zu geben, der Begriff des Grunderkennens (*ālayavijñānam*) der buddhistischen Yogācāra-Schule lockt geradezu zur Übersetzung als „Unterbewußtsein“. Aber die buddhistische Philosophie kennt auch den Begriff des Bewußtseins, und zwar bezeichnet sie es in der älteren Zeit als *saṃjñā*, in der jüngeren als *saṃvit*. Wenn sie nun das Grunderkennen als Erkennen (*vijñānam*) bezeichnet und nicht als Bewußtsein, so bestimmt sie es damit bewußt als ein psychisches Phänomen, dem ganz bestimmte Eigenschaften zukommen und welches vom Bewußtsein wesentlich verschieden ist. Und das muß der Übersetzer meiner Ansicht nach festhalten und darf es nicht verwischen.

In unserer Übersetzungsarbeit haben wir die O. Böhtlingk-Sanskrit-Wörterbücher⁵⁾ als die sprachliche Grundlage angenommen. Die daraus so gewonnenen Bedeutungen wurden dann von uns in die Terminologien umgesetzt, die Erich Frauwallner in seinen Arbeiten verwendete.

Erläuterungen zu den wichtigsten Terminologien wurden dann aus den obengenannten Büchern zitiert und besprochen. Um in den deutschen Sätzen die richtige Wortstellung sowie den Satzbau zu gewährleisten, wurden von uns, wo zwingend es erschien, Ergänzungsworte in Klammern eingefügt.

Danksagung

Diese Übersetzung des vorliegenden Textes „Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra“ (Das Kern-Sutra der Prajñā-Vollkommenheit) mit seiner Erläuterung ins Deutsche ist wahrscheinlich ganz neu. Nicht zu letzt möchten wir unseren besonderen Dank Herrn Professor Dr. phil. Yasunori Ejima, Leiter der Abteilung für Indische Philosophie und Sanskrit Philologie der Universität Tokyo, und seinen Mitarbeitern aussprechen. Ihre Textkritiken sowie Beratungen waren in unserer Arbeit nicht nur hilfreich, sondern essentiell von Bedeutung.

Anmerkungen zur Einleitung

- 1) Die Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra ist in zwei synonym-parallelen Texten überliefert, die sich nur in ihren Längen unterscheiden: Die Vistaramāṭṛkā (genannt der längere Text) und Die Saṃkṣiptamāṭṛkā (genannt der kürzere Text). Hier handelt es sich um den kürzeren Text.
- 2) P. L. Vaidiya, Mahāyāna-Sūtra-Saṃgraha, Heft 1, Buddhist Sanskrit Texte Nr.17, S. 94 (The Mithila Institute of Post-Graduate Studies and Research in Sanskrit Learning, Darbhanga 1961)
- 3) Sindo Siraisi, Hannyasingyō ryakubonhonno kenkyū (Studien zum Prajñāpāramitāhṛdaya-sūtra-saṃkṣipta-māṭṛkā), (Nihon bukkyōgakkai nempō, 12, S. 268-304, Nihon bukkyōgakkai, 1929)
Hajime Nakamura, Kazuyosi Kino, Hannyasingyō, Kongōhannyakyō (Prajñāpāramitāhṛdaya-sūtra, Vajracchedikā-prajñāpāramitā-sūtra) S. 174 f. (Iwanami Shoten, 1960)
- 4) Frauwallner, E., Die Philosophie des Buddhismus. S. 4 ff. (Berlin 1956)
Vgl. Frauwallner, Geschichte der indischen Philosophie. S. 4 ff. (Salzburg 1953)
- 5) Böhtlingk, O. und Roth, R., Sanskrit-Wörterbuch. 7 Bde. (Neudruck der St. Petersburg Ausgabe von 1855-1875, The Association for Publishing Academic Masterpieces, Tokyo 1976) Böhtlingk, O., Sanskrit-Wörterbuch in kürzerer Fassung (Nachdruck der Ausgabe 1879-1899, Rinsen Book Tokyo 1991) Schmidt, R., Nachträge zum Sanskrit-Wörterbuch in kürzerer Fassung von Otto Böhtlingk. (Nachdruck der Ausgabe von Harassowitz 1928, Rinsen Book Tokyo 1991)

६ प्रज्ञापारमिताहृदयसूत्रम् ।

[संक्षिप्तमातृका]

॥ नमः सर्वज्ञाय ॥

आर्यावलोकितेश्वरबोधिसत्त्वो गम्भीरायां प्रज्ञापारमितायां चर्यां चरमाणो व्यवलोक-
यति स्म । पञ्च स्कन्धाः, तांश्च स्वभावशून्यान् पश्यति स्म ॥

5

इह शारिपुत्र रूपं शून्यता, शून्यतैव रूपम् । रूपान्न पृथक् शून्यता, शून्यताया
न पृथग् रूपम् । यद्रूपं सा शून्यता, या शून्यता तद्रूपम् ॥

एवमेव वेदयासंज्ञासंस्कारविज्ञानानि ॥

इह शारिपुत्र सर्वधर्माः शून्यतालक्षणा अनुत्पन्ना अनिरुद्धा अमला न विमला
नोना न परिपूर्णाः । तस्माच्छारिपुत्र शून्यतायां न रूपम्, न वेदना, न संज्ञा, न संस्काराः, 10
न विज्ञानानि । न चक्षुःश्रोत्रघ्राणजिह्वाकायमनांसि, न रूपशब्दगन्धरसस्प्रष्टव्यधर्माः । न
चक्षुर्धातुर्यावन्न मनोधातुः ॥

न विद्या नाविद्या न विद्याक्षयो नाविद्याक्षयो यावन्न जरामरणं न जरामरणक्षयो
न दुःखसमुदयनिरोधमार्गा न ज्ञानं न प्राप्तित्वम् ॥

बोधिसत्त्वस्य(श्च ?) प्रज्ञापारमितामाश्रित्य विहरति चित्तावरणः । चित्तावरण- 16
नास्तित्वादत्रस्तो विपर्यासातिक्रान्तो निष्ठनिर्वाणः । त्र्यध्वव्यवस्थिताः सर्वबुद्धाः प्रज्ञापार-
मितामाश्रित्य अनुत्तरां सम्यक्संबोधिमभिसंबुद्धाः ॥

तस्माज्ज्ञातव्यः प्रज्ञापारमितामहामन्त्रो महाविद्यामन्त्रोऽनुत्तरमन्त्रोऽसमसममन्त्रः सर्व-
दुःखप्रशमनः सत्यममिथ्यत्वात् प्रज्ञापारमितायामुक्तो मन्त्रः । तद्यथा—गते गते पारगते
पारसंगते बोधिं स्वाहा ॥

इति प्रज्ञापारमिताहृदयसूत्रं समाप्तम् ॥

Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtram Saṃkṣiptamātrkā

Namaḥ¹⁾ Sarvajñāya

āryāvalokiteśvara²⁾ bodhisattvo gaṃbhīrāyāṃ prajñāpāramitāyāṃ caryāṃ
caramāṇo vyavalokayati sma: pañca skandhāḥ³⁾, tāṃś ca svabhāva-śūnyān
4) paśyati sma.

iha Śāriputra rūpaṃ śūnyatā, śūnyataiva rūpam, rūpān na pṛthag śūnyatā,
śūnyatāyā na pṛthag rūpam, yad rūpaṃ sā śūnyatā, yā śūnyatā tad rūpam.

evam eva vedanā⁵⁾ - saṃjñā - saṃskāra - vijñānāni.

iha Śāriputra sarva-dharmāḥ śūnyatā-lakṣaṇā anutpannā aniruddhā amalā
na⁶⁾ vimalā nonā na paripūrṇāḥ⁷⁾. tasmāc Śāriputra śūnyatāyāṃ na rūpam, na
vedanā, na saṃjñā, na saṃskārāḥ⁸⁾, na vijñānāni⁹⁾, na cakṣuḥ - śrotra - ghrāṇa -
jihvā - kāya - manāṃsi, na rūpa - śabda - gandha - rasa - spraṣṭavya - dharmāḥ,
na cakṣur-dhātur yāvan na mano-dhātuḥ¹⁰⁾.

na vidyā nāvidyā na vidyākṣayo nāvidyākṣayo¹¹⁾ yāvan na jarāmaraṇaṃ¹²⁾
na jarāmaraṇakṣayo na duḥkha - samudaya - nirodha - mārgā, na jñānaṃ na
prāptitvam¹³⁾.

bodhisattvasya (sca?)¹⁴⁾ prajñāpāramitām āśritya, viharaty a¹⁵⁾ cittāvaraṇaḥ,
cittāvaraṇa-nāstitvād atrasto viparyāsātikrānto niṣṭhanirvāṇaḥ, tryadhvavy-
avasthitāḥ sarva-buddhāḥ prajñāpāramitām āśrityānuttarāṃ samyaksambodhim
abhisambuddhāḥ.

tasmāj jñātavyaḥ¹⁶⁾ prajñāpāramitā-mahāmanthro mahāvīdyāmanthro 'nutta-
ramantro 'samasama-mantraḥ, sarvaduḥkha-praśamaṇaḥ. satyam amithyatvāt
prajñāpāramitāyāṃ ukto mantraḥ, tad yathā:

gate gate pāragate pāra-saṃgate bodhi svāhā.

iti prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtram samāptam.

Die Vergleichung mit anderen zwei Texten

(Vgl. Anmerkung zur Einleitung 3) , abgekürzt hier Siraisi und Nakamura-Kino Text

1) namaḥ,

In den beiden Texten, „namas“.

2) āryāvalokiteśvara,

In den beiden Texten, „āryāvalokiteśvaro“.

3) skandhāḥ,

Im beiden Texten, „skandhās“.

4) Im Siraisi Text ist das Subjekt ergänzt und ein Satz hinzugefügt, „Bhagavan paśyati sma. evam vyavalokya aryāvalokiteśvaro bodhisattvo 'vocat“.

5) vedenā,

„vedeyā“ im originalen Text ist ein Druckfehler.

6) na vimalā,

Im Siraisi Text fehlt „na“.

7) na paripūrṇāḥ

Im Siraisi Text fehlt „na“.

8) saṃskārāḥ,

Im Siraisi Text, „saṃskāro“. im Nakamura-Kino Text, „saṃskārā“.

9) vijñānāni,

In den beiden Texten, „vijñānām“.

10) mano dhātuḥ,

In den beiden Texten, ist „vijñāna“ ergänzt.

11) na vidyā na vidyā-kṣayo,

Im Siraisi Text fehlen die Worte.

12) na jarāmaraṇaṃ,

Im Siraisi Text werden die Worte wiederholt. Ist es Druckfehler ?

13) prāptitvam,

In den beiden Texten, „prāptiḥ“.

14) bodhisattvasya,

Im Siraisi Text ist „aprāptivād“ davor hinzugefügt. Im Nakamura-Kino Text, „tasmād aprāptivād bodhisattvānām“.

15) viharaty a-cittāvaraṇaḥ,

„viharati cittāvaraṇaḥ“ im originalen Text ist ein Druckfehler.

16) jñātavyaḥ,

In den beiden Text, „jñātavyam“.

Das Kern-Sutra der Prajñā-Vollkommenheit¹⁾

Die abgekürzten Buchstaben²⁾

Verbeugung vor dem Allwissenden,

Heiliger³⁾ Avalokiteschvara⁴⁾ Bodhisattva⁵⁾, in der tiefen Prajñā-Vollkommenheit sich vollziehend, hatte eingesehen: die Fünf-Gruppen⁶⁾(seien da) und sie (seien) ihrem eigenen Wesen nach leer⁷⁾, hatte wahrgenommen.

„Nun Schariputra⁸⁾, die Materie⁹⁾(ihrem eigenen Wesen nach ist) von der Leerheit⁷⁾, der Leerheit wegen (ist da) die Materie, außerhalb der Materie (ist) keine Leerheit, außerhalb der Leerheit (ist) keine Materie, was die Materie (ist), das (ist) die Leerheit, was die Leerheit (ist), das (ist) die Materie.

Ebenso wie die Empfindung, das Bewußtsein, die Gestaltungen, das Erkennen.

Nun Schariputra, alle Gegebenheiten¹⁰⁾ (sind) von Leerheit-Kennzeichnendem¹¹⁾, ohne entstehen und vergehen, unschmutzig, unrein, ungeleert und ungefüllt. Also Schariputra, der Leerheit wegen (ist da) keine Materie, keine Empfindung, kein Bewußtsein, keine Gestaltungen, kein Erkennen, kein Auge, kein Gehör, keine Nase, keine Zunge, kein Körper, kein Denken, weder Materie - Ton - Geruch - Geschmack - Berührbare - Gegebenheiten, noch vom Augenerkennen bis zum Denkerkennen¹²⁾.

Kein Wissen - kein Nichtwissen - kein Wissensaufheben - kein Nichtwissenaufheben weder der Altern-Tod noch das Altern-Todaufheben¹³⁾. kein Leiden - keine Leidenmasse - kein deren Aufheben - kein deren Weg¹⁴⁾, kein Begreifen, keine deren Erlangung.

Der Bodhisattvas Prajñā-Vollkommenheit sich hingebend, weil sie geistighemmungslos, die Geistighemmungslos-Bleibenden, die Unerschrockenen, die Nichtselbstentfremdeten, (sind) befindlich auf dem Nirwana¹⁵⁾.

Alle in der Vergangenheit-Gegenwart-Zukunft geweilten Buddhas, der Prajñā-Vollkommenheit sich hingebend, (sind) die zur höchsten, echten, vollkommenen Erleuchtung Gelangten. Also begreift; die Prajñā-Vollkommenheit (sei) der Großspruch, der Groß-Wedaspruch, der Höchstspruch, der Unvergleichbarerspruch, der alle Leiden lindernde, (ist) wahrhaft wegen der Unwahrheit, der aufgrund der Prajñā-Vollkommenheit gesprochene Spruch, heißt;

gate gate pāragate pārasaṃgate bodhi svāhā!“¹⁶⁾

Somit (ist) der Kern-Sutra der Prajñā-Vollkommenheit vollendet.

Anmerkungen und Erläuterungen

1) Prajñāpāramitā

Böhlingk, O., abgekürzt B. O. ebenso weiter „die höchste Stufe des Verstandes“. Frauwallner, E., Die Philosophie des Buddhismus, abgekürzt D.Ph.d.B. ebenso weiter, S. 148 f.

„Als Bezeichnung für das höchste Sein erscheint oft der Ausdruck Wesen der Gegebenheiten (*dharmāṇām dharmatā*) und Element der Gegebenheiten (*dharmadhātuḥ*), ferner Höhepunkt des Wirklichen (*bhūtakotiḥ*). Charakteristischer und ebenfalls sehr beliebt ist die schon in kanonischen Schriften auftauchende Bezeichnung Soheit (*tathatā*), die hier das unfaßbare und nur sich selbst gleiche Wesen des höchsten Seins auszudrücken scheint und später als Ausdruck für seine Unveränderlichkeit angesehen wurde. Noch kennzeichnender, wenn auch seltener, sind schließlich die in anderem Sinn ebenfalls bereits im Hinayāna verwendeten Bezeichnungen als Leerheit (*śūnyatā*), als Merkmalloses (*ānimittam*) und als Unbegehrtes (*apraṇihitam*). Denn in diesen Begriffen kommt die Unbestimmbarkeit des höchsten Seins am stärksten zur Geltung und ihre Wichtigkeit wird dadurch hervorgehoben, daß sie und ihre Betrachtung Tore zur Erlösung (*vimokṣamukhāni*) genannt werden.

Als Wesen aller Dinge ist dieses höchste Sein auch das Wesen des Buddha (*tathāgatavam*), es ist die Allwissenheit (*sarvajñatā*) und die Vollkommenheit der Einsicht (*prajñāpāramitā*).

Ihm gegenüber steht die Erscheinungswelt. Diese ist nicht wirklich. Das wird nicht weiter begründet. Denn offenkundig beruht diese Anschauung auf dem bei Mystikern so lebhaften Gefühl der

Nichtigkeit alles Irdischen gegenüber dem wahren Sein, das sie im Zustand der Versenkung erlebt haben. Diese Nichtwirklichkeit der Erscheinungswelt wird aufs schärfste und schroffste ausgesprochen. Die Dinge sind nicht vorhanden und nicht festzustellen, und zwar ganz und gar nicht und in keiner Weise. Sie sind nämlich frei (*virahitaḥ*) und losgelöst (*viviktaḥ*) von jedem eigenen Wesen (*svabhāvaḥ*), vom Wesen des Kennzeichnenden (*lakṣaṇam*) und des Gekennzeichneten (*lakṣyam*). Sie sind also nichts, und ihre Natur (*prakṛtiḥ*) ist eine Nichtnatur (*aprakṛtiḥ*). Das, was wir zu erkennen glauben, sind bloße Worte (*nāmadheyamātram*) und gleicht einem Zaubertrug (*māyā*), einem Traum und einem bloßen Widerhall.“

2) Mātṛkā,

B.O., „der in Diagramme u.s.w. geschriebenen Buchstaben, denen eine magische Kraft beigelegt wird“.

3) Ārya,

B. O., „bei den Buddhisten, ein Mann, der über die Wahrheiten nachgedacht hat und sein Betragen danach richtet, erhält fast jedes Werk das Beiwort“.

4) Avalokiteśvara,

Personenname, bedeutet der Vermögender, zum alles hingesehen zu sein, Allgegenwärtiger.

5) Bodhisattva,

B. O., „bei den Buddhisten, ein Mann in dem letzten Stadium auf dem Wege zur Erlangung der vollkommenen Erkenntnis, der Buddha“.

6) Pañca skandhāḥ,

B. O., „Menge, Complex, die fünf Skandha bei den Buddhisten sind rūpa, vijñāna, vedanā, saṃjñā, saṃskāra“.

D. Ph. d.B., S.26f.

„Man unterschied vor allem dem Durst, der durch die Sinnesobjekte erregt wird, und den Durst, der sich auf das irdische Dasein richtet. Wenn nämlich die Sinne mit ihren Objekten in Berührung kommen, entstehen Empfindungen und diese wecken die Begierde. So entsteht der sogenannte Begierdedurst (*kāmatṛṣṇā*). Die zweite Form des Durstes kommt folgendermaßen zustande. Für die Verstrickung in das Dasein ist es besonders verhängnisvoll, wenn man die irdische Persönlichkeit für das wahre Ich (*ātmā*) hält.

Demgegenüber hat der Buddha gezeigt, daß die irdische Persönlichkeit in Wahrheit nur eine Verbindung verschiedener Arten von Gegebenheiten (*dharmāḥ*) teils materieller, teils geistiger Art ist, welche alle vergänglich sind und dem Diesseits angehören. Und zwar unterschied er fünf Gruppen (*skandhāḥ*) solcher Gegebenheiten. Körperlichkeit (*rūpam*), Empfindung (*vedanā*), Bewußtsein (*saṃjñā*), Gestaltungen (*saṃskārāḥ*) und Erkennen (*vijñānam*). Einer der wichtigsten Gegenstände der Predigt des Buddha ist es daher, zu zeigen, daß diese fünf Gruppen nicht das wahre Ich sind. Wer aber, wie es unter gewöhnlichen Menschen so Regel ist, sie trotzdem für das Ich hält, kommt dazu, sich an sie zu klammern. Und dieses Hangen an der irdischen Persönlichkeit ist eine der wichtigsten Ursachen für das ständige Wiedergeboren werden. Und das ist die zweite Form des Durstes, der sogenannte Werdedurst (*bhavatṛṣṇā*). Daneben hat man als dritte Form des Durstes gelegentlich auch den Vernichtungsdurst (*vibhavatṛṣṇā*) gestellt. Denn ebenso wie das Streben nach Fortdauer des Lebens, ist auch das Streben nach Vernichtung für den Erlösungsuchenden ein Irrweg. Aber diese dritte Form hat nie größere Bedeutung gewonnen und wurde bald fallen gelassen.“

7) Śūnya, Śūnyatā,

leer, Leerheit. D. Ph. d. B., S. 173.

„Noch wichtiger ist der von Nāgārjuna eigenartig entwickelte Begriff des eigenen Wesens (*svabhāvaḥ*). Eigenes Wesen bedeutet nach Nāgārjuna, der indischen Wortbedeutung entsprechend, ein Sein aus sich selbst und nur durch sich selbst bedingt, unabhängig von allem andern. Daraus folgt aber, daß ein solches eigenes Wesen nicht entstanden ist, weil es nicht verursacht sein kann, und daß es nicht dem Vergehen unterworfen ist, weil sein Bestehen von nichts anderem abhängt. Es ist daher ewig und unvergänglich. Und so folgert denn Nāgārjuna, daß die Dinge der Erscheinungswelt, weil sie ständigen Werden und Vergehen unterliegen, kein eigenes Wesen besitzen können. Sie sind also wesenlos, d.h. unwirklich.

Diese Begründung der Unwirklichkeit der Dinge ermöglicht ihm gleichzeitig, das Wesen Erscheinungswelt, wie er sie sieht, schärfer zu erfassen. Die Unwirklichkeit der Erscheinungswelt bedeutet nicht, daß sie nicht ist. Sie ist nur nicht wesenhaft. Damit rückt eine Bestimmung in den Vordergrund, welche in der Prajñāpāramitā noch eine unter vielen war, die aber für Nāgārjuna zum entscheidenden Ausdruck für das Wesen der Erscheinungswelt wurde, die Leerheit (*śūnyatā*). Die Dinge der Erscheinungswelt sind leer, wesenlos. Wir können daher weder sagen, daß die Dinge sind, noch, daß sie nicht sind. Beides ist fehlerhaft. Beides sind Gegensätze. Die Wahrheit liegt in der Mitte, im mittleren Weg, in der Leerheit.“

Vgl. Erläuterung 1),

Ein ähnlicher Gedanke ist im Goethes Faust zu finden.

J. W. v. Goethe, Hamburg Ausgabe Bd.3, 149 und S. 364.

„So bleibe denn die Sonne mir im Rücken ! 4715

Der Wassersturz, das Felsenriff durchbrausend,

Ihn schau' ich an mit wachsendem Entzücken.

Von Sturz zu Sturzen wälzt er jetzt in tausend,

Dann abertausend Strömen sich ergießend,

Hoch in die Lüfte Schaum an Schäume sausend. 4720

Allein wie herrlich, diesem Sturm ersprießend,

Wölbt sich des bunten Bogens Wechseldauer,

Bald rein gezeichnet, bald in Luft zerfließend,

Umher verbreitend duftig kühle Schauer.

Der spiegelt ab das menschliche Bestreben. 47253

Ihm sinne nach, und du begreifst genauer:

Am farbigen Abglanz haben wir das Leben.“

„Alles Vergängliche

Ist nur ein Gleichnis; 12105

Das Unzulängliche,

Hier wird's Ereignis;

Das Unbeschreibliche,

Hier ist's getan;

Das Ewig-Weibliche 12101

Zieht uns hinan.“

8) Śāriputra,

Personenname, das Sūtra ist der Dialog zwischen Buddha und Schariputra.

Die oberen vier Zeilen sind die Worte von Schariputra, darunten die von Buddha.

9) Rūpa,

B. O., „äußere Erscheinung, sowohl Farbe als auch Gestalt, Form, Aussehen“.

Vgl. Erläuterung 5), D. Ph. d. B., S. 109 f.

„Das bei den Indern so stark ausgeprägte Streben nach Systematik hat schon früh dazu geführt, daß verschiedene philosophische Schulen versuchten, die Grundelemente, aus denen sich nach ihrer Ansicht die Welt zusammensetzt, listenmäßig zusammenzufassen. Dieser Brauch wurde von den späteren Systemen übernommen, und so stellte das Sāṃkhya seine Reihe der fünfundzwanzig Wesenheiten (*tattvāni*) auf, ebenso wie das Vaiśeṣika die Liste seiner Kategorien (*padārthāḥ*). Als daher die buddhistischen Schulen darangingen, ihre Lehre zu vollkommenen Systemen auszugestalten, empfanden auch sie die Notwendigkeit, solche Listen zusammenzustellen, und sie taten es. Dabei wählten die Sarvāstivādin folgende Einteilung. Nach ihnen zerfallen sämtliche Gegebenheiten in Vergängliches und Ewiges, wofür man im Anschluß an die althergebrachten Ausdrucksformen des Buddhismus die Bezeichnungen *samskṛtam* (*Gestaltetes*) und *asamskṛtam* (*Nichtgestaltetes*) verwendete, die wir als ‚Verursachtes‘ und ‚Nichtverursachtes‘ übersetzen. Ferner teilte man das Vergängliche oder Verursachte in vier Gruppen, die Materie (*rūpam*), das Erkennen, oder wie man in diesem Zusammenhang lieber sagte, den Geist (*cittam*), die mit dem Geist verbundenen oder geistigen Gegebenheiten (*cittasamprayuktā dharmāḥ* oder *caittāḥ*) und die vom Geist getrennten Gegebenheiten (*cittaviprayuktā dharmāḥ*)“.

10) Dharma,

B. O., „die Natur -, die Art und Weise eines Dinges, eine wesentliche, charakteristische Eigenschaft, ein solches Merkmal, Eigentümlichkeit, Attribut“.

Vgl. Erläuterung 1)

11) Śūnyatā-lakṣaṇa,

Vgl. Erläuterung 7), D. Ph. d. B., S.147 f.

„Im Mittelpunkt steht die Vorstellung von einem höchsten Sein. Es ist dies die uralte in Indien seit der Upanisadenzeit lebendige Vorstellung. Aber sie ist hier nicht einfach übernommen. Man hat sie vielmehr aus eigenem Erleben heraus eigenartig gestaltet und in eigene Ausdrucksformen gekleidet.

Aufs schärfste ist, gemäß der allgemeinen Entwicklung, in der der Buddhismus steht, die Unfaßbarkeit und Unbestimmbarkeit des höchsten Seins betont. Nur selten wird es im Anschluß an eine alte vereinzelt im Kanon auftauchende Anschauung, die später von den Mahāsāṃghika übernommen worden war, als fleckenloser und leuchtender Geist (*prabhāsvaraṃ cittam*) bezeichnet. Im allgemeinen wird immer wieder hervorgehoben, daß keinerlei Bestimmungen darauf zutreffen. Es ist ohne Entstehen und ohne Vergehen, ungeschaffen (*akṛtaḥ*) und unveränderlich (*avikāraḥ*) und überhaupt nicht ins Dasein getreten (*anabhinivṛtaḥ*). Es ist undenkbar, unwägbbar, unmeßbar, unzählbar und ohnegleichen. Es ist grenzenlos, d. h. ohne Anfang, ohne Mitte und ohne Ende, also räumlich unbegrenzt. Es ist aber auch ohne Beginn, ohne Gegenwart und ohne Aufhören, liegt also außerhalb der drei Zeitstufen. Kurz es ist von Natur aus rein (*viśuddhaḥ*) und losgelöst (*viviktaḥ*) von allen Bestimmungen. Es ist daher auch unvorstellbar (*avikalpaḥ*) und auch in ihm finden keine Erkenntnisvorgänge statt. Wegen seiner Grenzenlosigkeit und Unfaßbarkeit wird es daher gern mit dem leeren Raum verglichen.“

D. Ph. d. B., S.149.

„Da die Dinge aber unwirklich und von allen Merkmalen losgelöst sind, treffen auch keinerlei Bestimmungen auf sie zu. Sie sind ungeboren und ungeschaffen, ohne Entstehen und Vergehen. Sie sind undenkbar, unwägbar, unmeßbar, unzählbar und ungleich. Und sie sind unbegrenzt und ohne Vergangenheit, Zukunft und Gegenwart. Damit fallen aber die Aussagen über die Erscheinungswelt mit denen über das höchste Sein zusammen, und die Dinge erscheinen gewissermaßen selbst als höchste Sein. So gilt es also, das Verhältnis der beiden zueinander zu bestimmen. Aber das bereitet Schwierigkeiten. Wo man es versucht, vermag man nur zu sagen, daß sie verschieden und doch nichtverschieden sind. Die Bestimmungen, welche dem höchsten Sein zukommen, wie z. B. das Nichtentstehen und Nichtvergehen, sind nicht die fünf Gruppen. Und doch sind sie und die fünf Gruppen keine Zweiheit. Ebenso ist das höchste Sein selbst nicht den fünf Gruppen gleich. Es ist aber auch nicht außerhalb der fünf Gruppen zu suchen.“

- 12) Caṅsuḥ, śrotra, ghrāṇa jihvā, kāya, manāṃsi, rūpa, śabda, gandha, rasa, spraṣṭavya, dharmāḥ, caṅsur-dhātur, mano-dhātur,

Die zwölf Bereiche, die achzehn Elemente. Frauwallner, E., Geschichte der indischen Philosophie, abgekürzt G. d. i. Ph., ebenso weiter, S. 190.

„Sehr häufig begegnen wir der Vorstellung von den fünf Eigenschaften der Dinge, auf welche sich die Begierde richtet (*kāmaguṇāḥ*), also den Sinnesobjekten. Immer wieder spricht der Buddha von den durch das Auge erkannten Formen, den durch das Ohr erkannten Tönen, den durch die Nase erkannten Gerüchen, den durch die Zunge erkannten Geschmücken und den durch den Körper erkannten Berührungen, den erwünschten, begehrten, angenehmen, erfreulichen, mit den Begierden verknüpften, verlockenden, ‘ und

warnen davor, sich von ihnen verstricken und betören zu lassen. Daneben steht die Vorstellung von den sechs äußeren und den sechs inneren Bereichen (*āyatanāni*). Es sind dies wiederum die Sinnesobjekte und daneben die ihnen entsprechenden Sinnesorgane, die hier, ähnlich wie im Gespräch zwischen Manu und Br̥haspati, einander gegenübergestellt sind. Dabei ergibt sich die Sechszahl dadurch, daß das Denkorgan (*manah*) in altertümlicher Weise auf gleicher Stufe mit den Sinnesorganen erscheint und daß ihm als Objekt alle dem Denken faßbaren Dinge unter dem Namen Gegebenheiten (*dharmāḥ*, P. *dharmā*) zugeordnet werden. Schließlich wird noch häufig eine Gruppe von 18 Elementen (*dhātavaḥ*) genannt. Diese bestehen aus den sechs äußeren und den sechs inneren Bereichen also den Sinnesobjekten und Sinnesorganen, wozu noch das dadurch hervorgerufene Erkennen (*vijñānam*, P. *viññānaṃ*) kommt, das je nach seinem Ursprung in sechsfacher Form als Augenerkennen, Hörenerkennen, Gerucherkennen, Zungenerkennen, Körpererkennen und Denkerkennen erscheint.“

- 13) Na vidyā, nāvidyā, na vidyākṣayo, nāvidyākṣayo, yāvan na jarāmarāṇaṃ na jarāmarāṇakṣayo,

Die zwölfgliedrige Ursachenkette. G. d. i. Ph., S. 197 ff.

„Wir finden nämlich in alten Texten des buddhistischen Kanons neben den vier heiligen Wahrheiten einen zweiten Lehrsatz, welcher ebenfalls bestimmt ist, die Entstehung des Leidens und die Möglichkeit seiner Aufhebung zu erklären, und welcher seine letzte Ursache im Nichtwissen findet. Dieser Lehrsatz bringt das Bedeutendste, was der alte Buddhismus zur theoretischen Begründung seiner Erlösungslehre zu sagen hat, und enthält überhaupt das Wertvollste was er an philosophischen Gedanken hervorge-

bracht hat. Es ist dies die zwölfgliedrige Ursachenkette, oder wie sie vor allem genannt wird, die Lehre vom abhängigen Entstehen (*pratītyasamutpādaḥ*, P. *paṭīccasamuppādo*).

Die einfachste und häufigste Form, in diese Ursachenkette aufgezählt wird, ist folgende: „Abhängig vom Nichtwissen (*avidyā*, P. *avijjā*) entstehen die Gestaltungen (*samskārah*, P. *saṅkhārā*), abhängig von den Gestaltungen das Erkennen (*viññānam*, P. *viññāṇam*), abhängig vom Erkennen Name und Form (*nāmarūpam*), abhängig von Namen und Form die sechs Bereiche (*ṣaḍāyatanaṃ*, P. *saḷāyatanaṃ*), abhängig von den sechs Bereichen die Berührung (*sparsaḥ*, P. *phasso*), abhängig von der Berührung die Empfindung (*vedanā*), abhängig von der Empfindung der Durst (*tṛṣṇā*, P. *taṇhā*), abhängig von der Empfindung der Durst das Ergreifen (*upādānam*), abhängig vom Ergreifen das Werden (*bhavaḥ*), abhängig vom Werden die Geburt (*jātiḥ*), abhängig von der Geburt Alter und Tod, Schmerz und Klagen, Leid, Betrübniß und Verzweiflung (*jarāmarāṇasoka-paridevaduḥkhadaurmanasyopāyāsāḥ*, P. *jarāmaranaṃ soka-paridevaduḥkhadomanassupāyāsā*). So kommt die Entstehung dieser ganzen Leidensmasse (*duḥkhaskandhaḥ*, P. *dukkhakkhandho*) zustande.

Durch Aufhebung (*nirodhaḥ*) des Nichtwissens werden die Gestaltungen aufgehoben, durch Aufhebung der Gestaltungen wird das Erkennen aufgehoben, durch Aufhebung des Erkennens wird Name und Form aufgehoben, durch Aufhebung von Name und Form werden die sechs Bereiche aufgehoben, durch Aufhebung der sechs Bereiche wird die Berührung aufgehoben, durch Aufhebung der Berührung wird die Empfindung aufgehoben, durch Aufhebung der Empfindung wird der Durst aufgehoben, durch

Aufhebung des Durstes wird das Ergreifen aufgehoben, durch Aufhebung des Ergreifens wird das Werden aufgehoben, durch Aufhebung des Werdens wird die Geburt aufgehoben, durch Aufhebung der Geburt wird Alter und Tod, Schmerz und Klagen, Leid, Betrübnis und Verzweiflung aufgehoben. So kommt die Aufhebung dieser ganzen Leidensmasse zustande.'

Hier wird also das Leiden auf eine Reihe von Ursachen zurückgeführt, von denen immer eine die andere bedingt und deren letzte das Nichtwissen ist. Und anschließend daran wird gezeigt, wie durch die Aufhebung des Nichtwissens auch diese Ursachen aufgehoben werden, bis mit seinen Ursachen auch das Leiden verschwindet. Bevor wir jedoch auf diesen Grundgedanken selbst eingehen und die Ursachenkette in ihrer Gesamtheit zu verstehen suchen, müssen wir uns noch mit einer Reihe von Einzelfragen beschäftigen. Der Lehrsatz vom abhängigen Entstehen hat nämlich immer als der schwierigste und dunkelste Teil der Verkündigung des Buddha gegolten und hat seit frühester Zeit den Anstoß zu zahllosen Auseinandersetzungen und Erörterungen gegeben. Unter diesen Umständen ist eine genauere Besprechung nicht zu umgehen und wir müssen die wichtigsten in ihm enthaltenen Begriffe erst im Einzelnen zu verstehen und zu bestimmen suchen, bevor wir daran gehen können, ihn als Ganzes zu deuten und zu begreifen.“

14) Duḥkha, samudaya, nirodha, mārgā,

Die vier edlen Wahrheiten. G. d. i. Ph., S.183 f.

„Dies, ihr Mönche, sind die vier edlen Wahrheiten. Welche vier? Das Leiden, die Entstehung des Leidens, die Aufhebung des Leidens und der zur Aufhebung des Leidens führende Weg.

Was ist nun das Leiden (*duḥkham*, P. *dukkham*)? Geburt ist

Leiden, Alter ist Leiden, Krankheit ist Leiden, Tod ist Leiden, mit Unliebem vereint zu sein ist Leiden, von Liebem getrennt zu sein ist Leiden, nicht erlangen, was man begehrt und erstrebt, auch das ist Leiden, kurz die fünf Gruppen des Ergreifens (*upādāna-skandhāḥ*, P. *upādānakkhandhā*) sind Leiden. Das heißt das Leiden.

Was ist die Entstehung des Leidens (*duḥkhasamudayaḥ*, P. *dukkhasamudayo*) ? Es ist der Durst (*tr̥ṣṇā*, P. *tanhā*), der zur Wiedergeburt führt, der von Wohlgefallen und Begierde begleitet da und dort Gefallen findet. Das heißt die Entstehung des Leidens.

Was ist die Aufhebung des Leidens (*duḥkhanirodhaḥ*, P. *dukkhanirodho*)? Es ist die restlose Ablehnung und Aufhebung dieses Durstes, der zur Wiedergeburt führt, der von Wohlgefallen und Begierde begleitet da und dort Gefallen findet, sein Aufgeben und seine Unterdrückung. Das heißt die Aufhebung des Leidens.

Und was ist der zur Aufhebung des Leidens führende Weg (*duḥkhanirodhagāminī pratīpat*, P. *dukkhanirodhagāminī paṭīpadā*)? Es ist der edle achtgliedrige Pfad, nämlich rechte Ansicht, rechtes Denken, rechtes Reden, rechtes Handeln, rechtes Leben, rechtes Streben, rechte Wachsamkeit und rechte Sammlung. Das heißt der zur Aufhebung des Leidens führende Weg. Das, ihr Mönche, sind die vier edlen Wahrheiten“.

15) Nirvāṇa,

B. O., „bei den Buddhisten, das vollständige Erlöschen des Individuums“.

D. Ph. d. B., 174 f.

„Was die höchste Wirklichkeit betrifft, so hat Nāgārjuna über sie weniger Neues und Eigenes zu sagen als über die Erscheinungswelt. Vor allem vermeidet er die in der Prajñāpāramitā vorkommenden positiven Ausdrücke und Benennungen. Er spricht von

keinem Element der Gegebenheiten (*dharmadhātuḥ*), von keiner Soheit (*tathatā*), sondern nur vom Erlöschen, dem Nirvāṇa. Dieses ist ohne Entstehen und Vergehen, ohne Aufhören und auch nicht ewig. Und vor allem ist es weder seiend noch nicht seiend, da Sein und Nichtsein als gegensätzliche Begriffe der Welt der Abhängigkeit angehören. Ferner ist das Nirvāṇa frei von jeder Vielfalt, bietet also unseren Vorstellungen keine Grundlage und ist daher unvorstellbar und unausdrückbar. In ihm ist somit die Mannigfaltigkeit der Erscheinungen und das Gesetz des abhängigen Entstehens aufgehoben. Es ist von Natur aus friedvoll (*sāntam*).

Auf diese Weise ergeben sich aber über das Nirvāṇa die gleichen Aussagen wie über das Wesen der Erscheinungswelt. Und so kommt Nāgārjuna, ebenso wie die Prajñāpāramitā, dazu, die Einheit der Erscheinungswelt und des Nirvāṇas zu behaupten. Dieselben Bestimmungen, welche für das Wesen der Dinge (*dharmatā*) gelten, gelten auch für das Nirvāṇa. Nirvāṇa und Erscheinungswelt sind gewissermaßen nur zwei Erscheinungsformen desselben Wesens. Was in der Bedingtheit und Abhängigkeit die Erscheinungswelt darstellt, das ist frei von der Bedingtheit und Abhängigkeit das Nirvāṇa. Und Nāgārjuna scheut sich nicht, diese Wesensgleichheit aufs nachdrücklichste und schärfste zu betonen. Die Erscheinungswelt und das Nirvāṇa sind ein und dasselbe. Es besteht zwischen ihnen nicht der geringste Unterschied. Daraus folgt aber auch, daß das Nirvāṇa nichts Getrenntes für sich ist, das man erlangt, indem man sich von der Erscheinungswelt befreit. Es besteht vielmehr nur darin, daß man den Trug der Erscheinungswelt nicht mehr wahrnimmt, indem die Vielfalt, auf die sie sich gründet, zur Ruhe kommt.“

- 16) Vgl. Shūyū Kanaoka. *Indotetsugakushi Gaisetsu* (Der Abriß der indischen Philosophie. Kōsei Verlag Tokyo 1990) S. 22 ff.

Die Sprüche von Mantra oder Dharani wie auch die speziellen Termini (wie z. B. *prajñā*) sind seit altersher aus der Übersetzungsprinzip sowohl ins Tibetanische wie auch ins Chinesische nicht übersetzt worden. Der Spruch bedeutet „Gegangene, Gegangene, Hinübergelange, Hinübergelant-Bleibende, Erleuchter, Segen“.

S. T. コウルリッジの「老水夫の歌」について

安藤 栄子

On S. T. Coleridge's “The Rime of the Ancient Mariner”

Eiko Ando

Abstract

The first edition of *Lyrical Ballads* (1798) opened with “The Rime of the Ancient Mariner”. W. Wordsworth, who discovered the poem did not get ready acceptance from contemporary readers, transferred it to inferior place, and moreover added the four ‘defects’ of the poem in the second edition (1800).

In this paper, first of all, I would like to examine each of Wordsworth’s criticism of the poem and how the criticism would be appropriate. Secondly, I would like to prove that Wordsworth’s criticism seemed not be exactly adequate.

I think, “The Rime of the Ancient Mariner”, including the supernatural and other complicated elements, seemed to be above Wordsworth’s comprehension. Coleridge describes in his poem ‘soul’s travelling’ through an ancient mariner’s voyage, claiming his religion to be unique and broader than Christianity.

(序)

Lyrical Ballads 初版 (1798) の冒頭を飾った “The Rime of the Ancient Mariner” は、S. T. Coleridge の傑作であり、イギリス Romanticism を代表する作品である。ところが、出版当初は意外と不評であり、W. Wordsworth は、第2版で、以下のように批判した。

The Poem of my Friend has ended great defects; first, that the principal person has no distinct character, either in his profession of Marin-

er, or as a human being who having been long under the control of supernatural impressions might be supposed himself to partake of something supernatural:secondly, that he does not act, but is continually acted upon:thirdly, imagery is somewhat too laboriously accumulated.¹

Wordsworth が述べた、この詩の 4 つの欠点を要約すると、次のようになると思われる。

1. 主人公の老水夫は、水夫として目立つ働きもせず、また、あれほど長い間、超自然的な力に支配されたにもかかわらず、そのような力を身につけた人間として描かれていない。
2. 老水夫は、いつも自分から行動せず、外から行動させられる。
3. 必要な関係のない出来事は、お互い何の効果も生まない。
4. イメジャリーは、わざとらしい印象を与える。

この小論では、Wordsworth の批評を参考にし、この批評がたして妥当性があるのかどうかを探り、その結果、この詩の主題が一体何であるのかを追求したいと思う。

(一)

Wordsworth は、第 1 と第 2 の批評で、ことさら老水夫の無能、没個性を暴きたて、彼を不能の老人扱いするが、そのようなことよりも、もっと大切なことは、なぜ老水夫が無能に見えるように描かれているのか、ということであろう。そしてさらにもう一步踏み込んで、我々は次のような素朴な疑問を、もっと重視すべきではないだろうか。すなわち主人公老水夫をはじめとして乗組員全員になぜ固有の名前がないのか、船にも名はなく、この無名の船が何という港を出て、どのような目的でどこへ行こうとしているのか、これらの問いに、Coleridge は口をつぐんでいる。この一切が不明であるという不気味な事実こそは、この航海が、マゼランやコロンブスの航海のような歴史に名を残す性質のものではなく、きわめて内面的な意味をもつことを示唆しており、それは、

魂の遍歴を意味するのではないかと思われる。Wordsworth は、老水夫には超自然的な面はない、と言うが、この詩の第 1 部で繰り返される老水夫の異様に光る目は、第Ⅶ部で言及される彼の悪魔のような形相とともに、彼がただならぬ超自然的な風貌と力とを兼ね備えた人物であることを示しているといえよう。実際、光る目 ("glittering eye") のこの老水夫は、その眼力で一人の結婚式に行こうとしている若者を捕え、海上で自ら体験した恐怖に満ちた話を聞かせようとする。初めは強く抵抗するが、若者は、老水夫の光る目に魅了され、最後までおとなしく話を聞く。そして第Ⅶ部では、この若者が、老水夫の話を聞くことで精神的覚醒をなしとげたことが示唆されているのである。ことことは明らかに、老水夫には、超自然的な力がある、ということであり、Wordsworth の批評は、的はずれと言わねばなるまい。彼はさらに、老水夫の水夫としての能力を疑っているが、これもおかしい。第Ⅶ部で、老水夫を救助にきてくれた小舟には、水先案内人、見習いの少年が乗っているが、2 人とも老水夫を悪魔の化身と思いこみ前者は卒倒し、後者は気が狂うのであり、したがって小舟をこぐ人がいなくなる。すると、この一番大切な時に老水夫は、水夫としての力を大いに発揮し、老水夫を救いにきた人々を乗せ、無事に陸までこぐのである。この重要な点を Wordsworth は見逃している。

第 2 の批評で Wordsworth は、老水夫は全くの受け身の人、あるいは無能な者のように考えているが、そうであろうか。この作品中最大の行為である信夫翁殺しは、他ならぬこの老水夫が行ったことである。彼が無能に見えるのは、犯した罪を自覚することで内省的とならざるを得ないからである。このような重要な点を Wordsworth は見逃している。

ところで、Barbauld 婦人との対話で、Coleridge は、この詩をアラビアン・ナイトのような運命の偶然による物語程度の作品にするつもりが、当初の意図とはなれ、moral な面が強調された、と述べている²。このことはつまり、信夫翁殺しという罪が、この作品の中で大きな意味を持つことを示していると言えよう。

それでは、信夫翁殺しは、キリスト教の原罪を意味するのだろうか。当然の

ことながら多くの英国の詩人達と同様、Coleridge も聖書に造詣が深く、この詩とはほぼ同時期に“Wanderings of Cain”という作品に着手しており、旧約聖書のカインとアベルの物語に深い関心を示していたと言える。聖書では、兄カインが、弟アベルを激しい嫉妬心から殺害するのであり、彼は地上の放浪者となる（創世記第4章）。このカインによる弟殺しは、カインがアダムとイブという両親から受け継いだ原罪によるといえよう。

一方、老水夫の方は、カインのようなはっきりした動機もないのに、信夫翁を石弓で射殺したのである。しかも、殺された鳥には両義性がある。すなわち、「キリスト教信者の魂」と呼ばれる無垢の面と、南極の精霊の寵児としての悪魔的な面である。このことからこの鳥を殺すことが、道徳的に善なのか悪なのか判断するのは不可能のように思われる。加害者の理由のなさや被害者の曖昧性とは、この鳥殺しの罪が、キリスト教に限定されなくとも、我々一人一人の心に潜む egoism から起こる全く無責任な気まぐれのものと言えるのではないだろうか。大切なことは、鳥殺しを契機に、老水夫の心に罪の意識が芽生え、このことが、彼の認識を徐々に深いものに育てあげてゆく、ということなのである。

(二)

次に Wordsworth がこの詩の第3の欠点としてあげた批評に移りたい。これは、いいかえると、相関関係の希薄な出来事、つまり、一貫性に欠け、因果関係が明確でない出来事は、なんの効果も上げない、ということであろう。Wordsworth 自身は具体的に指摘していないので、これに相当すると思われる箇所を以下に5点あげることにする。

1. 信夫翁を殺したのだから、彼が死んでも当然であるが、実際に死ぬのは乗組員たちであり、ここに、因果関係は成り立たない。
2. 海蛇が、老水夫の摘みの解放をもたらすといわれるが、その因果関係は明白ではない。
3. 信夫翁の復讐を果たそうとする南極の精霊が、目的を遂げないうちに南

極に帰るのはなぜか。

4. 悪魔のような形相の老水夫が、若者に残すメッセージは、「愛と祈り」という一見キリスト教的なモラルのように見えるが、ここにも明確な相関関係は存在しない。
5. 婚礼に行く予定の若者は、結婚式になぜ背を向けるのか。
1. について、既に言及したように、信夫翁を殺すことで、老水夫は急速に罪の重さに目覚めていく。

And I had done a hellish thing,
And it would work 'em woe:
For all averred, I had killed the bird
That made the breeze to blow.
Ah wretch ! said they, the bird to slay,
That made the breeze to blow !

(part II)

一方、他の乗組員たちはどうか。上の引用にあるように、そよ風を吹かせた鳥を殺したと言って、老水夫を責めたてる。ところが、霧とかすみが晴れると

Nor dim nor red, like God's own head,
The glorious Sun uprist:
Then all averred, I had killed the bird
That brought the fog and mist.
'Twas right, said they, such birds to slay,
That bring the fog and mist.

(part II)

と、老水夫の行為を肯定する。なぜなら、霧とかすみをもたらしたのはあの鳥

であり、それを殺すことで、霧とかすみが晴れたのだから、老水夫は正しいことをした、というのである。彼等は、この一貫性のない日和見主義のゆえに、実質的には老水夫と同じ罪人なのである。しかし、本人達に罪の意識がないので、認識は少しも深まらず、Coleridgeの「悟性」³に留まる人間なのであろう。無責任な無知のゆえに、実際に鳥を殺さなくとも、彼等は罪人として死んでゆく運命にある。これに対し、老水夫は、死は免れることはできたが、死神より恐ろしい「死中の生」という魔性の女の手になやまれ、生きながら死の淵をのぞくことになる。そしてそれが、罪の意識を一層敏感にさせ、救いへと導くことになる。老水夫は、ちょうど「ヨブ記」のヨブのように、神に選ばれ試練に耐え抜く稀有な人物のようである。

2. の海蛇についてであるが、罪を犯した直後の老水夫の目には、海蛇は、腐敗する海を泳ぐ、うとましい物にすぎなかった。

The very deep did rot: O Christ !
That ever this should be !
Yea, slimy things did crawl with legs
Upon the slimy sea.

(part II)

しかし、老水夫が祈りを思い出すなど、色々と心の変化を見せ始めると、月が彼の導き手となり、導かれるままに、目の前に泳ぐ海蛇の群れを見る。

Within the shadow of the ship
I watched thier rich attire:
Blue, glossy green, and velvet black,
They coiled and swam;and every track
Was a flash of golden fire.

(part IV)

海蛇は、青、緑、黒といった落ち着いた色合いのつややかな衣装を貴婦人のように着こなし、妖しげな蛇体を、腐敗の進む紅に燃える海の中でくねらせる。彼は、海蛇の官能的な美しさに圧倒され、海蛇がこのようにまばゆいばかりに美しい存在であることをはじめて知った。この海蛇の美への賛美が海蛇へのあつい愛となって思わず迸るである。

O happy living things ! no tongue
Their beauty might declare:
A spring of love gushed from my heart,
And I blessed them unaware !
Sure my kind saint took pity on me,
And I blessed them unaware.

(part IV)

すると、罪のしるしとして老水夫の首にかけられたあった信夫翁の死体がすりりと首からはずれて、海の中へ沈んでいくのである。これは、老水夫の罪からの開放を意味すると言えよう。

ところで、周知のごとく、キリスト教では罪からの解放は、イエス・キリストの贖罪による。キリスト御自身は全く無罪でありながら、我々一人一人の罪を一身に背負い、十字架に死ぬが、復活することで、救われたい我々に救いの道を示して下さったのである。

これに対し、老水夫が救われるプロセスに、イエス・キリストの贖罪は全く描かれていない。彼は、海蛇の美に目覚めることによって救われたのである。つまり、耽美主義が、魂の救いという宗教と一致したのであり、ここに Coleridge の Romanticism の特色が示されていると思われる。

それでは、3. の南極の精霊について述べよう。南極の精霊はわが子のように可愛がっていた信夫翁を殺されたことで、ギリシャ神話の復讐の女神のよう

に、老水夫の乗った船の後ろを執拗に追ってくる。超自然的存在である精霊は、老水夫の目には見えないが、彼が罪を犯したことで非常に苦しみ、後悔していることを知っているはずである。老水夫には天使という救いの力が天から送られ、これが既に死体を動かして船を進めている。そこにさらに復讐のためとは言え、南極の精霊の海を動かす力が加わり、船はさらにスムーズに前進することができるのである。ここで、はからずも天の力と地獄の力が一つになってそれが大きな救いの力となっているのである。ここで南極の精霊は、恨みを多少は残しながらも復讐の心を少しずつ弱め、南極へと帰るのであり、老水夫への復讐、憎悪が少しずつ薄らいでゆくようである。

それでは、4. の老水夫が語るお別れのメッセージについてのべることにしたい。彼は、

He prayeth best, who loveth best
 All things both great and small;
 For the dear God who loveth us,
 He made and loveth all.

(part IV)

と若者にのべる。ここで老水夫は、森羅万象を最高に愛する人が最高に祈る人だという。なぜなら神が森羅万象を創造し、愛するからだ、という。万物を愛することが、神への祈りとなるということは、万物の背後に神を認めることであろう。鳥を殺すことで自然と分裂し、神から見捨てられ、悪魔のような顔になるほど苦しんだはてに、老水夫は海蛇の美に感動し、海蛇の背後に神の存在を認識したのである。このメッセージの中で言及される神は、自然神教の神のように、自然に内在する神であり、W. Wordsworth が “Lines Written a Few Miles above Tintern Abbey” の中で、森羅万象の中を流れる “A presence” と親しみをこめて歌う神的存在とほとんど同一のものであろう。ここでは、キリスト教の禁欲的な倫理感は影を潜め、人間の情意を肯定し、海蛇の「蛇」に象徴される悪をも含めてすべてを愛そうとするより広い倫理感があると思われる⁴。

この真理を老水夫は、自然との葛藤を通して学んだのである。

さて、5. についてであるが、若者は老水夫の話の真意を知ると、結婚式というこの現象界の幸福に背を向けるのは当然であろう。彼はその後“A sadder and wiser man”に生まれ変わったと言われる。最初はこの若者もあの乗組員達と同様に現象界のみに関心があったが、老水夫の話を通し、現象界の背後に超自然的な世界が存在することを認識することができたのであり、この若者も老水夫とともに、Coleridge の言う現象をこえることのできない「悟生」から、現象をこえて真理をみる「理性」⁵へと認識を深めることができたと言えよう。

(三)

それでは、最後に、Wordsworth の第4の批評である、イメージャリーの不自然さについてそれに相当すると思われる例を以下にあげ、各々について論じよう。

1. 老水夫一行を乗せた船が迷い込んだ南極で、四囲をとりかこむ氷が、陶器やガラスの割れる音、犬の遠吠え、遠雷の音という様々な onomatopoeia で表現されるが、いかにもこじつけられた感じがする。

The ice was here, the ice was there,
The ice was all around:
It cracked and growled, and roared and howled,
Like noises in a swound !

(part I)

老水夫一行は、氷の壁に閉じこめられて身動きができず、はじめて自然からの脅威を受ける。氷の放つ音は“cracked” “growled” “roared” “howled” 等の onomatopoeia で表現され、多少こじつけの印象も強いが、これらの不気味な音が、老水夫一行を不安の極限に駆りたてるのであり、このパニックの最中、問題の信夫翁がひらりと舞い下りるのである。つまり様々な擬声音は、サスベ

ンスを盛りあげるのに効果を上げていると言えよう。

2. 海が、あたかも下水のように、腐敗と関連づけられているのは、こじつけの印象が強いと思われる。

The very deep did rot: O Christ !
That ever this should be !
Yes, slimy things did crawl with legs
Upon the slimy sea.

(part II)

この不可解な自然の異常現象は、老水夫が信夫翁を殺害し、罪が発生した直後の出来事である。鳥を殺す以前は、老水夫は自分を取り巻く自然と自分との関係に無自覚であった。それは、たとえ魔性の潜む自然の中にあっても、老水夫が、幼児のように無心に生きることが可能であることを意味すると言えよう。しかし、鳥は殺すことで老水夫に自覚が生じ、ここに彼と自然とは分裂し、敵のように争うようになったと言えるのではないか。W. Blake は “Where there is no man, nature is barren.” (“Proverbs of Hill”)⁶ と述べているが、これは、無心を失った人間の目にうつる自然が、そのままの姿と一転して「不毛」にうつることを表現したものと考えられとる思う。これは、そのまま老水夫と海との関係にあてはまるのではないだろうか。つまり、海の腐敗は、無心を失った老水夫の目にうつる自然の不毛を示しているのである。

3. 乗組員達の死体に一群の天使が入り、船を動かすが、天使と死体の結びつきは唐突に思われる。

‘I fear thee ancient Mariner !’
Be calm, thou Wedding-Guest !
Twas not those souls that fled in pain !
Which to their corpses came again,

But a troop of spirits blest:

(part IV)

死体が呻き、起き上がる光景はゴシシズム的で恐怖を喚起させる。これは、死体に天使が入ったためだが、天使は“Angel”ではなく“spirit blest”と表現されており、これもキリスト教に限定されず、大自然の背後に存在する神が働きかける救いの力を意味するのではないか。老水夫の悔心が深まるにつれて、神の救いの力も大きくなるのであり、神は死体をも利用して救いの手段とすると言えるのではないか。

4. 呪いが解けた直後、老水夫は、以下のように悪魔に追いかけてるのを知っているので、後をふり向かず、ひたすら前を向いて歩く人に諭えられる。救いを目前にした老水夫が、再び苦しみの世界につれ戻されそうであり、この simile は不自然であるように思われる。

Like one, that on a lonesome road
Doth walk in fear and dread,
And having once turned round walks on,
And turns no more his head:
Because he knows, a frightful fiend
Doth close behind him tread.

(part IV)

たしかにその通りだが、このすぐ後に“*But soon there breathed a wind on me.*”と春のそよ風がやさしく老水夫のほおにふきつけ、彼の帰還を祝福するようである。ここから、先の simile は、救われたと思うものの、これまでの苦しみを忘れることができず、いつまた苦しみに教われるかも知れないという恐怖心を表現したものではないだろうか。アベルを殺し、地上の放浪者となったカインは、エデンの東のノドの地に住むが、彼の罪が宥されたかどうかは、は

っきりしない。これに対し、老水夫は再び故郷に帰還し得たのであり、彼の救いは確かと言えよう。

(結び)

これまで Wordsworth の批評を参考にこの小論を進めてきた。花鳥風月を愛し、自然をあるがままに歌う Wordsworth にとって、アラビアン・ナイト・ゴシック小説に耽溺し、ユニテリアンの傾向をもつ Coleridge のこの詩を理解することは、当時の読者と同様に、困難なことであったと思われる。仮に Wordsworth の指摘する欠点があるにしろ、この詩の中で Coleridge は当時の教条主義に墮したキリスト教を揶揄し、キリスト教の枠を超えたもっと広い宗教感、自然感を展開したのであり、一人の老水夫と一人の若者の精神的再生を歌い上げたのである。Coleridge は、彼の *Biographia Literaria* 第14章で、Wordsworth と話し合ったが結果、彼は、超自然的なできごとを扱い、しかもそれを真実と感じさせる詩を書くことにした、と述べるが⁷、“The Rime of the Ancient Mariner” はその意図を現実させた作品であると言えるのではないか。

〔注〕

“The Rime of the Ancient Mariner” の引用文は、すべて *Coleridge, Poetical Works*, ed E. H. Coleridge, (1912; rpt. Oxford: Oxford univ. Press, 1969) による。

- 1) John Livingston Lowes *The Road to Xanadu: A Study in the Ways of the Imagination*, (Princeton: Princeton univ. Press, 1986), p.475.
- 2) *The Table Talk and Omniana of Samuel Taylor Coleridge*, ed. Coventry Patmore (Oxford, 1917), p.106
- 3) *The Complete Works of S. T. Coleridge*, ed. W. G. T. Shedd, (New York: Harper&Brothers, 1968), Vol. II, pp.144-5
- 4) Cf. Frances Ferguson, “Coleridge and the Deluded Reader: The Rime of the Ancient Mariner”, in *Modern Critical Interpretations, Samuel Taylor Coleridge's “The Rime of the Ancient Mariner”* ed. H. Bloom, (Chelsea House Publishers, 1986), p. 73.
- 5) *The Complete Works of S. T. Coleridge*, Vol. II. p.145 および、Basil Willey, *Nineteen Century Studies: Coleridge to Matthew Arnold*, (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1949), pp.27-32 を参照のこと。
- 6) *Complete Works of William Blake*, ed. G. Keynes, (London: Oxford Univ. Press, 1969), p.152.
- 7) *Biographia Literaria*. ed. J. Shawcross, (2vols., London: Oxford Univ. Press, 1965), II, pp.5-6

各種運動と睡眠時心拍変動について

谷口 公二 上村 浩信 小成 英寿

Changes of Heart Rates During Sleep by Various Exercises

Kozi Taniguchi Hironobu Kamimura Hidetoshi Konari

Abstract

In order to examine the heart rates during sleep by various exercises, heart rates during exercises and sleep were measured. Changes of heart rates during sleep were seen in the first period of 2~3 hours. We concluded that the conditions of exercises effects the quality of sleep.

はじめに

人口の高齢化に伴う生涯にわたる健康づくりの必要性から、あるいはストレス社会に於ける対処法として身体運動が積極的に勧められるようになった。そして健康や体力、さらには楽しみを求めて身体運動に取り組む人が増えてきている。前述の目的で行う身体運動としてジョギング、テニス、筋力トレーニングを一般の社会人が選択し易い運動種目として指摘できるのではないだろうか。我々が運動を行う時に酸素需要増大から心拍数の亢進が見られ、そこから運動の効果が現れる事となるわけだが、適度な運動がよい睡眠をもたらすことを我々は経験的に知っている。睡眠が脳や体の回復過程とみると運動による覚醒時の心拍亢進が睡眠時の生理的応答に影響を及ぼしていることが考えられる。実施しやすい種目としてあげた3種類の運動はその運動特性から心拍の亢進レベルだけでなく筋疲労にも違いが予想され、そのことから睡眠時の生理的応答に

差をもたらすものと考えられる。運動と睡眠時の生理的応答についての先行研究では持続性トレーニングと運動時や24時間積算心拍数の関連^{1),2),4)}、酸素摂取量から積算心拍数と運動量の関連³⁾、あるいは深夜運動と心拍変動の関連についてみたもの³⁾が若干ある程度であり、睡眠時の心拍変動を各種運動レベル、特に筋力トレーニングとの関わりで検討したものはない。そこで、健康の維持増進や楽しみのためというレベルの運動と睡眠時心拍変動の関連についての基礎的資料を得る目的で、各種運動による心拍亢進が睡眠時心拍変動に及ぼす影響を調べた。

方 法

被検者は30代の体育教員である。心拍数の記録はキャノン社製スポーツテスター P E -3000を使い、同社製心拍データ解析用ソフトウェアのハートレイトマスター (N E C P C -9801シリーズ用) を用いパソコンに取り組み、更に LOTUS -123にて処理を行った。測定中に現れた明らかにおかしい心拍数についてはその前後の平均を取り補正している (表—1)。200台の数値はテレビ、パソコン、高圧線など電磁波を発するものに近づいた時に、また0の数値は電極が身体から離れた時に記録されたものと考えられる。心拍記録装置の連続記録容量が約16時間であることから、午前9～10時の間に測定を開始し約12時間経過したところで中断し、就寝前に再開した。その間に入浴、パソコン入力を行った。運動内容としては筋力トレーニング (表—2)、ジョギング、硬式テニスゲームである。筋力トレーニングは「初心者のための10種目トレーニング」⁶⁾を参考にして作成したものを1,3,5 セット、時間にして21分、62分、104分、そしてジョギングは40、70、90分となるように設定した。さらに硬式テニスは主としてダブルスのゲームを約1、2、4時間行った。運動時以外に覚醒時の行動については規制する事なく日常の生活どおりとした。なお、運動は全て午後の時間に行い、中断は運動終了後2～3時間たってからとした。測定は1990年8月上旬から同年9月中旬にかけて行い、同種目を続けて実施しないように、また測定日を連続しないように配慮した。

表-1 心拍数の補正

測定内容	補正個数	覚醒時	就寝時
テニス 1 h	4	1 (0)	3 (0)
活動制限	5	3 (230, 231, 233)	2 (0)
日常生活	1	1 ()	
筋トレーニング 1 セット	7	4 (0)	3 (0)
テニス 2 h	1	1 (0)	
筋トレーニング 3 セット	0		
テニス 4 h	0		
40分ジョギング	15		15 (0)
筋トレーニング 5 セット	0		
70分ジョギング	5		5 (0)
90分ジョギング	4	1 (0)	3 (0)

(表示例)

表-2 筋力トレーニング内容

運動種目	負荷	運動種目	負荷
ハイ・クリーン	27kg×8回	シット・アップ	15回
スクアット・ジャンプ	12kg×10回	デット・リフト	72kg×8回
ベンチ・プレス	42kg×10回	カーフ・レイズ	62kg×10回
ハーフ・スクアット	62kg×10回	ラテラル・レイズ	6 kg×10回 (片手)
スタンディング・スローカール	27kg×10回	ワンハンド・ベント・オーバー・ロウイング	18.5kg×10回 (片手)

結果と考察

睡眠を定義することは容易ではないと考えられているが、人の安静覚醒状態と睡眠時の代謝率を見るとその差が約10%と少なく、睡眠がエネルギー節約という消極的機能ではなく、脳と身体の積極的回復過程としての機能をもつ⁷⁾と考えられている。睡眠の質を見るには脳波を取ることによらねばならないが、そのためには電極装置・実験室内睡眠等、実際の睡眠に近いものとはいえない

ように思われる。そこで睡眠時の生理機能については心拍数を指標とし、脳波や他の生理機能は先行研究⁷⁾によった。

覚醒時の心拍変動では、運動時を除いた平均心拍は70~85拍であり、テニス・ジョギング実施日で高い値であった。運動時の心拍は筋力トレーニングで68~137拍に範囲し、平均は96拍であった。テニスでは80~159拍にわたり、平均は112拍であった。ジョギングでは86~168拍にわたり平均は150拍であった。

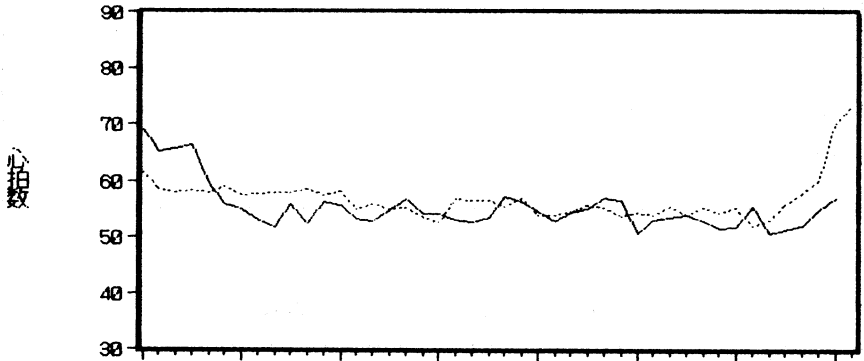


図-1 非運動日の睡眠時心拍変動(10MIN)
— 制限日 - - - 平常日

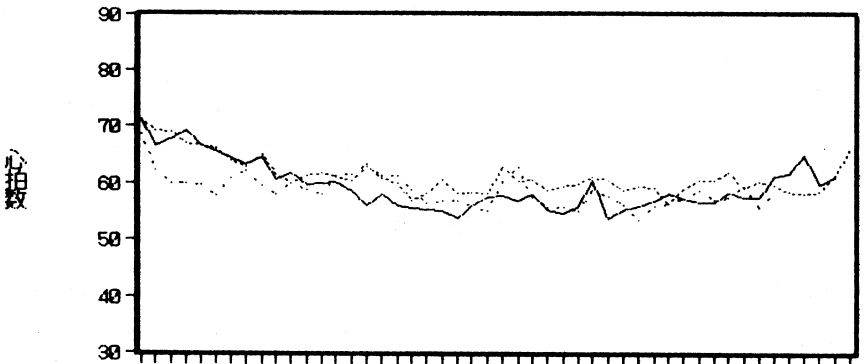


図-2 ジョギング日の睡眠時心拍変動(10MIN)
— 40分 - - - 70分 ··· 90分

各種運動と睡眠時心拍変動について

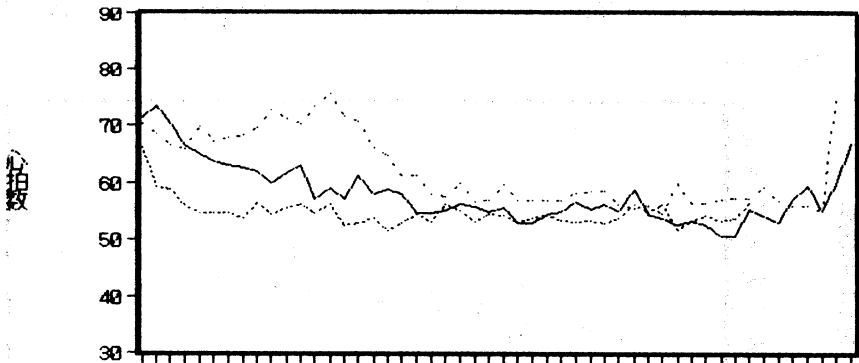


図-3テニス日の睡眠時心拍変動(10MIN)
— 1時間 --- 2時間 ---- 4時間

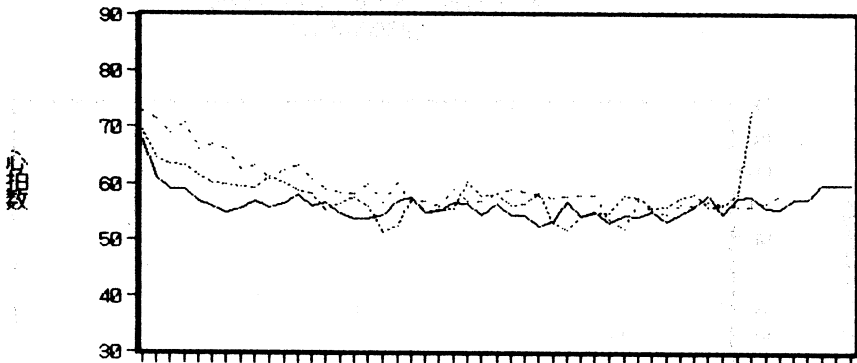


図-4筋トレ日の睡眠時心拍変動(10MIN)
— 1セット --- 3セット ---- 5セット

他の報告例⁸⁾と比較すると筋力トレーニング、テニスとも低い値であった。睡眠時の心拍変動を比較し易いように10分毎の平均を取り、その変動の様子を図1、2、3、4に示す。就寝時にスタートを合わせている。各運動による睡眠時心拍変動は就寝後2～3時間に見られ、特にテニスについては変動幅が大きかった。筋力トレーニングにおいてセット数の増加順に就寝後2～3時間の心拍数が高かった。また、非トレーニング日としてできるだけ身体を動かさない

ようにした日と活動を制限せず日常生活をした日でも睡眠前半の心拍変動に違いが見られた。

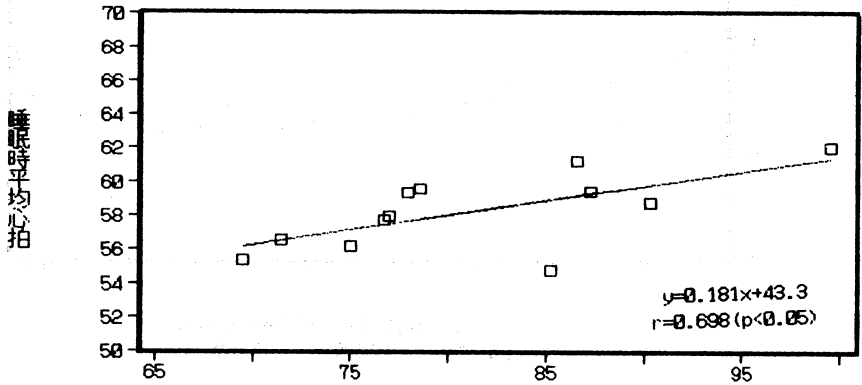


図-5 覚醒時と睡眠時平均心拍の相関

□ 覚醒時平均心拍

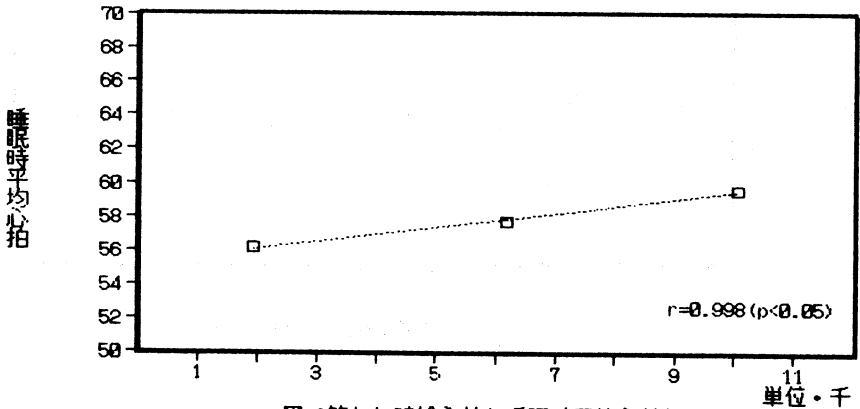


図-6 筋力トレーニング時総心拍と睡眠時平均心拍相関

□ 総心拍数

睡眠時平均心拍と運動を含めた覚醒時・運動時の平均心拍の関係では、覚醒時に5%水準で相関が見られた(図5)。これは睡眠時心拍亢進が運動を含めた日常生活のトータルしたものを反映していると考えられる。さらに各運動の総心拍数と睡眠時平均では、筋力トレーニングにおいて関係が見られた(図6)

各種運動と睡眠時心拍変動について

のは、重量負荷運動は日常生活の中で経験することの少ないものであり、負担度の大きいものであると考えられる。各運動実施日の睡眠時心拍数の70拍以上の割合を見るとテニス実施日で1時間、2時間、4時間の順に9%、2%、23%となり、筋力トレーニングではセット数の増加順に心拍数の高い値の割合が多かった。また、ジョギングでは86分の日到低い値の割合が多かった。体動には寝返りなどの粗体動と四肢のけいれんの様な細体動に分けることができるとき

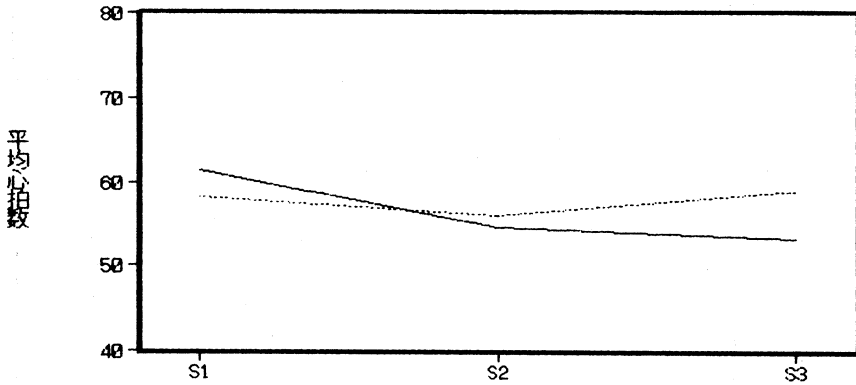


図-7睡眠時各ステージ心拍(非運動日)
— 制限日 日常生活日

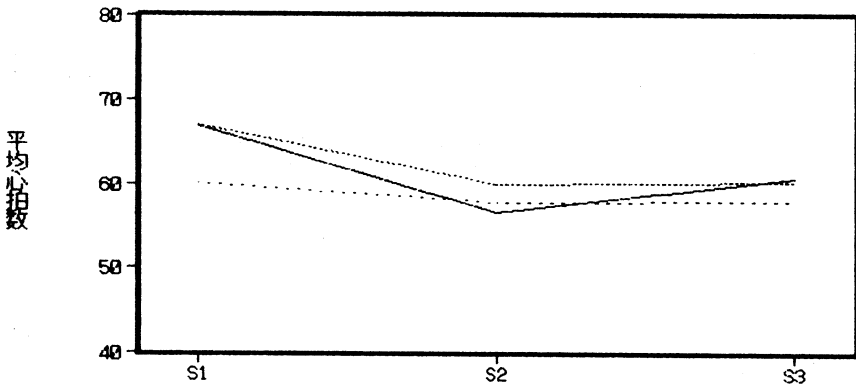


図-8睡眠時各ステージ心拍(ジョギング)
— 40MIN 68MIN - · - · 86MIN

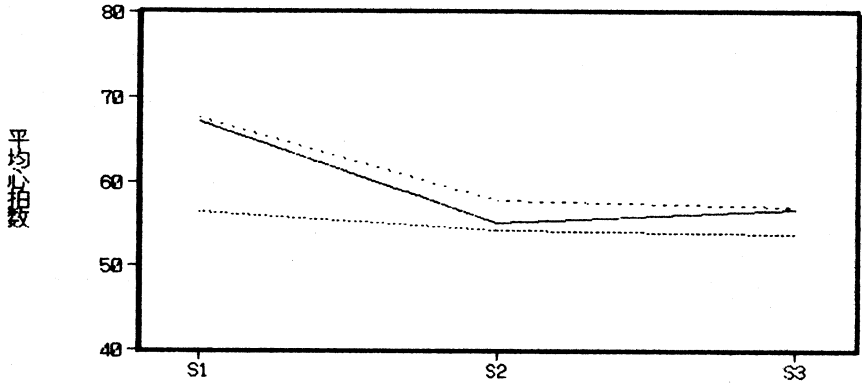


図-9 睡眠時名ステージ心拍 (テニス)
— 1H 2H 4H

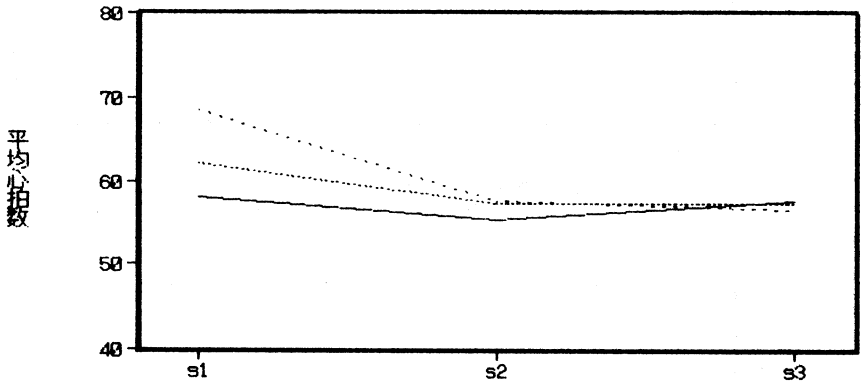


図-10 睡眠時名ステージ心拍 (筋トレ)
— 1セット 3セット 5セット

れる。覚醒時に1分間に10回寝返りをした時の心拍数を調べると71~79拍となり、睡眠時の心拍数の高い値には寝返り等の粗体動が含まれているものと思われる。筋力トレーニングではセット増に伴い体動が増え、テニスの2時間実施日とジョギング86分実施日で体動が少ないことが予想された。

睡眠にはノンレム睡眠とレム睡眠の周期的繰り返しが見られ各期の特徴的な生理変化が見られる。図7、8、9、10は睡眠中の平均心拍数を就寝10分後か

ら1時間と睡眠の中央に当たる1時間と覚醒前1時間の3つのステージに分けて比較したものである。心拍数が睡眠時深度と平均して減少するとされることからステージ1における違いは各運動の量によるノンレム睡眠の早期出現を意味すると考えた。また、深いノンレム睡眠の開始と共に成長ホルモンの分泌が高まり、さらに深いノンレム睡眠を奪うと筋と骨をつなぐ結合組織に炎症が起るとされることからこの時期に身体の修復もなされているものと考えられる。以上の事から身体活動による心拍亢進が睡眠時前半の心拍変動に影響を及ぼし、運動内容によって睡眠の質に影響を及ぼしているものと考えられた。(本研究は平成2年度北海道体育学会研究大会において発表した。)

引用・参考文献

- 1) 北嶋久雄・熊谷秋三・近藤芳昭「24時間積算心拍数と最大酸素摂取量に関する4週間持続性トレーニングの影響」佐賀大学教養部研究紀要、16：147-53,1984.
- 2) 北嶋久雄・久永義裕・坂田道孝「長期間持続性トレーニングによる24時間積算心拍数と最大酸素摂取量並びに最高心拍数」佐賀大学教養部研究紀要、17：139-44,1985.
- 3) 北嶋久雄・黒田善雄・塚越克己・雨宮輝也・伊藤静夫「酸素脈からみた積算心拍数と運動量の関係」佐賀大学教養部研究紀要、14：149-64,1982.
- 4) Seymour, G., et al., "Heart rates during 24 hours of usual activity for 100 normal men," *Journal of Applied Physiology*, 29: 799, 1970.
- 5) 杉本英夫・佐藤豊二「夜勤労働者の筋疲労に関する生理・生化学的研究～本題の基礎研究としての深夜運動と24時間心拍数変動についての検討～」新潟大学教育学部紀要、31(2)：89-99,1990.
- 6) 東京大学教育体育研究室編、保健体育講義資料、東京大学出版会、1983.p.77.
- 7) 鳥居鎮夫「睡眠」からだの科学、増刊2号：186-93,1984.
- 8) 山地啓司、運動処方のための心拍数の科学、大修館書店、1981 P P .306.

学 術 研 究 発 表 集 録

文 科 編

(平成2.4.1～平成3.3.31)

人 文

- | | | | |
|------|--|--|---------|
| 馬場雄二 | 日本人の認知・思考・創造性に関する一連の基礎的研究 (その74)
連想意味論における意味連想の即時的な様態について
(A Few Styles of Immediate Situations of Associating on Meaning Activity in the Associating Semantics Theory) | 人工知能学会第10回
研究会第10回ヒュー
マンインタフェース
と認知モデル研究会
SIG-HICG-9001-4
(6/12)P.31～P.40 | 平成2年6月 |
| 馬場雄二 | 日本人の認知・思考・創造性に関する一連の基礎的研究 (その75)
連想意味論における意味連想の概念とイメージの相互関連について
(On Some Relationships of Ideas and Images of Associating of Meaning Situations in the Associative Semantics Theory) | 情報処理学会研究報
告
情処研技報 Vol.90,
No.85 1～8 | 平成2年10月 |

外 国 語

- | | | | |
|------|------------|------------------------------|------------------------------|
| 狐野利久 | ブレイクとランターズ | イギリス・ロマン派
学会第16回学術講演
会 | 平成2年9月
30日
(1990.9.30) |
| 狐野利久 | ブレイクとランターズ | イギリス・ロマン派
研究 | 第15号
(1991.3) |

CONTENTS

Cultural Science

Nov., 1991

Whole No. 41

Case Report :

Siblings' School Truancy and Familial Background	Iwao Saito, Suguru Sato	1
Eine Studie Über die deutsche Staatsnotrechtsgeschichte – Das preußische Belagerungszustandsrechtsinstitut – ...	Toshikazu Tyou	23
A Study of "Production Learning for Peasants"	Yukihiko Asaoka	51
Ellipsis of Subject in Coordinate Structures	Kunihiko Hashimoto	73
Die Übersetzung des Sutra Textes „Prajñāpāramitā-hṛdaya-sūtra“ mit Erläuterungen	Hideshige Omura, Marcel Wenzel Chalupa	111
On S.T. Coleridge' s "The Rime of the Ancient Mariner"	Eiko Ando	137
Changes of Heart Rates During Sleep by Various Exercises	Kozi Taniguchi, Hironobu Kamimura, Hidetoshi Konari	151
Other Achievements Studies for 1990 by Professor in this Institute		160

平成3年11月11日 印刷 (非売品)
平成3年11月11日 発行

編集行 室蘭工業大学

印刷 室蘭印刷株式会社
室蘭市本町2丁目5-1
TEL (代) 24-5141